

海上保安庁総合保険

※【契約概要】【注意喚起情報】はP77～86に記載しています。
ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

令和8年

マリアス

海上保安庁総合保険マリアスは「Marine Life And Safety（海上保安庁で働く職員の人生・生活そして安心・安全）を意味しており、個別に存在していた補償制度を集約し、生・損保一体の総合型の保険制度として、平成2年1月に発足しました。これまで「職員の皆さまによる相互扶助の制度」として、数多くの職員およびそのご家族の皆さまにご愛顧いただいております。



写真撮影 米田堅持



申込締切日 令和7年9月5日(金) (各所属部署提出締切日)

海上保安庁
JAPAN COAST GUARD



公益財団法人 海上保安協会

海上保安庁総合保険「マリアス」の取扱概要

引受条件(契約内容)の違いにより、医療保障保険と疾病医療上乗せ保険で一部給付(補償)対象等が異なる場合があります。

	保険の種類	どんな保険	加入できる人 <被保険者(保障(補償)の対象者)本人となれる人>
生命保険	グループ保険 【P3~8・11~12参照】	死亡・高度障害になった場合に備える保険です ・死亡・高度障害保険金	① 職員 ② ①の配偶者(扶養の有無は問いません) ③ ①が扶養することも ※海上保安庁から出向している職員は現職と同様に取り扱われます。 ※配偶者・子どものみの加入はできません。
	グループ保険プラス 【P3・4・9~12参照】		① 職員 ② ①の配偶者(扶養の有無は問いません) ※海上保安庁から出向している職員は現職と同様に取り扱われます。 ※配偶者のみの加入はできません。
	医療保障保険 【P3・4・13~18参照】	病気・ケガの入院・手術に備える保険です <継続した5日以上の入院に対し> ・入院給付金 ・手術給付金 ※入院初日~4日目までの入院給付金および手術給付金は、認可特定保険から給付します。	① 職員 ② ①の配偶者(扶養の有無は問いません) ③ ①が扶養することも
	医療保障保険プラス 【P3・4・19~24参照】	病気・ケガの入院、先進医療、外来手術・外来放射線治療を受けた場合に備える保険です。 (1日目からの入院に対し) ・入院支援給付金 ・先進医療給付金 ・外来手術給付金 ・外来放射線治療給付金	※海上保安庁から出向している職員は現職と同様に取り扱われます。 ※配偶者・子どものみの加入はできません。
	三大疾病保障保険 【P3・4・25~30参照】	7大疾病に備える保険です ・特定疾病保険金 ・7大疾病保険金 ・がん・上皮内新生物保険金 ・死亡・高度障害保険金	① 職員 ② ①の配偶者(扶養の有無は問いません) ※海上保安庁から出向している職員は現職と同様に取り扱われます。 ※配偶者のみの加入はできません。(P3・25参照)
損害保険	(団体傷害保険) 団体総合生活補償保険 (標準型・MS&AD型) 【P33~52・69~73・75・76参照】	ケガや身の回りの事故のほか、親の介護に備える保険です <基本補償> ・傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金 ・傷害入院保険金 ・傷害手術保険金 ・傷害通院保険金 <個人賠償セット> ・日常生活個人賠償責任保険金(国内外) ・受託物賠償責任保険金 <オプションパック> ・携行品損害保険金 ・住宅内生活用財産保険金 ・借家人賠償責任保険金 ・修理費用保険金 <親介護オプションセット> ・親介護一時金	【個人型】 ① 職員または海上保安庁退職者 ② ①の配偶者、子ども ③ ①の両親、兄弟姉妹、①と同居の親族 【夫婦型】・【家族型】 ・職員または海上保安庁退職者 ※海上保安庁から出向している職員は現職と同様に取り扱われます。 ※いずれの型も申込人は職員または海上保安庁退職者本人に限ります。
	疾病医療上乗せ保険 (団体総合生活補償保険) (MS&AD型) 【P53~64・52・69~73・74・76参照】	病気での入院・手術・先進医療等を受けた場合に備える保険です <1日目からの入院に対し> ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金 ※ ※入院を伴う通院が支払対象となります。 <入院の有無にかかわらず> ・疾病手術保険金 ・疾病放射線治療保険金 ・先進医療費用保険金 <オプション> ・抗がん剤治療保険金	【個人型のみ】 ① 職員または海上保安庁退職者 ② ①の配偶者、子ども ③ ①の両親、兄弟姉妹、①と同居の親族 ※海上保安庁から出向している職員は現職と同様に取り扱われます。 ※申込人は職員または海上保安庁退職者本人に限ります。
	長期所得補償保険 (団体長期障害所得補償保険) 【P65~68・69~73・74・76参照】	病気やけがで長期間働けなくなった場合に備える保険です ・団体長期障害所得補償保険金	・職員 ※海上保安庁から出向している職員は現職と同様に取り扱われます。 ※令和8年1月1日時点で満61才以下の職員本人に限ります。 ※海上保安庁退職者の方はご加入できません。

付帯サービス名	加入対象者	サービスの種類	運営費の支払方法
健康づくりサポート (心と体の健康増進) 【P31~32参照】	・職員 ※「グループ保険」、「医療保障保険」または「三大疾病保障保険」の何れかに加入していることが必要です。 ※職員が参加すれば全てのサービスをご家族で利用できます。	・季刊誌「健康情報」 ・ヘルシーファミリー倶楽部 ・相談ダイヤル ・テレセカンド ・ホスピサーチ ・WELBOX ・CLUB FUJITA	・運営費は毎月27日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に登録口座から自動引落となります。(初回は、令和7年12月29日引落し)
生活サポートサービス 【P87参照】	※「団体傷害保険」「疾病医療上乗せ保険」「長期所得補償保険」の何れかに加入している方とその同居のご家族。	・健康・医療・介護・認知症の相談 ・暮らしの相談 ・情報提供・紹介サービス	・ご相談無料

※ 下表は各制度の概要をまとめたものです。次頁以降、各制度に関して重要な事項を抜粋して記載しておりますが、記載のない事項は各制度ごとの約款に基づき運営されます。

加入時の手続き	保険料の支払方法	保険期間	配当金	退職後の継続加入（年令は保険始期時点）
<ul style="list-style-type: none"> 告知内容に該当する必要があります。 ※ 新規・増額申込みの場合は、申込書上の「告知内容」をご確認下さい。ただし、同額以下で継続更新される場合は、新たな告知義務は生じません。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料は毎月27日（土・日・祝日の場合は、翌営業日）に登録口座から自動引落となります。（初回は、令和7年12月29日引落し） <p>【注意】 保険料が2カ月分未納となった場合、最初の保険料未納月に遡って自動脱退となります。（保障（補償）が自動的に失効します。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1年間 <p>〔令和8年1月1日〕 〕 〔12月31日〕 (以後毎年更新)</p>	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 1年ごとに収支計算を行い剰余金があれば、配当金を選付いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> 在職中に加入していた職員が51才以上で退職する場合、退職後も継続して加入いただけます。 グループ保険・グループ保険プラスは保険年齢80才まで継続加入できます。グループ保険は年齢によるコース（加入保険金額）での加入となります。（P7・8参照） 医療保障保険・医療保障保険プラス・三大疾病保障保険は保険年齢69才まで、在職時と同額以下で継続加入できます。 50才以下の自己都合退職者は退職年の12月31日まで継続加入が可能です。
<p>【親介護オプションのみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規・増額申込みの場合、健康に関する告知が必要です。同額以下で継続加入の場合は告知不要です。 ※ 告知の内容によってはご加入いただけない場合があります。 	<p>【注意】 保険料が2カ月分未納となった場合、最初の保険料未納月に遡って自動脱退となります。（保障（補償）が自動的に失効します。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1年間 <p>〔令和8年1月1日午後4時〕 〕 〔令和9年1月1日午後4時〕 (以後毎年更新)</p>	<p>×</p>	<ul style="list-style-type: none"> 在職中に加入していた職員が51才以上で退職する場合、退職後も継続して加入いただけます。 継続可能年令（保険始期日時点の満年令）は以下の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> ① 団体傷害保険 <ul style="list-style-type: none"> 基本補償：上限なし 親介護オプション：89才（親の年令） ② 疾病医療上乗せ保険 <ul style="list-style-type: none"> 子ども以外：89才 子ども：22才6か月 50才以下の自己都合退職者は退職の翌1月1日まで継続加入が可能です。
<ul style="list-style-type: none"> 新規・増額申込みの場合、健康に関する告知が必要です。同額以下で継続加入の場合は告知不要です。 ※ 告知の内容によってはご加入いただけない場合があります。 			<p>×</p>	<ul style="list-style-type: none"> 退職後は継続できません。（退職した時点で脱退となります。）

◆ マリアス加入状況

グループ保険	約 82.8 %
グループ保険プラス	約 38.3 %
医療保障保険	約 70.0 %
三大疾病保障保険	約 47.0 %
団体傷害保険	約 82.2 %
疾病医療上乗せ保険	約 39.0 %
長期所得補償保険	約 36.4 %

令和7年1月1日時点 職員本人加入率

運営期間	退職後の継続加入
<ul style="list-style-type: none"> 1年間 <p>〔1月1日～12月31日〕 (以後毎年更新)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 退職後も参加可能です。
<ul style="list-style-type: none"> 1年間 <p>〔1月1日午後4時から翌年1月1日午後4時〕 (以降毎年更新)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 損害保険の退職後の継続加入と同じです。

加入資格・告知内容

加入資格

グループ保険

グループ保険

[こども特約付年金払特約付団体定期保険]

〔死亡・高度障害
に備える保険〕

保障内容については P5～8・11～12
をご参照ください。

グループ保険プラス

[年金払特約付新・団体定期保険]

〔死亡・高度障害
に備える保険〕

保障内容については P9～12をご参照
ください。

※グループ保険プラスには、こどもの
取扱いはありません

グループ
プラス

医療保障
保険

医療保障
保険プラス

三大疾病
保障保険

健康つくり
サポート

団体傷害
保険

疾病医療
上乗せ保険

長期所得
補償保険



本人

海上保安庁職員で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年1月1日現在満17歳6か月を超え、満65歳6か月までの方(継続は満80歳6か月まで)

こども育英支援コースご加入に際しては、本人について告知ください。

※グループ保険プラスに加入する場合は、グループ保険に加入することが必要です。



配偶者

本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年1月1日現在満18歳以上、満65歳6か月までの方(継続は満80歳6か月まで)

※配偶者だけの加入はできません。

※グループ保険プラスに加入する場合は、グループ保険に加入することが必要です。



こども

本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。)で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年1月1日現在満2歳6か月を超え、満22歳6か月までの方

※こどもだけの加入はできません。



本人

海上保安庁職員で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年1月1日現在満17歳6か月を超え、満65歳6か月までの方(継続は満69歳6か月まで)

※医療保障保険プラスに加入する場合は、医療保障保険に加入することが必要です。



配偶者

本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年1月1日現在満18歳以上、満65歳6か月までの方(継続は満69歳6か月まで)

※配偶者だけの加入はできません。

※医療保障保険プラスに加入する場合は、医療保障保険に加入することが必要です。



こども

本人のこどもで申込書記載の告知内容に該当し、令和8年1月1日現在、0歳から満22歳6か月までの方

※こどもだけの加入はできません。

※こどもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

※医療保障保険プラスに加入する場合は、医療保障保険に加入することが必要です。

医療保障保険

[家族特約付医療保障保険(団体型)[生命保険]
+認可特定保険(医療保険)]

〔病気やケガによる入院・
手術に備える保険〕

保障内容については P13～18をご参照
ください。

医療保障保険プラス

[家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付
特約付無配当団体医療保険【生命保険】]

〔病気やケガによる入院・先進
医療・外来手術・外来放射線
治療に備える保険〕

保障内容については P19～24をご参照
ください。

三大疾病保障保険

[代理請求特約[Y]付、7大疾病保障特約付、
がん・上皮内新生物保障特約付、
リビング・ニーズ特約付
集団扱無配当特定疾病保障定期保
険(II型)【生命保険】]

〔7大疾病・上皮内新生物
に備える保険〕

保障内容については P25～30をご参照
ください。



本人

海上保安庁職員で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年1月1日現在満17歳6か月を超え、満65歳6か月までの方(継続は満69歳6か月まで)



配偶者

本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年1月1日現在満18歳以上、満65歳6か月までの方(継続は満69歳6か月まで)

※配偶者だけの加入はできません。

お申込み(新規加入・増額)の際は、必ずご確認ください。告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

告知内容

グループ保険 グループ保険プラス	本人	配偶者・子ども	本人・配偶者・子ども共通
	<p>【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p>	<p>【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p>	<p>【過去12ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。</p>
《別表》	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病		

医療保障保険 医療保障保険プラス	本人	配偶者・子ども	本人・配偶者・子ども共通
	<p>【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p>	<p>【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p>	<p>【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注) 検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。</p> <p>【過去2年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。</p>

三大疾病保障保険	本人	配偶者	本人・配偶者共通
	<p>【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p>	<p>【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p>	<p>【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注) 検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。</p> <p>【過去5年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。 (がん・上皮内新生物保障特約について) 当特約を新規付加するまたは当特約が付加された主契約保険金を増額する場合は、上記の告知に併せて、以下の【現在までの健康状態】をご確認ください。</p> <p>【現在までの健康状態】 申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。</p>
<p>※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。(引受会社については、P30をご参照ください。)</p> <p>※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。</p> <p>※過去に7大疾病保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても7大疾病保障特約の再度付加はできません。</p> <p>※加入日(※)よりも前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合には、加入日(※)以降に新たに「悪性新生物(がん)」と診断確定されても、特定疾病保険金(7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約が付加されている場合は、その保険金を含む)のお支払いの対象になりません。</p> <p>(※) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。</p>			

【告知の対象とならない事項】

- ◆医師による治療として処方されたものではなく健康増進のための市販のビタミン剤の服用
- ◆歯科医師による虫歯の治療
- ◆手術により完治した急性虫垂炎
- ◆完治後のかぜ
- ◆色覚異常
- ◆現在治療をうけていない花粉・水虫症
- ◆妊娠中および分娩後で定期検診のみ受診

各制度の取扱内容は P5以降に記載されています。必ずご確認ください。

グループ保険

グループ保険プラス

医療保障保険

医療保障保険プラス

三大疾病保障保険

健康づくりサポート

団体傷害保険

疾病医療上乗せ保険

長期所得補償保険

グループ保険

意向確認【ご加入前のご確認】

グループ保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を（一時金または年金形式にて）お支払いします

制度の特長



- 死亡、高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式もしくは一時金として受け取ることができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。



グループ保険

制度のしくみ

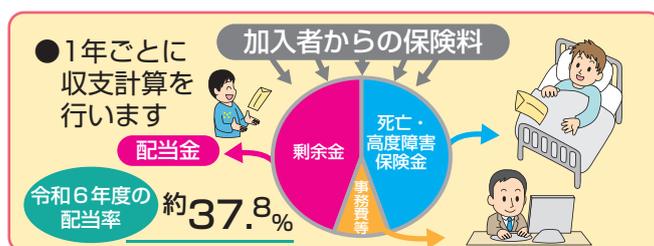
グループ保険は令和8年1月1日～令和8年12月31日の1年間にご加入者が保険料を出し合っ、万一(死亡・高度障害)の場合、集まったお金から保険金を支払う**助け合いの制度**です。剰余金が生じた場合は**配当金**としてお返しします。

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。なお、配当金は引受保険会社のお支払時期の前年度決算および引受金額によって決定されます。

(医療保障保険プラス、三大疾病保障保険、健康づくりサポートに配当金はありません。)

※期間途中における退職等による脱退の場合は配当金はありません。

※配当率は、お支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。



令和6年グループ保険の支払実績

	支払件数	支払保険金
本人	38件	3億2,600万円
配偶者	8件	3,800万円
子ども	1件	300万円
合計	47件	3億6,700万円

制度の必要性



参考 ご遺族が生活を維持するために必要となる費用

年齢区分	平均的家族構成	毎月の必要生活費	公的遺族年金月額(モデル例)	毎月の不足額
～30歳	独身	17.6万円	2.6万円	15.0万円
31歳～35歳	配偶者・子ども1名	24.7万円	8.8万円	15.9万円
36歳～40歳	配偶者・子ども2名	29.4万円	14.1万円	15.3万円
41歳～45歳	配偶者・子ども2名	32.8万円	14.5万円	18.3万円
46歳～50歳	配偶者・子ども2名	35.2万円	15.7万円	19.5万円
51歳～55歳	配偶者・子ども1名	32.2万円	14.0万円	18.2万円
56歳～60歳	配偶者	25.2万円	12.8万円	12.4万円

上記は、人事院「令和5年国家公務員給与等実態調査」より平均的なライフサイクルに基づき算出したもので、実際の金額とは異なります。

加入例

35歳の方が 35コース に加入の場合

毎月の生活費として

年金月額約 **15.8万円** | 受取期間 **20年**

必要となる保険料 (概算)は

男性 **4,025円**
女性 **3,080円** となります。



※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

精神的サポート

遺族ガイダンス

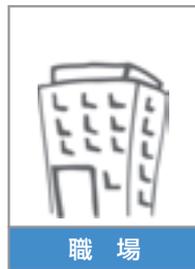
あなたの気持ちを大切に伝えます。
残されたご家族の“不安”“悩み”が少しでもなくなるよう、
ご家族に寄り添い、“心の支援”を行います。

ご家族は経済的な不安はもちろんのこと、精神的にも大きな不安をかかえています。
ご家族に寄り添い、当面の不安・将来の不安を少しでも軽減できるように相談に応じていきます。
また下記のライフガイド・収支推移表などをご提供します。

思いやりをカタチに

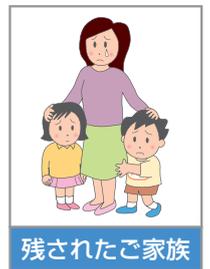


※オンライン面談も可



職場

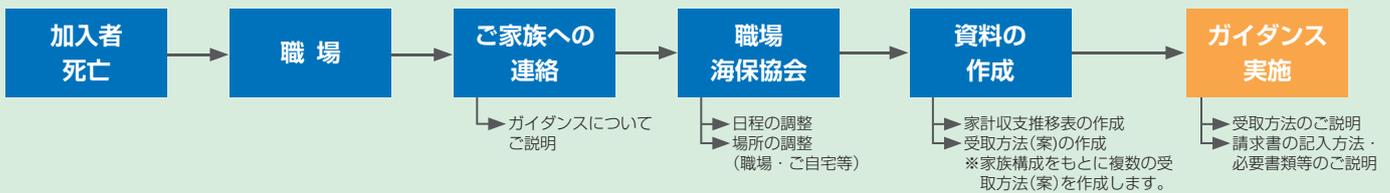
精神的サポート(面談と説明)



残されたご家族

残されたご家族には、今後の生活に役立つご説明や、
ライフガイドを用意しております。

《遺族ガイダンス実施までの流れ》



ライフガイド

残されたご家族の当面の不安である公的年金・税金・その他公的な手続きを中心に、イラスト入りで分かりやすくガイドした手引書です。

FP相談

相続やライフプランについて専門家がご遺族の疑問・相談に回答いたします。

収支推移表

家計のシミュレーションを行い、今後「いつ・どれくらい」のお金が必要かをご説明します。

24時間フリーダイヤル健康相談

ご家族の健康に関する悩みに24時間体制でお応えします。

Q 遺族ガイダンスは希望すれば必ず対応してもらえるのですか？

A はい、必ず対応いたします。《遺族ガイダンス実施までの流れ》に記載している流れで、職場からご家族に連絡し、ご家族の都合の良い日時で対応します。請求手続きや必要書類についてはもちろん、ご家族にとって最適な受取方法などをご提案いたします。

コース内容・月額保険料（概算） ご自身の年齢群での保険料を必ずご確認ください。

※下記の受取期間は年金月額・年金受取のモデルです。受取方法は受取人がご請求時に決めていただきます。
 （一時金受取、年金形式受取、一時金+年金形式受取からご選択いただけます。）

グループ保険

加入対象区分	コース (口)	死亡・高度障害のとき				保険年齢	18~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳			
		死亡・高度障害 保険金 (年金原資) (万円)	年金形式受取のモデル				性別	H2.7.2~ H20.7.1生	S60.7.2~ H2.7.1生	S55.7.2~ S60.7.1生	S50.7.2~ S55.7.1生	S45.7.2~ S50.7.1生	S40.7.2~ S45.7.1生		
			受取期間 (年)	年金月額 (約)(万円)	受取総額 (約)(万円)			男	女	男	女	男	女	男	女
本人	60	6,000	25	22.2	6,675	男	6,900	8,160	10,260	13,620	18,780				
						女	5,280	7,260	8,340	10,860	13,860				
	55	5,500	25	20.3	6,118	男	6,325	7,480	9,405	12,485	17,215				
						女	4,840	6,655	7,645	9,955	12,705				
	50	5,000	25	18.5	5,562	男	5,750	6,800	8,550	11,350	15,650				
						女	4,400	6,050	6,950	9,050	11,550				
	45	4,500	20	20.3	4,887	男	5,175	6,120	7,695	10,215	14,085	19,575			
						女	3,960	5,445	6,255	8,145	10,395	12,690			
	40	4,000	20	18.1	4,344	男	4,600	5,440	6,840	9,080	12,520	17,400			
						女	3,520	4,840	5,560	7,240	9,240	11,280			
	35	3,500	20	15.8	3,801	男	4,025	4,760	5,985	7,945	10,955	15,225			
						女	3,080	4,235	4,865	6,335	8,085	9,870			
	30	3,000	15	17.6	3,181	男	3,450	4,080	5,130	6,810	9,390	13,050			
						女	2,640	3,630	4,170	5,430	6,930	8,460			
	25	2,500	15	14.7	2,651	男	2,875	3,400	4,275	5,675	7,825	10,875			
						女	2,200	3,025	3,475	4,525	5,775	7,050			
20	2,000	15	11.7	2,121	男	2,300	2,720	3,420	4,540	6,260	8,700				
					女	1,760	2,420	2,780	3,620	4,620	5,640				
15	1,500	10	12.9	1,552	男	1,725	2,040	2,565	3,405	4,695	6,525				
					女	1,320	1,815	2,085	2,715	3,465	4,230				
10	1,000	10	8.6	1,035	男	1,150	1,360	1,710	2,270	3,130	4,350				
					女	880	1,210	1,390	1,810	2,310	2,820				
7	700	一時金受取				男	805	952	1,197	1,589	2,191	3,045			
						女	616	847	973	1,267	1,617	1,974			
5	500					男	575	680	855	1,135	1,565	2,175			
						女	440	605	695	905	1,155	1,410			
3	300					男	加入できません								
						女									
2	200					男									
						女									
1	100					男									
						女									
配偶者	20 (口)	2,000	15	11.7	2,121	男	2,300	2,720	3,420	4,540	6,260	8,700			
						女	1,760	2,420	2,780	3,620	4,620	5,640			
	15	1,500	10	12.9	1,552	男	1,725	2,040	2,565	3,405	4,695	6,525			
						女	1,320	1,815	2,085	2,715	3,465	4,230			
	10	1,000	10	8.6	1,035	男	1,150	1,360	1,710	2,270	3,130	4,350			
						女	880	1,210	1,390	1,810	2,310	2,820			
	7	700	一時金受取				男	805	952	1,197	1,589	2,191	3,045		
							女	616	847	973	1,267	1,617	1,974		
	5	500					男	575	680	855	1,135	1,565	2,175		
							女	440	605	695	905	1,155	1,410		
	3	300					男	345	408	513	681	939	1,305		
							女	264	363	417	543	693	846		
	2	200					男	230	272	342	454	626	870		
							女	176	242	278	362	462	564		
1	100	男	115	136	171	227	313	435							
		女	88	121	139	181	231	282							

※ □枠内は、本人が66歳以上で3コース(300万円)以下の保険金額に加入している場合のみ、配偶者は本人加入保険金額の範囲内（1コース（100万円）・2コース

コース	男女とも3歳~22歳までの子ども（平成15年7月2日~令和5年7月1日生まれ）		
	3コース(口)	300万円	一律 210円
	2コース(口)	200万円	一律 140円
	1コース(口)	100万円	一律 70円

保障内容と保険料

単位：円

グループ保険

61～65歳	66～70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
¥35.7.2～ ¥40.7.1生	¥30.7.2～ ¥35.7.1生	¥29.7.2～ ¥30.7.1生	¥28.7.2～ ¥29.7.1生	¥27.7.2～ ¥28.7.1生	¥26.7.2～ ¥27.7.1生	¥25.7.2～ ¥26.7.1生	¥24.7.2～ ¥25.7.1生	¥23.7.2～ ¥24.7.1生	¥22.7.2～ ¥23.7.1生	¥21.7.2～ ¥22.7.1生	¥20.7.2～ ¥21.7.1生

継続加入の取扱い〈本人・配偶者・子ども共通〉

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、本人・配偶者の保険料は、毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

年齢によるコース（加入保険金額）の上限

(注) 退職後継続は51歳以上で退職した方のみ

保険年齢 (令和8年1月1日現在)	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳	71～75歳	76～80歳
本人 (現職・退職者とも)	60コース (6,000万円)	45コース (4,500万円)	20コース (2,000万円)	7コース (700万円)	3コース (300万円)	2コース (200万円)
配偶者	20コース (2,000万円)	20コース (2,000万円)	20コース (2,000万円)	7コース (700万円)	3コース (300万円)	2コース (200万円)

12,880											
7,220											
9,660											
5,415											
6,440											
3,610											
4,508	7,798										
2,527	3,745										
3,220	5,570										
1,805	2,675										
	3,342	4,380	4,848	5,391	6,021	6,765					
	1,605	2,136	2,382	2,670	2,988	3,333					
	2,228	2,920	3,232	3,594	4,014	4,510	5,094	5,784	6,598	7,538	8,600
	1,070	1,424	1,588	1,780	1,992	2,222	2,482	2,786	3,154	3,598	4,130
	1,114	1,460	1,616	1,797	2,007	2,255	2,547	2,892	3,299	3,769	4,300
	535	712	794	890	996	1,111	1,241	1,393	1,577	1,799	2,065
12,880											
7,220											
9,660											
5,415											
6,440											
3,610											
4,508	7,798										
2,527	3,745										
3,220	5,570										
1,805	2,675										
1,932	3,342	4,380	4,848	5,391	6,021	6,765					
1,083	1,605	2,136	2,382	2,670	2,988	3,333					
1,288	2,228	2,920	3,232	3,594	4,014	4,510	5,094	5,784	6,598	7,538	8,600
722	1,070	1,424	1,588	1,780	1,992	2,222	2,482	2,786	3,154	3,598	4,130
644	1,114	1,460	1,616	1,797	2,007	2,255	2,547	2,892	3,299	3,769	4,300
361	535	712	794	890	996	1,111	1,241	1,393	1,577	1,799	2,065

(200万円)・3コース(300万円)で加入できます。

- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳＝令和8年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
- ・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ・毎年受け取る年金は、雑所得として所得税が課せられます。詳細はパンフレットP12をご参照ください。
- ・配偶者・子どもの保険金額は1口＝100万円です。

グループ保険 プラス

意向確認【ご加入前のご確認】

グループ保険プラスは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

●死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を（一時金または年金形式にて）お支払いします

【緊急一時金コース】

制度の特長



○葬儀代・墓石代・遺品整理費用等、緊急に必要となる費用をカバーし、生活の立て直しを支援します。



保障イメージ

他にも、遺品整理費用が多額に必要となる場合も…

- ①葬儀の平均総額 約118万円
- ②お墓の平均購入費用 約155万円
- ①+② 約273万円**

遺品整理費用
 宿舍の退去・引越しの費用

不足額(差額)：約63万円

海上保安庁職員互助会香典給付 200万円(注)
 共済組合埋葬料 10万円

緊急一時金コースは、
500万円まで
 加入できます。

一時金 100万円

ご遺族の生活を立て直すために、**緊急に必要となる費用を一時金として死亡・高度障害保険金をお支払いします。**

出典：「第6回お葬式に関する全国調査(2024年)」(鎌倉新書「いい葬儀」)
 「第16回お墓の消費者全国実態調査(2025年)」(鎌倉新書「いいお墓」)

注：互助会加入の場合のみ

コース内容・月額保険料(概算)

		本人・配偶者								
コース(口)	死亡・高度障害のとき【死亡・高度障害保険金】(年金原資)(万円)	月払保険料								
		年齢【保険年齢】								
			18~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~65歳	66~70歳
		H27.2~H20.7.1生	S60.7.2~H2.7.1生	S55.7.2~S60.7.1生	S50.7.2~S55.7.1生	S45.7.2~S50.7.1生	S40.7.2~S45.7.1生	S35.7.2~S40.7.1生	S30.7.2~S35.7.1生	
1	100	男性	83円	104円	139円	201円	305円	462円	720円	1,066円
		女性	56	90	107	154	215	284	384	517
2	200	男性	166	208	278	402	610	924	1,440	2,132
		女性	112	180	214	308	430	568	768	1,034
3	300	男性	249	312	417	603	915	1,386	2,160	3,198
		女性	168	270	321	462	645	852	1,152	1,551
4	400	男性	332	416	556	804	1,220	1,848	2,880	4,264
		女性	224	360	428	616	860	1,136	1,536	2,068
5	500	男性	415	520	695	1,005	1,525	2,310	3,600	5,330
		女性	280	450	535	770	1,075	1,420	1,920	2,585

*年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=令和8年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

*記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

*毎年受け取る年金は、雑所得として所得税が課せられます。詳細はパンフレットP12をご参照ください。

*上記年齢以外の保険料を確認したい場合は、引受保険会社までお問い合わせください。

*配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

*配偶者の保険金額は本人と同額以下とさせていただきます。

*本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

*死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

*一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

【こども育英支援コース】

こども育英支援コースのみの加入は
できません。
緊急一時金コースとセットで加入
してください。

制度の特長

○本人が死亡時に、予め指定したこどもに対して、年金形式で教育資金をお支払いし、残されたこどもの成長を支援します。

保障イメージ

本人が死亡・高度障害のとき 年金原資500万円

幼稚園から大学卒業までの学校教育費※

- ①幼稚園から大学卒業まで私立
⇒約2,151万円
- ②幼稚園から大学卒業まで公立
⇒約888万円

※高校は全日制
※大学の公立は国公立（自宅）、私立は私立文系（自宅）
※教育費総額は、補助学習費を含まない。補助学習費、学習塾や
家庭教師、習い事等
※高校、大学は入学金を含む

不足額

高校支援金（文部科学省）
海上保安庁職員互助会からの支援金（注）

注：互助会加入の場合のみ



こどもの教育資金を確保するために、
長期間・年金形式で必要となる資金
として死亡・高度障害保険金をお支
払します。

出典：文部科学省「令和3年度 子供の学習費調査
の結果について」と日本政策金融公庫「令和
2年度 教育費負担の実態調査結果」をもと
に当社で作成

お支払い例



〔年金原資〕
500万円



〔年金原資〕
500万円

こどもが22歳になるまでの
教育資金をお支払いします。

※年金受取期間は、保険金請求時に
5年～25年の間で設定可能です

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
※実際の受取期間、受取年齢はこども育英支援コース受取時に選択いただけます。（一時金での受取も可能です）
※こども育英支援コースのみの加入はできません。緊急一時金コースとセットで加入してください。
※期中のこども育英支援コースのみの脱退は期中の減額（コース変更）となるためお取り扱いできません。
緊急一時金コースのみの脱退もお取り扱いできません。緊急一時金コース脱退の場合は、こども育英支援コースも脱退となります。
※こども育英支援コースは、緊急一時金コースと同一の新・団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできない
場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。
※死亡保険金受取人となるこどもは最大5人までです。

月額保険料（概算）

コース	死亡・高度障害 のとき 【死亡・高度 障害保険金】 (万円)	性別	月額保険料							
			本人保険年齢							
			18～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳
1	500	男性	415 円	520 円	695 円	1,005 円	1,525 円	2,310 円	3,600 円	5,330 円
		女性	280	450	535	770	1,075	1,420	1,920	2,585

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
（例）保険年齢40歳＝令和8年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
※毎年受け取る年金は、雑所得として所得税が課せられます。詳細はパンフレットP12をご参照ください。
※上記年齢以外の保険料を確認したい場合は、引受保険会社までお問い合わせください。
※一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険
金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

グループ保険・グループ保険プラス取扱事項

※当パンフレットはグループ保険（団体定期保険）・グループ保険プラス（新・団体定期保険）に関して重要な事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営されます。

グループ保険

グループ保険
プラス

加入取扱いに関するご注意	グループ保険・グループ保険プラス共通	<ul style="list-style-type: none"> ●記載の保険料は概算保険料であって、正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算いたします。 ●いずれか1種類を選んでください。 ●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。 (例) 保険年齢40歳＝令和8年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで ●更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。 ●コース変更は更新時のみの取扱いとなります。(現職の方が退職される場合退職時にコースは自動変更となりません。) 		
	グループ保険	<ul style="list-style-type: none"> ●本制度は主契約（団体定期保険）と特約（こども特約・年金払特約）をセットしたものです。 ●新規申込時の保険金額は、本人・配偶者ともに5コース（口）（500万円）以上となります。 (65歳以下の方は1・2・3コース（口）への新規加入はできません。) ●配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。 ●こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。 ●本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。 ●配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。 		
	グループ保険プラス	<ul style="list-style-type: none"> ●本制度は主契約（新・団体定期保険）と特約（年金払特約）をセットしたものです。 ●配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。 ●本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。 ●配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。 		
退職後継続加入資格	<p>海上保安庁を51歳以上で退職する方で、在職中より継続して加入している満80歳6ヵ月まで（昭和20年7月2日以降生まれ）の方。（配偶者・こどもの取扱いについては、P8「継続加入の取扱い」欄をご覧ください。） ※ 51歳以上で退職する方（その配偶者・こどもを含む）は、新規加入および増額のお取扱いはできません。</p>			
保険金のお支払い	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。 保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html）をご覧ください。 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p>			
高度障害	<p>高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">高度障害状態とは</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの </td> </tr> </table> <p>※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>		高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの 			
お支払できない場合について（解除・免責等）	<p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消となったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。） ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐欺する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 <ol style="list-style-type: none"> 1. 死亡保険金について <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。） ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） 2. 高度障害保険金について <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者の故意によるとき ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） 			

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

グループ保険・グループ保険プラス取扱事項

保 険 期 間	令和8年1月1日～令和8年12月31日の1年間です。以後毎年1月1日に更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の末日までの保障となります。ただし、保険料の払込が条件となります。
保 険 料 の 徴 収	毎月登録口座より引落で納入していただきます。(初回は令和7年12月29日口座引落分から) ※P1・2保険料の支払方法を必ずご確認ください。 保険料が2ヵ月分未納となった場合、最初の保険料未納月に遡って自動脱退となります。(保障が自動的に失効します。)
税 法 上 の 取 扱 い	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 ●本人の死亡保険金は、法定相続人数×500万円まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。 ●本人が受取る配偶者・子どもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。 ●高度障害保険金は非課税です。 ●本人の年金原資(死亡保険金額)はみなし相続財産とされ、相続税が課せられます。ただし、法定相続人数×500万円まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。 ●毎年受け取る年金は雑所得として所得税が課せられますが、下記の控除があります。 雑所得＝基本年金年額＋増加年金年額－基本年金年額×$\frac{\text{年金原資}}{\text{年金支給総額}}$ <p>なお、雑所得の額が25万円以上のとき、10.21%の源泉徴収をおこないます。 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。</p>
<保険金の年金払)年金の取扱いについて	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年金の種類と型 <ul style="list-style-type: none"> ●年金支払期間は、支払い請求時に2～25年の中から選択いただけます。 ●定額型、通増型いずれかを選択できます。(通増率単利1%～7%) ●基本年金額は毎年通増いたします。(通増率単利1%～7%) ※通増型選択の場合 2. 配当金 <ul style="list-style-type: none"> ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当もしくは現金払から選択いただけます。 3. 年金受取人 <ul style="list-style-type: none"> ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は、年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。 4. 年金のお支払い <ul style="list-style-type: none"> ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。 5. 年金払の対象となる保険金 <ul style="list-style-type: none"> ●団体定期保険、新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき、36万円未満の場合はお取扱いできません。
受 取 人	死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
保 険 期 間 中 の 退 職	在職中に加入していた職員が、51歳以上で退職した場合は退職後継続の取扱が可能です。 ※ただし、50歳以下の退職の場合は12月末まで継続の取扱が可能です。
脱 退 の 取 扱 い	脱退は、原則更新時に取扱います。 脱退・死亡等の被保険者の資格を欠く事由については期中脱退を取扱います。
申 込 方 法	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。今年度は制度改定に伴い、意思確認のため申込書を必ず提出してください。ただし、申込書の提出がない場合も自動更新となります。
「生命保険契約者保護機構」について	引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/ をご覧ください。
引 受 保 険 会 社	<p>(グループ保険) 【引受会社】(令和7年4月1日現在) (事務幹事) 明治安田生命保険相互会社・第一生命・日本生命・富国生命 この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。</p> <p>(グループ保険プラス) 【引受会社】(令和7年4月1日現在) (事務幹事) 明治安田生命保険相互会社</p>
お 問 い 合 せ 窓 口	公益財団法人海上保安協会厚生事業部 〒104-0033 東京都中央区新川1-26-9 新川イワデビル7階 TEL 03-3297-7582 FAX 03-3297-7590
保 険 会 社 窓 口	<p>(グループ保険) この制度は生命保険会社と締結した子ども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づき運営します。</p> <p>(グループ保険プラス) この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。</p>
<p>相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)としての会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。</p> <p>(グループ保険) この制度は生命保険会社と締結した子ども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づき運営します。 (グループ保険プラス) この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。</p>	

MY-A-25-団-004283
MY-A-25-団-004284

保険会社からのご注意

<保険金のご請求について>

- 保険金の支払事由が生じたときは、すみやかに(公財)海上保安協会(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に向う場合があります。

<改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

- ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用^(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報に変更後の引受保険会社に提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

一死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

医療保障保険

意向確認【ご加入前のご確認】

医療保障保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。
●病气やケガで継続して5日以上入院した場合、入院給付金を5日目からお支払いします

医療費の自己負担

「医療費」だけでなく、「医療費以外」の自己負担をカバーすることが必要です。



医療費以外の自己負担	差額ベッド代 (全国平均)	1人室の場合	8,437円
		2人室の場合	3,137円
※ 令和6年厚生労働省「中央社会保険医療協議会591回主な選定療養に係る報告状況」(令和5年7月1日現在)			
	食事代	1食あたり490円 × 3食 = 1,470円	
	日用品の購入・TV使用料等の雑費		
医療費の自己負担	国土交通省共済組合の附加給付「一部負担金払戻金」の基礎控除部分が最終的な自己負担となります。 ・標準報酬月額53万円未満の方：月額2.5万円 ・標準報酬月額53万円以上の方：月額5万円		

支払実績

昨年は、本人およびそのご家族に対し、以下の給付金をお支払いいたしました。

令和6年医療保障保険の支払状況

	支払件数	支払給付金額
本人	270件	2,198万円
配偶者	171件	1,107万円
子ども	44件	122万円
合計	485件	3,427万円

※認可特定保険からの給付金は含まれていません。

給付内容

給付種類	給付事由	給付内容
入院給付金 (注)	●加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して5日以上入院したとき。 ●病气やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について120日を限度とします。 ●入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。	(入院給付金日額×(入院日数-入院開始日からその日を含めた4日))をお支払いします。 本人 [10,000円 5,000円 / 8,000円 3,000円] 配偶者 [8,000円 3,000円 / 5,000円] 子ども [5,000円 3,000円]
手術給付金 (注)	●加入者が加入日(*)以降5日以上入院を伴う手術を受けた場合、1入院につき1回入院日額の20倍。なお、同一原因の再手術時には再度支払いません。 ●ただし、退院の翌日から起算して180日経過後の5日以上入院を伴う手術は支払います。	1入院 120日限度 通算 700日限度

(注) 引受保険会社が入院給付金をお支払いした場合、初日から4日分および手術給付金については、(公財)海上保安協会の認可特定保険(P18参照)から別に支払われます。

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

- 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。
- 給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

継続加入の取扱い

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年と同じ入院給付金日額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、入院給付金日額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。 (注) 退職後継続は51歳以上で退職した方のみ

年齢による入院給付金日額の上限	年齢	現職者(再任用者を含む)			退職後継続加入者		
		本人	配偶者	子ども	本人	配偶者	子ども
全年代共通		日額 10,000円	日額 8,000円	日額 5,000円	在職時と同額以下		
配当金	この保険は1年ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合には、配当金として還付いたします。昨年の配当率は、約43.2%でした。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払する配当金額は現時点では確定していません。						

退職後継続加入資格

海上保安庁を51歳以上で退職する方で、在職中より継続して加入している満69歳6ヵ月まで(昭和31年7月2日以降生まれ)の方。(配偶者・子どもの取扱いについては、上記「継続加入の取扱い」をご覧ください。)

※51歳以上で退職する方(その配偶者・子どもを含む)は、新規加入および増額のお取扱いはできません。

上記継続加入の取扱いもご確認ください。

病気やケガによる入院・手術に備える保険

月額保険料（概算）

↓ 申込金額

	入院給付金日額 (病気・ケガで継続して5日以上入院のとき)	手術 給付金 (注)	18~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳
			H18.7.2~ H20.7.1生	H13.7.2~ H18.7.1生	H8.7.2~ H13.7.1生	H3.7.2~ H8.7.1生	S61.7.2~ H3.7.1生	S56.7.2~ S61.7.1生	S51.7.2~ S56.7.1生	S46.7.2~ S51.7.1生	S41.7.2~ S46.7.1生	S36.7.2~ S41.7.1生	S31.7.2~ S36.7.1生
本人	日額 円	1回 万円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	10,000	20	2,520	3,020	3,360	3,510	3,530	3,830	4,280	5,240	6,500	8,560	12,000
	8,000	16	2,016	2,416	2,688	2,808	2,824	3,064	3,424	4,192	5,200	6,848	9,600
	5,000	10	1,260	1,510	1,680	1,755	1,765	1,915	2,140	2,620	3,250	4,280	6,000
	3,000	6	756	906	1,008	1,053	1,059	1,149	1,284	1,572	1,950	2,568	3,600

配偶者	日額 円	1回 万円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	8,000	16	2,016	2,416	2,688	2,808	2,824	3,064	3,424	4,192	5,200	6,848	9,600
	5,000	10	1,260	1,510	1,680	1,755	1,765	1,915	2,140	2,620	3,250	4,280	6,000
	3,000	6	756	906	1,008	1,053	1,059	1,149	1,284	1,572	1,950	2,568	3,600

0~22歳までの子ども（平成15年7月2日以降生まれの方）

子ども	日額 円	1回 万円	円										
	5,000	10	一律 1,290										
	3,000	6	一律 774										

※上記は、加入者が1,000名以上の場合の保険料です。したがって実際の加入者数が異なれば上記保険料も異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に1年未満の端数については6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

（例）保険年齢40歳＝令和8年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

※更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

（注）上記の保険料には入院給付日額千円当たり90円の認可特定保険料が含まれ、初日から4日分の入院給付金および手術給付金は、認可特定保険から給付します。

※保険料は概算です。

留意事項

<p>配偶者・子どもの加入について</p>	<p>①子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。 ②配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。 ③本人が脱退した場合には、配偶者・子どもは同時に脱退となります。 ④配偶者・子どもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。 ⑤子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。告知内容等により加入できない場合はその限りではありませんが、増額できない子どもがいる場合は、全員増額できません。 ⑥本人について、通算支払日数限度である700日に到達した場合は脱退となり、配偶者・子どもについても同時に脱退となります。</p>
<p>給付金のお支払い</p>	<p><入院について> ●入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。 (1) 加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。 (注) 被保険者がこの保険契約の更新後に、加入日(*)前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、加入日(*)から起算して2年を経過した後入院を開始したときは、その入院は加入日(*)以後の原因によるものとみなします。 (*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 (2) 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。 (注) 治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。 (3) 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。 ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。) ② ①の場合と同等の日本国外にある医療施設 ●入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。 ●被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。 ●入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。 (1) その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき (2) その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき ●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。 ●入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険契約の満了した日のそれと同額とします。 ●分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、給付金支払の対象となります。 ●薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)、人間ドック、美容整形等、治療を目的としない入院は給付金支払の対象となりません。 <入院給付金> ●入院給付金の支払限度日数は、1回の入院につき120日分、通算700日分です。 ●入院給付金の支払事由に該当する入院は、同一の不慮の事故による傷害または疾病による保険期間中の入院日数が継続して5日以上となった入院であることを要します。</p>
<p>お支払いできない場合について (解除・免責等)</p>	<p>次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ・契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。) ・契約者もしくは被保険者に給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ・契約者、被保険者または受取人が給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 <p>1. 入院給付金について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ② その被保険者の犯罪行為 ③ その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④ その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ⑥ その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ⑦ その被保険者の薬物依存 ⑧ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ

(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>) をご覧ください。

なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

「医療保障保険契約内容登録制度」について あなたのご契約内容が登録されます。

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険（団体型・個人型）契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険（団体型・個人型）契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険（団体型・個人型）契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険（団体型・個人型）契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する登録事項については、当社〔明治安田生命保険相互会社〕が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社コミュニケーションセンター（電話 0120-662-332）にお問い合わせください。

【登録事項】

- (1) 被保険者の氏名、生年月日および性別
- (2) 保険契約の種類（医療保障保険（団体型・個人型））
- (3) 治療給付率
- (4) 入院給付金日額
- (5) 保険契約の種類が医療保障保険（団体型）の場合、ご契約者名
- (6) 保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、ご契約者の住所（市・区・郡までとします。）
- (7) 契約日

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※ 「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

留意事項

医療保障保険取扱事項

保険期間	令和8年1月1日～令和8年12月31日の1年間です。以後毎年1月1日に更新します。 保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の末日までの保障となります。ただし、保険料の払込が条件となります。
保険料の徴収	毎月登録口座より引落で納入していただきます。(初回は令和7年12月29日口座引落分から) ※P1・2保険料の支払方法を必ずご確認ください。 保険料が2カ月分未納となった場合、最初の保険料未納月に遡って自動脱退となります。(保障が自動的に失効します。)
税法上の取扱い	●保険料(認可特定保険保険料を除く)の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 ●入院給付金は非課税です。 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。
保険期間中の退職	在職中に加入していた職員が、51歳以上で退職した場合は退職後継続の取扱が可能です。 ※ただし、50歳以下の退職の場合は12月末まで継続の取扱が可能です。
脱退の取扱い	脱退は、原則更新時に取扱います。 退職・死亡等の被保険者の資格を欠く事由については期中脱退を取扱います。
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。 今年度は制度改定に伴い、意思確認のため申込書を必ず提出してください。 ただし、申込書の提出がない場合も自動更新となります。
「生命保険契約者保護機構」について	引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。 詳しくは、ホームページアドレス「 https://www.seihohogo.jp/ 」をご覧ください。
引受保険会社	【引受会社】(令和7年4月1日現在) (事務幹事) 明治安田生命保険相互会社・第一生命・日本生命・富国生命 この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。
お問い合わせ窓口	公益財団法人 海上保安協会 厚生事業部 〒104-0033 東京都中央区新川1-26-9 新川イワビル7階 TEL 03-3297-7582 FAX 03-3297-7590
保険会社窓口	明治安田生命保険相互会社 公法人第一部法人営業第四部 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル24階 TEL 03-6259-0030
相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)としての会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。	
この制度は生命保険会社と締結した家族特約付医療保障保険(団体)契約に基づき運営します。	

MY-A-25-医-004285

保険会社からのお願い・ご注意

<給付金のご請求について>

- 給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに(公財)海上保安協会(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

<改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

- ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。

個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

—死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください—

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

認可特定保険「海上保安庁職員等に対する医療給付等に係る普通保険」 (入院給付・手術給付)に関する特に重要なお知らせ(注意喚起情報)

この認可特定保険「海上保安庁職員等に対する医療給付等に係る普通保険」(以下「協会保険」といいます。)に関する重要なお知らせ(注意喚起情報)は、ご加入のお申込に際して、特にご注意くださいいただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、内容を確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

1. 保険期間、加入対象者及び支払事由

協会保険は、マリアス団体医療保障保険(以下「マリアス医療保険」といいます。)の加入者を対象としたもので、保険期間は、毎年1月1日～12月31日までの1年間です。

この保険は、マリアス医療保険の支払対象となる「5日以上」の入院期間がある場合、給付対象でない「4日間の入院給付金(入院給付金日額×4日分)」を補填支給するとともに、対象入院期間中に治療のため手術を受けた場合、「手術給付金(入院給付日額の20倍)」を支給するものです。

ただし、同一疾病による再入院の初日から4日分については、引受会社との二重払いはいたしません。

2. 商品の仕組み等、生命保険契約者保護機構との関連

協会保険は、認可特定保険業として主務省庁の認可を受けて行う特定保険業であり、当協会は、生命保険契約者保護機構に加盟していないため、当協会が経営破綻に陥った場合、保護機構によるこの保険の保護及び補償は行われません。

3. 保険料等

協会保険の保険料は、入院給付金日額1,000円当たり、90円を被保険者に負担していただき、各々の給付を行っています。従って、保険料と支給の例示は、次の通りです。

例示：負担は、入院給付金日額が5,000円の場合、月々の負担は、 $90円 \times 5 = 450円$

給付は、給付金4日分で $5,000円 \times 4 = 20,000円$

手術給付金 $5,000円 \times 20倍 = 100,000円$ となります。

保険料は、マリアス医療保険の保険料と合算されて皆さんの口座から前払いで徴収されます。(毎月27日(土・日・祝日の場合は、翌営業日))

4. 配当金

この保険は、配当金積立を行っておらず、従って、配当金は支給されません。

5. 返戻金

保険料は、月払いで徴収しておりますから、月の途中解約の場合お返しできないことがあります。なお、責任期間前の解約等の場合には、保険料の返還は可能です。

6. ご加入お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、1年間の保険期間ですから、クーリング・オフの適用はありません。

責任期間前の取り消しは、協会に問い合わせ願います。

7. 保険期間中の保険料の増額又は保険金の減額

当協会がその業務又は財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険期間中において保険料を増額し又は保険金額を減額する変更を行うことがあります。

8. 問い合わせ先

〒104-0033 東京都中央区新川1-26-9 公益財団法人海上保安協会厚生事業部
TEL 03-3297-7582、内線70-3810、FAX 03-3297-7590

医療保障保険プラス



意向確認【ご加入前のご確認】

医療保障保険プラスは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

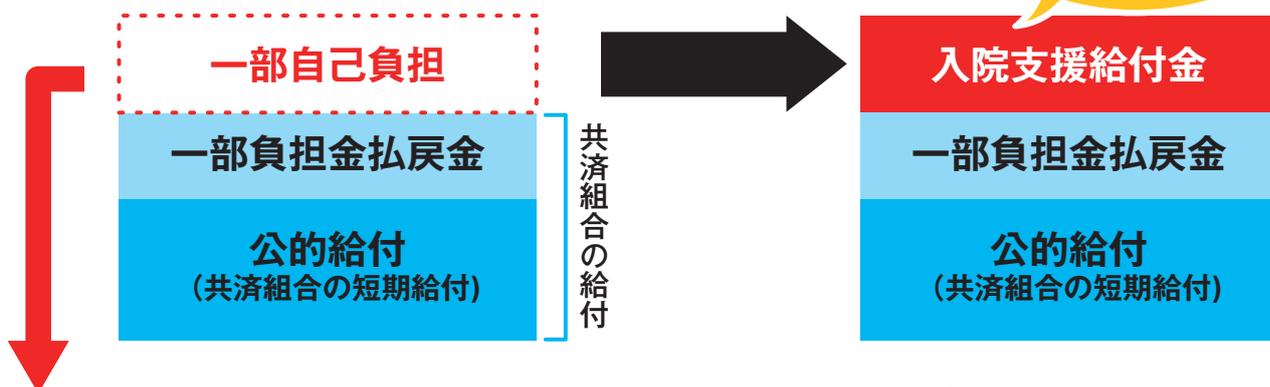
- 病气やケガで入院した場合、給付金をお支払いします
- 入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合、給付金をお支払いします
- 先進医療による療養を受けた場合、給付金をお支払いします

保障イメージ

①病气やケガで入院した場合の保障

標準報酬月額に応じて、一カ月あたりの自己負担限度額は「2.5万円」または「5万円」となります。

日帰り入院も対象となります



標準報酬月額	53万円未満の方	53万円以上の方
自己負担限度額	2.5万円	5万円

加入コースにより、「2.5万円」または「5万円」の入院支援給付金が支払われ、自己負担の心配がいらなくなります

②先進医療を受けた場合の保障

先進医療を受けた場合の自己負担を2,000万円まで補完することができます

③入院を伴わない手術・放射線治療を受けた場合の保障

外来手術給付金・外来放射線治療給付金をお支払いします。

2.5万円 または **5万円** × 支払回数無制限 ※ 60日の間に1回を限度

給付内容

加入対象区分	病气・ケガで入院をしたとき (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回) <治療支援給付特約> 〔入院支援給付金〕	入院を伴わない手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上) <治療支援給付特約> 〔外来手術給付金〕	入院を伴わない放射線治療を受けたとき <治療支援給付特約> 〔外来放射線治療給付金〕	先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) <先進医療給付特約> 〔先進医療給付金〕
本人・配偶者	5万円	5万円	5万円	先進医療の技術に係る費用と同額 (通算2,000万円まで)
子ども	2.5万円	2.5万円	2.5万円	

※入院支援給付金のお支払は、1入院について5回、通算して36回を限度とします。

※外来手術給付金のお支払は、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。

※外来放射線治療給付金のお支払は、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。

※先進医療給付金のお支払は、通算して2,000万円を限度とします。

※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

病気・ケガの入院、先進医療、外来手術・外来放射線治療を受けた場合に備える保険

月額保険料（概算）

単位：円

加入対象区分・年齢		月額保険料			
		2.5万円コース		5万円コース	
性別		男性	女性	男性	女性
本人・配偶者	18歳～19歳 (H18.7.2～H20.7.1生)	321	248	568	423
	20歳～24歳 (H13.7.2～H18.7.1生)	278	328	483	583
	25歳～29歳 (H8.7.2～H13.7.1生)	281	448	488	823
	30歳～34歳 (H3.7.2～H8.7.1生)	293	518	513	963
	35歳～39歳 (S61.7.2～H3.7.1生)	346	516	618	958
	40歳～44歳 (S56.7.2～S61.7.1生)	411	498	748	923
	45歳～49歳 (S51.7.2～S56.7.1生)	518	533	963	993
	50歳～54歳 (S46.7.2～S51.7.1生)	656	591	1,238	1,108
	55歳～59歳 (S41.7.2～S46.7.1生)	873	681	1,673	1,288
	60歳～64歳 (S36.7.2～S41.7.1生)	1,186	833	2,298	1,593
65歳～69歳 (S31.7.2～S36.7.1生)	1,391	1,036	2,708	1,998	
子ども	0歳～22歳 (H15.7.2以降生まれ)	368			

医療保障保険プラス

- ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳＝令和8年1月1日現在満39歳 6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ※記載の保険料は加入者が1,000名以上2,999名未満の場合の保険料です。したがって実際の加入者数が異なれば上記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。
- ※いずれかの金額（コース）を選んでください。
- ※給付金の受取人は保険料負担者（本人）です。
- ※子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。
- ※配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ※配偶者、子どもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。
- ※本人が脱退した場合には、配偶者、子どもは同時に脱退となります。
- ※子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員加入となります。
- ※本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。

継続加入の取扱い

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年と同じ入院給付金日額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、入院給付金日額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。 **(注) 退職後継続は51歳以上で退職した方のみ**

退職後継続加入資格

海上保安庁を51歳以上で退職する方で、在職中より継続して加入している満69歳6ヵ月まで（昭和31年7月2日以降生まれ）の方。（配偶者・子どもの取扱いについては、上記「継続加入の取扱い」をご覧ください。）

※51歳以上で退職する方（その配偶者・子どもを含む）は、新規加入および増額のお取扱いはできません。

上記継続加入の取扱いもご確認ください。

留意事項

留意事項

<p>配偶者・子どもの加入について</p>	<p>①子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。 ②配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。 ③本人が脱退した場合には、配偶者・子どもは同時に脱退となります。 ④配偶者・子どもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。 ⑤本人脱退となった場合は、配偶者・子どもについても同時に脱退となります。</p>															
<p>給付内容</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給付種類</th> <th>給付事由</th> <th>給付内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院支援給付金</td> <td>加入日(*)以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき</td> <td>入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。(1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回)</td> </tr> <tr> <td>外来手術給付金</td> <td>加入日(*)以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術(*)を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき (*)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く</td> <td>手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>外来放射線治療給付金</td> <td>加入日(*)以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき</td> <td>放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>先進医療給付金</td> <td>加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき</td> <td>先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 引受保険会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、給付金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 保険金等のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。</p>	給付種類	給付事由	給付内容	入院支援給付金	加入日(*)以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。(1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回)	外来手術給付金	加入日(*)以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術(*)を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき (*)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。	外来放射線治療給付金	加入日(*)以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。	先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。
給付種類	給付事由	給付内容														
入院支援給付金	加入日(*)以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。(1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回)														
外来手術給付金	加入日(*)以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術(*)を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき (*)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。														
外来放射線治療給付金	加入日(*)以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。														
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。														
<p>お支払いできない場合について (解除・免責等)</p>	<p>次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき (告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後も取り消しとなる場合があります。) ●契約者もしくは被保険者に給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が給付金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 ●次のいずれかによりお支払事由に該当したとき <ol style="list-style-type: none"> 1. 入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金について <ol style="list-style-type: none"> ①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧地震、噴火または津波 (ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ⑨戦争その他の変乱 (ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) <p><入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。></p>															
<p>給付金に関するご注意</p>	<p><入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金 共通事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ●加入日(*)前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日(*)から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。 (*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 <p><入院支援給付金について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●「入院」とは、「別表1 入院」に定められたものとします。 ●入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由は、第1回の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、91日、または121日に達したときとします。 ●被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めるときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。 ●入院支援給付金が支払われることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはありません。 ●傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。 ●美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩 (自然頭位分娩など)、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。 <p><外来手術給付金について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。 ●外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。 ●診療報酬点数表 (手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます) によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。 ●診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。 ●手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。 															

<p>給付金に関するご注意</p>	<p>「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物」に定められた悪性新生物（がん）・上皮内新生物を直接の原因としないう歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。 ●美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。 <p>なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。</p> <p><外来放射線治療給付金について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。 <p>また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。 ●診療報酬点数表（放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます）によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。 ●診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。 <p><先進医療給付金について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。 ●先進医療の技術に係る費用とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含みません。 <ul style="list-style-type: none"> ・「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ・先進医療以外の評価療養のための費用 ・食事療養のための費用 ・選定療養のための費用 ・生活療養のための費用 ●治療を受けた時点で、次の1～3すべてに該当していない場合はお支払対象となりません。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」 2. その医療技術ごとの「適応症」 3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療 上記1～3は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。 ●先進医療給付特約は、お支払いの限度額の範囲内で先進医療の技術にかかる費用と同額を保障しますので、他に先進医療の保障に加入している場合は、上乗せの加入が必要であるかご確認ください。 ●医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。
<p>指定代理請求について</p>	<p>給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情（注）があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。</p> <p>（注）「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。</p> <p>指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。 <p>ア. 上記1～4以外の方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など）で、被保険者と同居している方 イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方（法人を除く）</p> <p>お支払いした給付金は、指定代理請求者にはならず、被保険者本人に帰属します。</p> <p>給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。</p> <p>ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。</p> <p>指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。 * 給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。 <p>指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。</p>
<p>医療保障保険契約内容登録制度</p>	<p>「医療保障保険契約内容登録制度」についてあなたのご契約内容が登録されます。</p> <p>引受保険会社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型・個人型）契約（以下「医療保障保険契約」といいます。）のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、引受保険会社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。</p> <p>医療保障保険契約のお申込みがあった場合、引受保険会社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。</p> <p>一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただきます期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。</p> <p>また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。</p> <p>引受保険会社の医療保障保険契約に関する登録事項については、引受保険会社「明治安田生命保険相互会社」が管理責任を負います。契約者または被保険者は、引受保険会社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、引受保険会社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、引受保険会社コミュニケーションセンター（電話0120-662-332）にお問い合わせください。</p> <p>【登録事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者の氏名、生年月日および性別 (2) 保険契約の種類（無配当団体医療保険、医療保障保険（団体型・個人型）） (3) 治療給付率 (4) 入院給付金日額または基準給付金額 (5) 保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型）の場合、ご契約者名 (6) 保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、ご契約者の住所（市・区・郡までとします。） (7) 契約日 <p>その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。</p> <p>※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。</p>

留意事項

別表1 入院

- 入院とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。）が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
 - ①の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物

対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の（1）および（2）をいいます。
 (1) 平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分類項目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D09
性状不詳または不明の新生物①	D37-D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50-D89

備考
 ①たとえば、真正赤血球増加症<多血症>（D45）、骨髓異形成症候群（D46）、慢性骨髓増殖性疾患（D47.1）、本態性（出血性）血小板血症（D47.3）です。
 ②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症（D76.0）です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
/2...上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
/3...悪性、原発部位
/6...悪性、転移部位
悪性、続発部位
/9...悪性、原発部位または転移部位の別不詳

（注）国際対がん連合（UICC）の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

(2) 平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成

別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法
- 私立学校教職員共済法
- 船員保険法
- 高齢者の医療の確保に関する法律

別表4 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度（別表3）の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度（別表3）の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

医療保障保険プラス取扱事項

保険期間	令和8年1月1日～令和8年12月31日の1年間です。以後毎年1月1日に更新します。 保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の末日までの保障となります。ただし、保険料の払込が条件となります。
保険料の徴収	毎月登録口座より引落で納入していただきます。(初回は令和7年12月29日口座引落分から) ※P1・2保険料の支払方法を必ずご確認ください。 保険料が2ヵ月分未納となった場合、最初の保険料未納月に遡って自動脱退となります。(保障が自動的に失効します。)
税法上の取扱い	●保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 ●入院給付金は非課税です。 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。
保険期間中の退職	在職中に加入していた職員が、51歳以上で退職した場合は退職後継続の取扱が可能です。 ※ただし、50歳以下の退職の場合は12月末まで継続の取扱が可能です。
脱退の取扱い	脱退は、原則更新時に取扱います。 退職・死亡等の被保険者の資格を欠く事由については期中脱退を取扱います。
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。 今年度は制度新設に伴い、意思確認のため申込書を必ず提出してください。
「生命保険契約者保護機構」について	引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「 https://www.seihohogo.jp/ 」をご覧ください。
引受保険会社	【引受会社】(令和7年4月1日現在) (事務幹事) 明治安田生命保険相互会社
お問い合わせ窓口	公益財団法人 海上保安協会 厚生事業部 〒104-0033 東京都中央区新川1-26-9 新川イワビル7階 TEL 03-3297-7582 FAX 03-3297-7590
保険会社窓口	明治安田生命保険相互会社 公法人第一部法人営業第四部 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル24階 TEL 03-6259-0030
相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)としての会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。	
この制度は生命保険会社と締結した家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険契約に基づき運営します。	

MY-A-25-団医-004286

保険会社からのご依頼・ご注意

<給付金のご請求について>

- 給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに(公財)海上保安協会(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。
- 給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

<改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

- ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。

個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社へ上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

一死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください一

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

三大疾病保障保険

意向確認【ご加入前のご確認】

三大疾病保障保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。
●特定疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）の治療費として保険金をお支払いします

制度の特長

- 1 特定疾病に対する治療費として特定疾病保険金をお支払いします。
- 2 死亡・所定の高度障害状態のとき、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 3 年金形式で長期間分割してお受け取りすることもできます。
- 4 7大疾病に対する治療費として、7大疾病保険金をお支払いします。
- 5 上皮内新生物と診断確定された場合には、がん・上皮内新生物保険金をお支払いします。

④・⑤については各特約を付加された場合の保障です。

加入取扱いに関するご注意

本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。

本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

配偶者の取扱いについて

ご本人さまの生前給付保険金が支払われた場合でも、配偶者の継続加入のお取扱いを行います。

※本人が引き続き海上保安庁職員である場合に限りです。本人の退職と同時に配偶者は脱退となります。

Case 本人が悪性新生物（がん）と確定診断され、「特定疾病保険金」および「がん・上皮内新生物保険金」のお支払いに伴い契約が消滅した場合



自動更新の取扱い

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年と同じ保険金額以下で継続加入できます。毎年特に申し出のない限り更新日を基準として満69歳6か月まで自動更新いたします。ただし、次に該当した場合は本人は自動的に脱退となり、配偶者のみの加入が認められないことから、配偶者も同時に脱退となります。

- ①加入期間中に加入年齢を超えた場合。（最初に到来する12月末をもって脱退となります。）
- ②保険料が2ヵ月分未納となった場合。（最初の保険料未納月に遡って自動脱退となります。）
- ③本人が死亡した場合、またはその他各種保険金を受給した場合。

退職後継続加入資格

海上保安庁を51歳以上で退職する方（配偶者を含む）で、在職中より継続して加入している満69歳6か月以下（昭和31年7月2日以降生まれ）の方。

※51歳以上で退職する方（その配偶者を含む）は、新規加入および増額のお取扱いはできません。

※配偶者のみの継続加入はできません。

受取人

本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

＜参考＞マリアスの三大疾病保障保険 お支払い実績 ～当該団体の令和5年度・令和6年度の支払い実績より算出～



- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします
- 特約を付加した場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします

保障内容等

[加入対象区分：本人・配偶者]

保障区分	保障内容	申込保険金額		
		500万円コース	300万円コース	200万円コース
主契約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態(※1)になったとき	500万円	300万円	200万円
	[特定疾病保険金](※2)			
	死亡・所定の高度障害状態のとき			
	[死亡・高度障害保険金](※2)			
特約	7大疾病保障特約	250万円	150万円	100万円
	[7大疾病保険金](※3)			
特約	がん・上皮内新生物保障特約	50万円	30万円	20万円
	[がん・上皮内新生物保険金](※3)			

- ⚠ (※1)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
 (※2) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
 (※3) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

リビング・ニーズ特約 余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

◎保険金ごとの保障イメージ<500万円コースに加入の場合>

保険金種類	お支払事由					
	死亡・高度障害	3大疾病(特定疾病)			その他の4疾病	上皮内新生物
		悪性新生物(がん)(※)	急性心筋梗塞	脳卒中	重度の糖尿病 慢性腎不全 重度の高血圧性疾患 肝硬変	
主契約	特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 500万円				
特約	7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で 250万円				
特約	がん・上皮内新生物保険金	お支払事由のいずれかに該当で 50万円				
お支払事由ごとの保険金額合計		500万円	800万円	750万円	250万円	50万円

(※)「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険会社からのお願い・ご注意

<保険金のご請求について>

- 保険金の支払事由が生じたときは、すみやかに(公財)海上保安協会(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間で請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

<改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

- ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。
 (注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

一死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意ください

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

保険金等のお支払いについて、本パンフレットP27～30に詳細が記載されています。必ずご確認ください。

保険金のお支払いに関するご注意

各保険金の主なお支払事由はつぎのとおりです。

●被保険者が加入日（*）以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象とならない疾病例*1
7 大 疾 病 保 険 金 ※13	●悪性新生物（がん）	加入日（*）前を含めてはじめて*2悪性新生物と診断確定*3されたときただし、「乳房の悪性新生物（乳がん）」については、加入日（*）からその日を含めて90日を経過した後、保険期間中に、加入日（*）前を含めてはじめて診断確定されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・上皮内新生物*4 ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日（*）以後に発病した疾病*5を原因として、急性心筋梗塞を発病*5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態*6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術*7を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中（くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞）	加入日（*）以後に発病した疾病*5を原因として、脳卒中を発病*5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術*7を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日（*）以後に発病した疾病*5を原因として、糖尿病を発病*5し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法*8を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患（高血圧性網膜症）	加入日（*）以後に発病した疾病*5を原因として、高血圧性疾患を発病*5し、その疾病により高血圧性網膜症*9であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日（*）以後に発病した疾病*5を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法*10を開始したとき	
	●肝硬変	加入日（*）以後に発病した疾病*5を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断されたとき*11	
がん・上皮内新生物保険金		加入日（*）前を含めてはじめて*12悪性新生物・上皮内新生物と診断確定*3されたときただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌（乳がん）」については、加入日（*）からその日を含めて90日を経過した後、保険期間中に、加入日（*）前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金		死亡されたとき	
高度障害保険金		加入日（*）以後に発生した傷害または疾病*5により所定の高度障害状態になられたとき	

- ※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物（がん）と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物（がん）に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日（*）以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物（がん）の発生部位が、加入日（*）前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物（がん）と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見（生検）により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に局限しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合（UICC）のTNM分類が「Ta」（膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん）、「Tis」（上皮内がんまたは非浸潤がん）はお支払対象外です。
- ※5 発病の「発病」（「発生」）および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、発病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限りません。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見（詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約（特定疾病定期Ⅱ用）付表3をご覧ください。）を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物（がん）・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日（*）以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物（がん）・上皮内新生物の発生部位が、加入日（*）前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

（*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

月額保険料(本人・配偶者共通)

■月額保険料<保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額500万円、300万円、200万円>

単位：円

男 性												
<加入対象区分> 本人・配偶者												
申込保険金額	500万円				300万円				200万円			
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料
保険年齢	500万円	250万円	50万円		300万円	150万円	30万円		200万円	100万円	20万円	
18~20歳 H17.7.2~H20.7.1生	715	325	65	1,105	429	195	39	663	286	130	26	442
21~25歳 H12.7.2~H17.7.1生	970	350	65	1,385	582	210	39	831	388	140	26	554
26~30歳 H7.7.2~H12.7.1生	995	400	70	1,465	597	240	42	879	398	160	28	586
31~35歳 H2.7.2~H7.7.1生	1,240	525	80	1,845	744	315	48	1,107	496	210	32	738
36~40歳 S60.7.2~H2.7.1生	1,695	675	100	2,470	1,017	405	60	1,482	678	270	40	988
41~45歳 S55.7.2~S60.7.1生	2,365	975	150	3,490	1,419	585	90	2,094	946	390	60	1,396
46~50歳 S50.7.2~S55.7.1生	3,980	1,700	235	5,915	2,388	1,020	141	3,549	1,592	680	94	2,366
51~55歳 S45.7.2~S50.7.1生	6,635	2,700	360	9,695	3,981	1,620	216	5,817	2,654	1,080	144	3,878
56~60歳 S40.8.2~S45.7.1生	10,415	4,600	620	15,635	6,249	2,760	372	9,381	4,166	1,840	248	6,254
61~65歳 S35.7.2~S40.7.1生	16,260	7,325	1,135	24,720	9,756	4,395	681	14,832	6,504	2,930	454	9,888
66~69歳 S31.7.2~S35.7.1生	24,095	10,575	1,740	36,410	14,457	6,345	1,044	21,846	9,638	4,230	696	14,564

女 性												
<加入対象区分> 本人・配偶者												
申込保険金額	500万円				300万円				200万円			
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料
保険年齢	500万円	250万円	50万円		300万円	150万円	30万円		200万円	100万円	20万円	
18~20歳 H17.7.2~H20.7.1生	590	325	75	990	354	195	45	594	236	130	30	396
21~25歳 H12.7.2~H17.7.1生	715	375	125	1,215	429	225	75	729	286	150	50	486
26~30歳 H7.7.2~H12.7.1生	920	500	160	1,580	552	300	96	948	368	200	64	632
31~35歳 H2.7.2~H7.7.1生	1,330	725	225	2,280	798	435	135	1,368	532	290	90	912
36~40歳 S60.7.2~H2.7.1生	1,975	1,100	305	3,380	1,185	660	183	2,028	790	440	122	1,352
41~45歳 S55.7.2~S60.7.1生	2,905	1,825	400	5,130	1,743	1,095	240	3,078	1,162	730	160	2,052
46~50歳 S50.7.2~S55.7.1生	3,675	2,375	500	6,550	2,205	1,425	300	3,930	1,470	950	200	2,620
51~55歳 S45.7.2~S50.7.1生	4,820	3,025	515	8,360	2,892	1,815	309	5,016	1,928	1,210	206	3,344
56~60歳 S40.8.2~S45.7.1生	5,950	4,025	595	10,570	3,570	2,415	357	6,342	2,380	1,610	238	4,228
61~65歳 S35.7.2~S40.7.1生	8,465	4,775	805	14,045	5,079	2,865	483	8,427	3,386	1,910	322	5,618
66~69歳 S31.7.2~S35.7.1生	11,195	6,375	905	18,475	6,717	3,825	543	11,085	4,478	2,550	362	7,390

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=令和8年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

※この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の保険料は主契約の総保険金額100億円以上300億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。

※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等は、ご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

※本人が更新日時点(毎年1月1日)で継続加入最高年齢を超過した場合は、本人は脱退となり、配偶者も同時に脱退となります。

※保険料を2回連続で徴収できなかった場合は、1回目徴収できなかった月に遡って本人は脱退となり、配偶者も同時脱退となります。

※加入日(※)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。

※新規加入および特約の付加は60歳までです。

(※) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

三大疾病保障保険の取扱

※三大疾病保障保険とは代理請求特約〔V〕付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)のことをさします。

保険期間	令和8年1月1日～令和8年12月31日までの1年間で以後1年ごとに自動的に更新します。		
自動更新の取扱い	保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。 ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が69歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。 ※更新後のご契約の保険期間は1年です。 ※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。		
保険料の徴収	毎月登録口座より引落で納入していただきます。(初回は令和7年12月29日口座引落分から) ※P1・2保険料の支払方法を必ずご確認ください。 保険料が2ヵ月分未納となった場合、最初の保険料未納月に遡って自動脱退となります。(保障が自動的に失効します。)		
税法上の取扱い	●保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 ●本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合があります。 ●本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税される場合がありますのでご注意ください。 ●高度障害保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金、特定疾病保険金は非課税です。 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。		
保険金の支払い	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(※)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 (※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。		
高度障害について	高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(※)以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 (※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">高度障害状態とは</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき </td> </tr> </table> <p>※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>	高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき
高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき 		
〈保険金の年金払い〉年金の取扱いについて	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 年金の種類と型 2. 配当金 3. 年金受取人 4. 年金のお支払い 5. 年金払の対象となる保険金 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です) ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。 ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。 ●無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部 ●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。 </td> </tr> </table>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年金の種類と型 2. 配当金 3. 年金受取人 4. 年金のお支払い 5. 年金払の対象となる保険金 	<ul style="list-style-type: none"> ●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です) ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。 ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。 ●無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部 ●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 年金の種類と型 2. 配当金 3. 年金受取人 4. 年金のお支払い 5. 年金払の対象となる保険金 	<ul style="list-style-type: none"> ●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です) ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。 ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。 ●無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部 ●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。 		
お支払いできない場合について(解除・免責等)	<p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払いいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります。) ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき <ol style="list-style-type: none"> 1. 死亡保険金について <ol style="list-style-type: none"> ①加入日(※)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。) ②契約者の故意によるとき ③死亡保険金受取人の故意によるとき ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) (※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 2. 高度障害保険金について <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ②契約者の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の故意または重大な過失によるとき ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 		
リビング・ニース特約	<p>【保険金のお支払事由について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断される時。ただし、保険期間(更新される場合は更新後の保険期間を含みます。)満了前1年間は、リビング・ニース特約による保険金の請求はできません。 ※保険期間が1年のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できます。 ●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。 ●余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。 (1) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合 (2) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合 <p>【ご請求について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニース特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。 ●「死亡保険金額」は、リビング・ニース特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。 		

<p>リビング・ニース特約</p>	<p>●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。</p> <p>●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。</p> <p>【お支払金額について】</p> <p>●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。(ただし、ご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます。)</p> <p>【リビング・ニース特約による保険金をお支払いできない場合について】</p> <p>●つぎのいずれかにより、リビング・ニース特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。</p> <p>(1) 被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき (2) ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき (3) 戦争その他の変乱によるとき</p> <p>●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金をお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。</p>
<p>申込方法</p>	<p>所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。 今年度は制度改定に伴い、意思確認のため申込書を必ず提出してください。 ただし、申込書の提出がない場合も自動更新となります。</p>
<p>代理請求特約[Y]について</p>	<p>代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。</p> <p>(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。</p> <p>指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。</p> <p>1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。</p> <p>ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方 イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)</p> <p>* 保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。</p> <p>* 保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。</p> <p>死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。</p> <p>お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。</p> <p>保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。</p> <p>ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。</p> <p>指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。</p> <p>指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。</p> <p>必ずご確認ください。指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「その後契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。</p>

約款規定については引受保険会社のホームページ

(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>) をご覧ください。

なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性あります。

無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)のご契約にあたって

●当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。

*この保険には満期保険金はありません。 *この保険には自動振替貸付制度はありません。 *現金貸付・払済保険・延長保険のお取り扱いはいたしません。

ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。

「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田までお問い合わせください。

【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】

- お申込の撤回(クーリング・オフ)について
- 解約と返戻金について
- 保険金等をお支払いできない場合について
- 健康状態等の告知義務について
- 契約内容の変更等について
- 「生命保険契約者保護機構」について

【お取扱できない事項の例】

- 保険期間中の保障額の増額・減額はできません
- 保険期間の変更はできません
- 保険料の払込方法の変更はできません

引受会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと引受会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

「生命保険契約者保護機構」について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/> をご覧ください。

この制度は生命保険会社と締結した代理請求特約[Y]付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)契約に基づき運営します。

引受会社

明治安田生命保険相互会社 公法人第一部 法人営業第四部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル24階 TEL 03-6259-0030 MY-A-25-特疾-004287

※グループ保険、医療保障保険または三大疾病保障保険のいずれかに加入している本人。(健康づくりサポートのみの加入はできません)
本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

サービス概要

健康なんてあまり興味がないなあ・・・そんな、あなた自身の健康実現を応援するサービスです。

健康づくりサポートは健康・医療・メンタルヘルスなどのさまざまなサービスメニューを提供することで、ご加入者とそのご家族の健康づくりをサポートするサービスです。充実したメニューをいつでもどこでもご家族でご利用いただけます。

病気やけがをした場合を保障する「保険制度」と心と体の健康づくりを応援する「健康づくりサポート」の両輪でサポートしてまいります。

サービスメニュー

疾病予防の考え方に基づいた7つのメニューをご利用いただけます。



一次予防「健康増進」

生活習慣等の見直し・改善により
病気そのものの発生を予防

二次予防「早期発見」

早期発見・早期治療により、
病気が進行しないうちに治療

三次予防「再発防止」

必要な治療等により、
機能の維持・回復を図る

一次予防に対応したサービスメニュー

① 気づき



季刊誌「健康情報」

お届け(年4回)



表紙のサンプル

健康的な食事・運動、リラクゼーションや最新の医学情報まで幅広い情報を満載。性別・年代を問わず楽しめる内容の情報誌。(日経ヘルス編集)

【自宅もしくは職場へ】

*今後、インターネットでの閲覧に変更することを予定しています。

② 行動



ヘルシーファミリー倶楽部

ご利用はWebで



イメージ画像

最新の健康情報から、病気・病院の検索まで、健康に関するあらゆる情報を提供。健康関連書籍を中心に200冊以上が無料で読み放題の電子図書館や病院検索、くすり検索などさまざまなコンテンツで健康をサポート。



相談ダイヤル

お電話で

日常生活における様々な不安や悩みについて、お気軽に相談いただくことができる専門の窓口をご用意。健康全般、病気や育児、メンタルヘルスに介護・・・。ご相談には専門スタッフ(看護師、保健師、管理栄養士、薬剤師、医師、臨床心理士、ケアマネジャー等)が責任を持って対応。

※メンタルヘルス面接相談はひとり年間5回まで無料。

行動



テレセカンド®

お電話で

病院を受診することなく、名医(*)による電話相談が可能。セカンドオピニオンの必要性、治療法や診断についての疑問にお応え。

- 臨床経験を積んだ看護師がご相談に応じる医師を検索し、相談日時を設定
- 看護師が三者通話で電話相談に立会いしっかりとサポート



ホスピサーチ®

お電話で

名医が在籍する医療機関の情報(「医療機関名」及び「診療科」)をスピーディにお伝えするサービス。急いで名医の在籍する医療機関の情報を知りたいというニーズにお応え。

- お電話ですぐに情報をお伝えすることが可能
- 確定診断でなくとも「疑い」状態でもご利用が可能

*名医とは専門医同士の相互評価に基づいて選ばれた優秀な専門医を指します。
*Best Doctors®、テレセカンドおよびホスピサーチは米国およびその他の国におけるBest Doctors, Inc.の商標です。
*Best Doctors, Inc.は、グローバルバーチャルケアリーダー、Teladoc Health, Inc. およびTeladoc Health International, S.A.U.の一員です。

③ 増進



WELBOX (ウェルボックス)

ご利用はWebで



イメージ画像

国内約43,000以上の宿泊施設や育児、介護、健康、自己開発、グルメ、スポーツ、エンタメなど暮らしのさまざまなシーンで利用できる多彩なメニューが会員価格でご利用可能。



CLUB FUJITA

お電話で

会員リゾートホテル施設ウィスタリアンライフクラブ(全国5施設)を優待料金で利用可能。
・神奈川県箱根2、静岡県熱海・宇佐美、三重県鳥羽

健康づくりサポートの取扱い

加入期間	加入期間1年間（令和8年1月1日～令和8年12月31日）で以後毎年更新します（自動更新）。 所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえご提出ください。継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。
運営費	加入者は、当社に対し所定の期日に運営費200円（月額、消費税を含む）をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。（※健康づくりサポートの運営費は、生命保険料控除の対象とはなりません。）

個人情報に関する取扱いについて

1. 個人情報の利用目的

取得した個人情報は、健康づくりサポート加入者規約に定めるサービスの提供を行なうために利用します。

2. 個人情報の取扱いの委託について

利用目的の達成に必要な範囲内において、取得した個人情報の全部または一部を委託する場合があります。その場合には、個人情報の管理水準が、明治安田生命保険相互会社（以下、当社といいます。）が設定する基準を満たす企業を選定し、適切な管理、監督を行ないます。

3. 保有個人データの開示等および問い合わせ窓口について

当社が保有する開示対象個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止

のご依頼があった場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。

【お問い合わせ先】 明治安田ライフプランセンター（株）（事務委託先）

団体サービス部 生活・健康サービスグループ
03-5952-5069

4. 個人情報提供の任意性

氏名・住所・電話番号を提供いただけない場合、本サービスを提供できない場合があります。

健康づくりサポート加入申込書の提出をもちまして、個人情報の取扱いに同意いただいたものとさせていただきます。

健康づくりサポート加入者規約

第1条（目的）

健康づくりサポートとは、明治安田生命保険相互会社（以下、当社といいます）が健康づくりサポートの加入申込みをされた方（以下、加入者といいます）に向けて継続的に健康生活を応援するサービスです。

加入者がより健康増進に邁進できるように具体的な健康情報の提供をすることで、豊かなクオリティ・オブ・ライフに貢献することを目的といたします。

第2条（加入資格等）

1. 加入資格は、団体の所属員で団体と当社の合意した範囲に該当する方が有します。

2. 加入者とは、本規約を承認のうえ申込みをされ、当社が加入を認めた方をいいます。

第3条（運営費）

加入者は、当社に対し所定の期日に所定の方法により運営費として当社が定める金額（消費税を含む）をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。

第4条（加入者証の付与）

加入者証の発行はありません。当社が定め通知した加入者管理番号をもって加入者番号とします。当社への電話照会等の際は、原則として加入者番号を告知いただきます。

第5条（健康情報の提供）

加入者は、当社及び当社の指定する会社等から、第6条のサービスの内容を含めた各種情報提供があることに予め同意するものとします。

第6条（サービスの内容）

1. サービスとは、以下のものを指します。

① 健康情報に関するサービス

- (1) 健康情報誌等による各種健康情報の提供
- (2) 電話による健康相談・メンタルヘルスカウンセリング・介護相談
- (3) その他

② 当社と提携する健康増進関連の企業が提供する健康情報や商品等のご紹介
この場合、加入者が商品等を購入し何らかの損害を被った場合または購入した商品に瑕疵があった場合、当社は一切責任を負わないものとします。

2. 当社が第1条の目的に沿って提供するすべての情報提供は、あくまで健康に関する一般的な情報提供及びアドバイスを加入者の責任で活用していただくものであり、情報を活用したことによって加入者及び加入者のご家族等が何らかの損害を被った場合でも当社は一切責任を負うことはありません。

3. 予告なくサービス内容を追加・変更することがあります。

第7条（届出事項の変更）

1. 加入者が、当社に届け出た住所・氏名等について変更があった場合には、所定の方法にて速やかに当社に通知いただきます。

2. 前項の変更事項についての通知がなく、当社からの送付物等が延着し、または到着しなかったときでも、当社は責任を負いません。ただし、前項の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。

第8条（脱退ならびに加入者資格の喪失の場合の取扱い）

1. 加入者は、自己の都合により脱退を希望するときは、所定の手続きをすることで、脱退することができます。

2. 何らかの理由で運営費が支払われなかった場合は、いずれも特別な申し出がない限りは自動的に加入者資格を喪失します。

3. 加入者が本規約に違反した場合、または加入者として不適当な行動が認められる場合等で当社が加入者として不適当と認めた場合は、当社は加入者資格を取り消すことがあります。

4. 第2条に定める加入者資格を喪失した場合ならびに前2項の場合、契約は終了します。

第9条（加入期間）

1. 加入者が、当社からサービス提供を受けることができる期間は1年です。サービスの開始月日と終了月日は加入者が所属する団体と当社との間で決定した期間となります。

2. 特に申し出のない場合、加入期間は1年毎に自動的に更新されます。

第10条（データ保護）

当社が保有する加入者個人のデータは厳正に管理・運用します。

第11条（規約の変更）

本規約については、今後変更することがあります。その場合、これを速やかに加入者に告知します。変更日以降は、変更後の規約に従い取扱うものとします。

第12条（契約の終了）

1. 本契約は所属する団体が当社の保険商品の採用を中止した場合、同時に終了します。

2. 本契約は加入者が所属する団体と当社との間のサービスの運営にかかる「健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書」が終了した場合、同時に終了します。

この制度は下記会社と締結した健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書及び健康づくりサポート加入者規約に基づいて運営します。

サービス提供会社：明治安田生命保険相互会社
事務委託会社：明治安田ライフプランセンター株式会社

サービス内容等に関するお問い合わせ先

健康づくりサポート事務局：0120-567-074（平日9：00～17：00）

MYLP-バー25-健サー004

ケガによる入院・手術・通院等を補償!!

適用割引率は
最大40.15%※!

「マリアス」 団体傷害保険の特徴

※自転車事故によるケガの補償は33.5%の適用です。

- 1 ニーズに合わせて「補償対象となるケガの範囲」と「補償対象となる家族の範囲」を選ぶことができます。
- 2 マリアス制度の中で、唯一「ケガによる通院」を補償。
- 3 「身の回りの事故」や「親御さまの介護」の補償もオプションとして選択することができます。

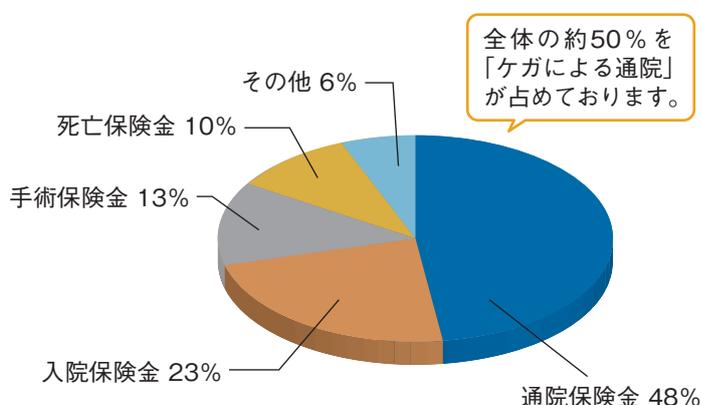
こんなにお役に立っています!

昨年は本人およびそのご家族の傷害・賠償事故等に対し、以下の保険金をお支払いし、お役に立てました。

■令和6年マリアス保険金の支払い状況

保険金の種類	件数	支払保険金
死亡保険金	5件	524万円
後遺障害保険金	7件	93万円
入院保険金	64件	1,169万円
通院保険金	412件	2,370万円
手術保険金	42件	691万円
賠償責任保険金	19件	83万円
携行品損害保険金	42件	110万円
住宅内生活用財産保険金	8件	25万円
借家人賠償責任保険金	8件	20万円
合計	607件	5,085万円

■保険金種類別支払い割合



実際の事故事例

船内の階段を上る途中で転落

船内の階段を上る途中で転落し、全身打撲、鼻裂傷、擦過傷のため、1日入院をし、その後9日間の通院治療を受けた。



【ご加入プラン：A2（各種事故によるケガの補償）】

入院1日：6,000円 × 1日 = 6,000円

通院9日：4,000円 × 9日 = 36,000円

合計：42,000円

制圧訓練中に親指関節脱臼

制圧訓練で踏み込んだ際に訓練相手と接触し、左手親指関節を脱臼。4日間の通院治療を受けた。



【ご加入プラン：A3（各種事故によるケガの補償）】

通院4日：5,000円 × 4日 = 20,000円

合計：20,000円

補償の早見表

ご加入にあたって必要な補償がひと目で分かります。プラン検討のご参考にしてください。なお、オプションは基本補償にご加入のうえで、ご選択ください。

	タイプ名	セット名	基本補償									身の回りのリスク (オプション)				
			交通事故以外のケガ			交通事故のケガ			自転車事故のケガ			日常生活賠償・受託物賠償	携行品損害	生活用動産	借家人賠償・修理費用	親介護
			死亡・後遺障害	入院・手術	通院	死亡・後遺障害	入院・手術	通院	死亡・後遺障害	入院・手術	通院					
各種事故によるケガの補償	個人型	A1 A2 A3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	夫婦型	B1 B2 B3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	家族型	C1 C2 C3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
交通事故によるケガの補償	個人型	AK1 AK2				●	●	●	●	●	●	●				
	夫婦型	BK1 BK2				●	●	●	●	●	●	●				
	家族型	CK1 CK2				●	●	●	●	●	●	●				
自転車事故によるケガの補償	個人型	D							●	●	●	●				

被保険者 (補償の対象者) 本人(*) となれる方

個人型	海上保安庁職員本人または海上保安庁退職者本人およびその家族 (配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹および本人と同居の親族) (*) 加入申込票の被保険者欄に記載の方をいいます。
夫婦型	海上保安庁職員本人または海上保安庁退職者本人 (*) 加入申込票の被保険者欄に記載の方をいいます。
家族型	家族型で、職員本人または退職者をご加入すると、ご家族全員※が自動的に補償対象となります。 ※家族全員とは ①職員本人または退職者本人 ②職員本人または退職者本人の配偶者 ③①または②と同居の親族・別居の未婚の子

被保険者 (補償の対象者) となる方の例



団体傷害保険 加入要件等

申込人	海上保安庁職員本人または海上保安庁退職者本人 (退職者の方は継続のみ加入で新規加入はできません。) 退職者の継続加入の取扱い詳細は、P2をご覧ください。
被保険者 (補償の対象者) 本人 (*) となれる方の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 個人型…海上保安庁職員本人または海上保安庁退職者本人およびその家族 (配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹および本人と同居している親族) ※親族とは6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。(以下同じ) (*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。 夫婦型・家族型…海上保安庁職員本人または海上保安庁退職者本人 (被保険者) (*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
基本補償の被保険者 (補償の対象者) の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 個人型…被保険者 (補償の対象者) 本人 (*) 夫婦型…被保険者 (補償の対象者) 本人 (*) およびその配偶者 家族型…被保険者 (補償の対象者) 本人 (*), その配偶者、本人またはその配偶者と同居の親族・別居の未婚の子 ※オプション等の特約の被保険者 (補償の対象者) の範囲はP79およびP81~82 「1.1商品」の仕組みをご覧ください。 (*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
保険期間・継続等	令和8年1月1日 午後4時~ 令和9年1月1日 午後4時の1年間
保険料払込方法	保険料は毎月27日 (土・日・祝日の場合は、翌営業日) に登録口座から自動引落となります。(初回は、令和7年12月29日引落し)
保険期間中の退職 (現職の方のみ)	補償は満期 (令和9年1月1日) まで続きます。
脱退・変更等の取扱い	脱退・変更等は、原則更新時に取扱います。 退職・死亡等の被保険者の資格を欠く事由については期中脱退を取扱います。

- 上記の本人との続柄は事故発生時におけるものをいいます。
- 親族とは、本人または配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

ケガによる傷害死亡・後遺障害、傷害入院、傷害手術、傷害通院について補償します。

■各種事故によるケガの補償

(団体総合生活補償保険 (MS&AD型))

幅広いケガの補償がオススメ

- ・ 工作中、家庭内、スポーツ中などの日常生活のケガなど、幅広いケガに備えられます。
- ・ 地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償します。



家庭内やヤケド等によるケガ



スポーツ、レジャーによるケガ



地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ



自動車事故によるケガ



自転車事故によるケガ



職務として船舶・航空機に搭乗中のケガなど

■交通事故によるケガの補償

(団体総合生活補償保険 (標準型) (交通事故危険のみ補償特約付))

交通事故のケガのみ補償

- ・ 交通事故 (駅構内を含みます) のケガのみを補償します。「交通事故」の詳細はP47をご覧ください。
- ・ 職務として船舶・航空機に搭乗中でのケガも補償します。
- ・ 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする交通事故によるケガも補償します。



地震・噴火またはこれらを原因とする津波による交通事故によるケガ



自動車事故によるケガ



自転車事故によるケガ



職務として船舶・航空機に搭乗中のケガ
ただし、荷物・貨物等の積み込み作業、積卸し作業、整理作業や巡視船等・航空機の修理、点検、整備または清掃の作業に起因する事故は対象外です。 など

■自転車事故によるケガの補償

(団体総合生活補償保険 (標準型) (自転車搭乗中等のみ補償特約付))

自転車事故のケガのみ補償

- ・ 自転車搭乗中、または運行中の自転車との接触等によるケガのみを補償します。
- ・ 自転車本体の破損・盗難等の事故は補償の対象外です。
- ・ 地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガは補償の対象外です。



自転車事故によるケガ

おすすめプラン

「各種事故によるケガの補償」に上乗せする形で、「自転車事故によるケガの補償」にご加入いただくことで、充実した補償内容となります。

学校に在学中の方

訓練中やプライベートでの事故だけでなく、自転車事故での大きなおケガや賠償事故、身の回りの品を補償する充実したプランをお勧めいたします。

A3 (各種事故によるケガの補償) : 月払保険料 1,510円

G (個人賠償セット) : 月払保険料 110円

オプション7 (携行品損害のみ) : 月払保険料 90円

D (自転車事故によるケガの補償) : 月払保険料 90円

【お支払例】

在学中に自転車で転倒し、骨折。その後1か月半、週2日 (合計12日間) 通院治療を受けた場合…

A3で 傷害通院保険金日額5,000円

Dで 傷害通院保険金日額2,500円

合計7,500円×12日間で**90,000円**をお支払いします。

お子さまが自転車通学をしている方

ケガの多いお子さまのみ、家族型に加えて、「自転車事故によるケガの補償」を上乗せでご加入いただくことで、充実した補償内容となります。

C3 (各種事故によるケガの補償) : 月払保険料 3,470円

L (個人賠償セット) : 月払保険料 110円

お子さまに
上乗せ

D (自転車事故によるケガの補償) : 月払保険料 90円

【お支払例】

お子さまが通学中に自転車で転倒し、手首を骨折。治療のため1日入院し入院中に手術。その後、2か月間、週2日 (合計16日間) 通院した場合…

C3で 傷害手術保険金として40,000円

傷害入院保険金日額4,000円×1日

傷害通院保険金日額2,000円×16日

Dで 傷害手術保険金として40,000円

傷害入院保険金日額4,000円×1日

傷害通院保険金日額2,500円×16日

合計**160,000円**をお支払いします。

オプションパック

「各種事故によるケガの補償」にご加入の方のみご加入できます。

携行品損害

(国内・外補償)

住宅外において携行している身の回りの品が偶然な事故によって損害を受けた場合に補償します。



外出中にひったくりにあい、カバンを盗まれた。



外出時誤ってカメラを落として壊してしまった。



外出先でスーツケースを階段で落として壊してしまった。

など

損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。

生活用動産損害

(国内のみ補償)

住宅内に所在する生活に必要な家具、じゅう器、衣服、その他生活に必要な動産が偶然な事故によって損害が発生した場合に補償します。



泥棒に入られ家財を盗まれた。



液晶テレビをテレビ台から誤って落としてしまった。



隣家より火災が発生し、自宅の収容家財にも延焼した。

など

損害の額は、貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻物等については、1個、1組または1対について30万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。

借家人賠償責任

(国内のみ補償)

借用住宅が被保険者の責任による事故により損壊し、貸主から法律上の損害賠償を負ったときに補償します。
※修理費用補償特約(保険金額300万円、免責金額3,000円)がセットされます。



借家で火事を発生させ、大家に弁償をせまられた。



お風呂や洗濯機から水が溢れて水浸しとなり、大家に床の修理(弁償)をせまられた。



自宅の家財等により、壁や床を傷つけてしまった。

など

(注) 被保険者(補償の対象者)の範囲は下部「オプションパックの補償の対象者」またはP79「1. (1) 商品の仕組み」をご覧ください。

補償内容詳細、損害の額の算定方法はP43～52をご覧ください。

オプションパック表

セット名	パック通称	携行品損害	生活用動産損害	借家人賠償責任
		保険金額 10万円 (免責金額3,000円)	保険金額200万円 ^(注) (免責金額3,000円)	保険金額900万円 (免責金額 0円)
1	フルカバーパック	●	●	●
2	借家人カバーパック		●	●
3	財産カバーパック	●	●	
4	生活用動産のみ		●	
5	携行品+借家人賠償	●		●
6	借家人賠償のみ			●
7	携行品のみ	●		

(注) 生活用動産損害の夫婦型、家族型の保険金額は700万円です。

オプションパックの補償の対象者

- 個人型
携行品損害・生活用動産損害*・借家人賠償責任：個人型の被保険者本人のみ（借用住宅の賃貸借名義人が被保険者と異なる場合には、その賃貸借名義人を含みます。）
 - 夫婦型
携行品損害・生活用動産損害*：職員・退職者本人および配偶者
借家人賠償責任：職員・退職者本人のみ（借用住宅の賃貸借名義人が被保険者と異なる場合には、その賃貸借名義人を含みます。）
 - 家族型
携行品損害・生活用動産損害*：ご家族全員
借家人賠償責任：職員・退職者本人のみ（借用住宅の賃貸借名義人が被保険者と異なる場合には、その賃貸借名義人を含みます。）
- <夫婦型・家族型の借家人賠償責任について>
夫婦型・家族型の補償の対象者は、職員・退職者ご本人のみとなります。（借用住宅の賃貸借名義人が被保険者と異なる場合には、その賃貸借名義人を含みます。）
配偶者・ご家族の方の下宿先等の借家人賠償責任については、個人型の基本補償＋個人型オプションパックにご加入いただきますようお願いいたします。
- *補償の対象者（被保険者）は、上記記載のとおりですが、被保険者の住宅内に所在する被保険者と生計を共にする親族が所有する生活用動産に損壊等発生した場合、補償の対象となります。

■日常生活個人賠償責任補償特約

<国内・外補償>

保険金額 1億円 (免責金額 0円)

日常生活において他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負われた場合に補償します。

- 自転車事故を起こした場合の損害賠償責任も補償いたします。
- 自動車・バイクの使用に起因する加害事故（自動車のドアの開け閉めによる賠償事故を含む）や就業中の加害事故等は補償対象外となります。
- 学校管理下の加害事故等で被保険者に賠償責任が発生しない場合は補償対象外となるケースがあります。



水漏れを起こして階下の他人の家財に損害を与えた。



自転車で走行中に歩行者にぶつかりケガをさせた。

ポイント1

ご家族も対象

加入された被保険者本人の**ご家族**[※]も被保険者（補償の対象者）となります。

※ご家族とは、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者の別居の未婚の子をいいます。詳細はP79をご覧ください。

ポイント2

示談交渉サービス

日本国内において発生した事故については、被保険者（補償の対象者）のお申出により、引受保険会社は**示談交渉をお引受けします。**

ポイント3

受託物賠償責任

受託物賠償責任補償特約がセットされているため、他人から借りたり、預かった物について偶然な事故によって損害を発生させ、持ち主に対して損害賠償責任を負われた場合に補償します。

<国内での受託物のみ補償 保険金額30万円 免責金額5,000円>

自転車に乗る方へ



自転車事故で自身のケガを補償するのが基本補償。
相手にケガをさせた場合などに備えられるのは、個人賠償セットです！

自転車事故の高額賠償判決

男子小学生（11才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62才）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

神戸地方裁判所

平成25（2013）年7月4日判決

判決認容額 **9,521万円**

出典：日本損害保険協会「知っていますか？自転車事故の実態と備え」（2019年8月改訂）

被保険者（補償の対象者）の範囲イメージ

個人賠償は、職員・退職者の方がご加入されれば、ご家族については自動的に補償対象となりますので、傷害保険を複数ご加入の場合、すべてに個人賠償をセットいただく必要はございません。

加入申込票の被保険者氏名欄にお名前をご記入いただいた方と
そのご家族



※ご家族とは、配偶者、本人または配偶者と同居の親族・本人または配偶者の別居の未婚の子をいいます。上記イラスト以外にも補償の対象となる場合があります。

介護のために一時的に必要となる費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

各種事故によるケガの補償「個人型」A1、A2、A3セットにご加入の職員本人または配偶者の方は、親御さまを特約被保険者として親介護オプションにご加入いただけます。

ポイント1

親御さまの要介護状態が30日を超えて継続した場合、親介護一時金の全額を一時金として特約被保険者（親御さま）へお支払します。

一時金は**300万円と、100万円の2パターン**からお選びいただけます。

*要介護状態とは

- ・公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態
- ・上記以外で引受保険会社所定の状態に該当した場合(P48をご参照ください。)



ポイント2

親御さまの基本補償の加入有無は問わず、この特約（オプション）の特約被保険者に設定することが可能です。

*基本補償・個人型（A1、A2、A3セット）に被保険者本人として職員本人または配偶者をご加入された場合に本親介護オプションセットにご加入いただけます。

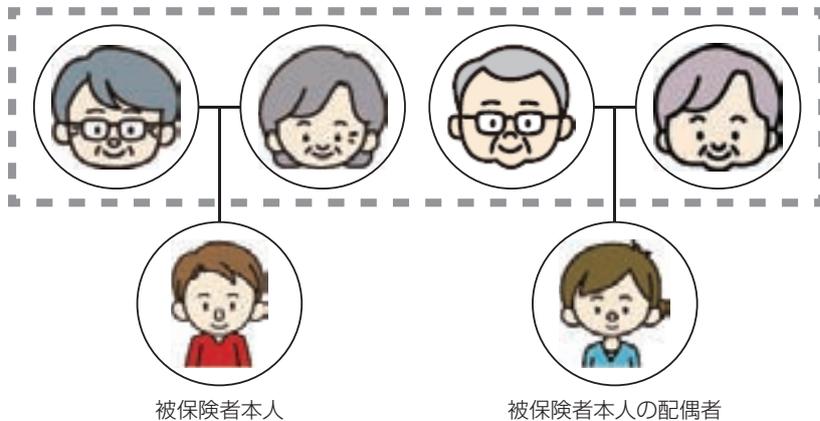
特約被保険者（介護対象者）となれる方は、被保険者の親（姻族を含みます）で最大2名までとなります。

ポイント3

満89才までの親御さまをこの特約（オプション）の特約被保険者に設定することが可能です。

*健康状況に関する質問にご回答いただくだけで医師の診査は不要です。（親御さまの健康状況により加入できない場合があります。）

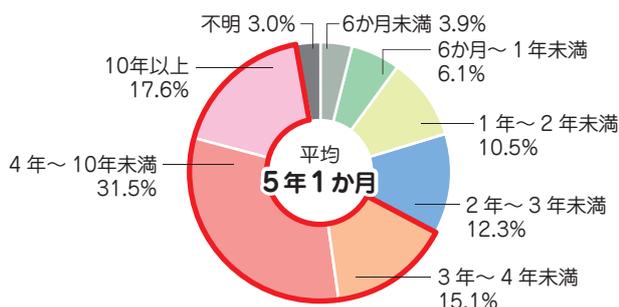
特約被保険者（介護対象者）の範囲（同居の有無を問いません。）



データで見る介護のリスク

介護期間が長期にわたると、経済的な負担も重くのしかかってきます。

介護にかかる期間は？



3年以上が約6割を占めます

介護にかかる費用は？

一時的にかかる費用…… **平均74万円**
(介護用ベッドの購入など)

毎月かかる費用……… **平均8.3万円**

例えば

(一時費用) 74万円 + (月々の費用) 8.3万円 × 5年1か月 = 約580万円

生命保険文化センター
「生命保険に関する全国実態調査」/令和3年度から作成

割引率最大40.15%※を適用

※自転車事故によるケガの補償は33.5%の適用です。

保険料

型	セット名	被保険者	基本補償			
			月払保険料	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害通院保険金日額
個人型	A 1	ご本人	950円	104.8万円	4,500円	3,000円
	A 2	ご本人	1,230円	104.8万円	6,000円	4,000円
	A 3	ご本人	1,510円	104.8万円	7,500円	5,000円
夫婦型	B 1	ご本人 配偶者	1,770円	104.8万円	4,500円	3,000円
	B 2	ご本人 配偶者	2,300円	104.8万円	6,000円	4,000円
	B 3	ご本人 配偶者	2,840円	104.8万円	7,500円	5,000円
家族型	C 1	ご本人	2,180円	104.8万円	6,000円	3,000円
		配偶者		60.0万円	4,000円	2,000円
		親族		30.0万円	2,000円	1,000円
	C 2	ご本人	2,820円	104.8万円	7,000円	4,000円
		配偶者		60.0万円	5,000円	2,500円
		親族		30.0万円	3,000円	1,500円
	C 3	ご本人	3,470円	104.8万円	8,000円	5,000円
		配偶者		60.0万円	6,000円	3,000円
		親族		30.0万円	4,000円	2,000円

天災危険補償付

各種事故によるケガの補償

型	セット名	被保険者	基本補償			
			月払保険料	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害通院保険金日額
個人型	AK 1	ご本人	590円	104.8万円	6,500円	5,000円
	AK 2	ご本人	850円	104.8万円	12,000円	7,000円
夫婦型	BK 1	ご本人 配偶者	880円	104.8万円	6,500円	5,000円
	BK 2	ご本人 配偶者	1,270円	104.8万円	12,000円	7,000円
家族型	CK 1	ご本人	950円	104.8万円	6,500円	5,000円
		配偶者		60.0万円	5,000円	3,000円
		親族		30.0万円	3,000円	2,000円
	CK 2	ご本人	1,470円	104.8万円	12,000円	7,000円
		配偶者		60.0万円	8,000円	5,000円
		親族		30.0万円	6,500円	4,000円

天災危険補償付

団体傷害保険

交通事故によるケガの補償

型	セット名	被保険者	基本補償			
			月払保険料	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害通院保険金日額
個人型	D	ご本人	90円	104.8万円	4,000円	2,500円

自転車事故によるケガの補償

<自動継続の取扱いについて>

- 前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)
- 保険料は、前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

オプションパック (補償の組合せは右下を参照)		個人賠償セット (保険金額は右下を参照)		親介護オプションセット(各種事故によるケガの補償・個人型のみ)			
セット名	月払保険料	セット名	月払保険料	セット名	K3 保険金額300万円	K1 保険金額100万円	
1	1,360円	G	110円	特約被保険者(親)の年令	月払保険料		
2	1,270円				20~39才	20円	10円
3	1,060円				40~44才	20円	10円
4	970円				45~49才	50円	20円
5	390円				50~54才	110円	40円
6	300円				55~59才	250円	80円
7	90円				60~64才	560円	190円
		65~69才	1,330円		440円		
		70~74才	3,010円		1,000円		
		75~79才	6,700円		2,230円		
		80~84才	17,340円	5,780円			
		85~89才	35,010円	11,670円			

1	1,900円	J	110円
2	1,800円		
3	1,600円		
4	1,500円		
5	400円		
6	300円		
7	100円		

1	2,080円	L	110円
2	1,950円		
3	1,780円		
4	1,650円		
5	430円		
6	300円		
7	130円		

【親介護オプションセットご加入について】

- 親介護オプションセットのご加入にあたっては、親御さまの健康に関する告知が必要となります。告知いただいた内容によってはご加入いただけない場合がございます。(健康に関する告知についてはP75をご参照)
- 親介護オプションセットは、個人型(A1、A2、A3)にご加入の職員本人または職員本人の配偶者のみでご加入いただけます。
- 親介護オプションセットの特約被保険者(親)は、保険始期日時点で満20才以上、満89才以下の方を設定することができます。
- 親介護オプションの補償内容はP38をご覧ください。

【基本補償】

- 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。
- 傷害手術保険金は 入院中の手術…傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術…傷害入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。
- 個人賠償セットのG、H、J、K、L、M、Nの補償対象者となる方の範囲は同じであるため、補償の重複にはご注意ください。詳細はP37をご覧ください。

オプションパック表

オプションパック名	携行品損害 保険金額 10万円 (免責金額3,000円)	生活用動産損害 保険金額200万円 ^(注1) (免責金額3,000円)	借家人賠償責任 保険金額900万円 ^(注2) (免責金額 0円)
1	フルカバーパック		
2	借家人カバーパック		
3	財産カバーパック		
4	生活用動産のみ		
5	携行品 + 借家人賠償		携行品 + 借家人賠償
6			借家人賠償のみ
7	携行品のみ		

(注1) 生活用動産損害の夫婦型、家族型の保険金額は700万円です。
(注2) 修理費用補償特約(保険金額300万円(免責金額3,000円))がセットされています。

個人賠償セット保険金額	
日常生活個人賠償責任補償	保険金額1億円(免責金額0円)
受託物賠償責任補償	保険金額30万円(免責金額5,000円)

個人賠償セット	
セット名	月払保険料
H	110円
K	110円
M	110円
個人賠償セット	
セット名	月払保険料
N	110円

交通事故によるケガの補償、自転車事故によるケガの補償はオプションパックをセットできません。

保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額

※印を付した用語については、P47～48の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
基本補償 (団体総合生活補償保険 (MS&AD型))	傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償 (MS & AD型) 特約 保険期間中の事故によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。
		傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (MS & AD型) 特約 保険期間中の事故によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 [※] が発生した場合	$\frac{\text{傷害死亡・後遺障害保険金額}}{\text{約款所定の保険金支払割合}} \times \text{約款所定の保険金支払割合}$ (4%~100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 [※] を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師 [※] の診断に基づき後遺障害 [※] の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
		傷害入院保険金 ★傷害補償 (MS & AD型) 特約 保険期間中の事故によるケガ [※] のため、入院された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$ (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間 [※] (1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [※] (180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [※] を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。
		傷害手術保険金 ★傷害補償 (MS & AD型) 特約 保険期間中の事故によるケガ [※] の治療 [※] のため、傷害入院保険金の支払対象期間 [※] (1,095日)中に手術 [※] を受けられた場合	1回の手術 [※] について、次の額をお支払いします。 ①入院 [※] 中に受けた手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ②①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療 [※] 過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。
傷害通院保険金 ★傷害補償 (MS & AD型) 特約 保険期間中の事故によるケガ [※] のため、通院 [※] された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 傷害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位 [※] を固定するためにギプス等 [※] を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師 [※] の指示による固定 ^(*) であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限り、 (*) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限り。	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{傷害通院の日数}$ (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間 [※] (180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [※] (90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [※] を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。		

保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
基本補償（団体総合生活補償保険（標準型）） 傷害保険金（交通事故危険のみ補償特約付）	傷害死亡保険金 ★傷害補償（標準型）特約 ☆交通事故危険のみ補償特約セット ☆船舶・航空機搭乗中の危険補償特約セット	保険期間中の交通事故 [*] によるケガ [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	[傷害死亡・後遺障害保険金額の全額] (注1) 傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（標準型）特約 ☆交通事故危険のみ補償特約セット ☆船舶・航空機搭乗中の危険補償特約セット	保険期間中の交通事故 [*] によるケガ [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 [*] が発生した場合	[傷害死亡・後遺障害保険金額] × [約款所定の保険金支払割合（4%～100%）] (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 [*] を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師 [*] の診断に基づき後遺障害 [*] の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	傷害入院保険金 ★傷害補償（標準型）特約 ☆交通事故危険のみ補償特約セット ☆船舶・航空機搭乗中の危険補償特約セット	保険期間中の交通事故 [*] によるケガ [*] のため、入院 [*] された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。）	[傷害入院保険金日額] × [傷害入院の日数] (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院 [*] に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [*] を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。
	傷害手術保険金 ★傷害補償（標準型）特約 ☆交通事故危険のみ補償特約セット ☆船舶・航空機搭乗中の危険補償特約セット	保険期間中の交通事故 [*] によるケガ [*] の治療 [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術 [*] を受けられた場合	①入院 [*] 中に受けた手術 [*] の場合 [傷害入院保険金日額] × [10] ②①以外の手術の場合 [傷害入院保険金日額] × [5] (注) 1事故に基づくケガ [*] について、1回の手術に限りです。また、1事故に基づくケガ [*] について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。
	傷害通院保険金 ★傷害補償（標準型）特約 ☆交通事故危険のみ補償特約セット ☆船舶・航空機搭乗中の危険補償特約セット	保険期間中の交通事故 [*] によるケガ [*] のため、通院 [*] された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） (注) 傷害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位 [*] を固定するためにギプス等 [*] を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師 [*] の指示による固定 [*] であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限りです。 (※) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りです。	[傷害通院保険金日額] × [傷害通院の日数] (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院 [*] に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [*] を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。
個人賠償セット（団体総合生活補償保険標準型・MS&AD型） 日常生活個人賠償責任保険金 ★日常生活個人賠償責任補償特約	保険期間中の次の①または②の偶然的な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ①本人の居住の用に供される住宅 [*] の所有、使用または管理に起因する偶然的な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然的な事故 [*] (※) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者 [*] 、同居の親族および別居の未婚 [*] の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りです。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	[被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額] + [判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金] - [被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額] - [免責金額 [*]] (注1) 1回の事故につき、日常生活個人賠償責任保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されない場合、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	

次ページへつづく

保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額

※印を付した用語については、P47～48の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
<p style="writing-mode: vertical-rl;">個人賠償セット(団体総合生活補償保険(標準型・MS&AD型))</p> <p>日常生活個人賠償責任保険金(臨時費用)</p> <p>★日常生活個人賠償責任補償特約</p>	<p>前ページからのつづき 前ページの事故により、他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、被害者が次の①または②のいずれかに該当したとき。 ①事故の直接の結果として死亡したとき。 ②事故の直接の結果として病院または診療所に20日以上入院※したとき。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>前ページからのつづき 被保険者が臨時に必要な費用をお支払いします。 (注1) 保険金のお支払額は、1回の事故によって生命または身体を害した被害者1名につき、次の額が限度となります。 左記「保険金をお支払いする場合」の①の場合…10万円 左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合…2万円 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">団体傷害保険</p> <p>受託物賠償責任保険金</p> <p>★受託物賠償責任補償特約</p>	<p>保険期間中に受託物(※1)の損壊(※2)・紛失・盗難にあったことにより、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 (※1) 「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 (※2) 「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。</p>	<p>$\frac{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} + \text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金}}{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額}} - \text{免責金額} \times (1 \text{回の事故につき} 5,000 \text{円})$ (注1) 保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (※) 被害受託物の時価額が限度となります。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">オプションパック(団体総合生活補償保険(MS&AD型))</p> <p>借家人賠償責任保険金</p> <p>★借家人賠償責任補償(オールリスク)特約</p>	<p>保険期間中に、日本国内において、借用住宅(※1)が被保険者の責任による事故により損壊(※2)し、被保険者(※3)が貸主に対する法律上の損害賠償責任を負われた場合 (※1) 「借用住宅」とは、被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供される建物または住戸室をいいます。 (※2) 「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。 (※3) 借用住宅の賃借名義人が被保険者と異なる場合には、その賃借名義人を含みます。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。</p>	<p>$\frac{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} + \text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金}}{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額}} - \text{免責金額} \times (0 \text{円})$ (注1) 1回の事故につき、借家人賠償責任保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>

保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
<p style="text-align: center;">修理費用保険金</p> <p>★修理費用補償特約</p>	<p>保険期間中の次の事故により、日本国内において借用住宅(*1)に損害が発生し、被保険者(*2)が貸主との契約に基づきその借用住宅を自己の費用で現実に修理した場合。ただし、被保険者が借用住宅の貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 火災、落雷、破裂、爆発 • 借用住宅の外部からの物体の衝突（雨、雪、あられ、砂塵(じん)、粉塵(じん)、煤(ばい) 煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、水災、土砂崩れによる損害を除きます。） • 給排水設備に発生した事故または被保険者以外の者が占有する借用住宅で発生した事故に伴う漏水、放水または溢(いっ)水による水漏れ（水災による損害を除きます。） • 騒擾(じょう)およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 • 風災、雹(ひょう)災または雪災(*3)(借用住宅の内部については、借用住宅またはその一部が風災、雹(ひょう)災または雪災によって直接破損したために発生した損害(吹込みによる損害を含みます。)に限ります。) • 盗難 <p>(*1)「借用住宅」とは、被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供される建物または住戸室をいいます。</p> <p>(*2) 借用住宅の賃借名義人が被保険者と異なる場合には、その賃借名義人を含みます。</p> <p>(*3) 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪洪水による事故を除きます。</p>	<p style="text-align: center;">[修理費用*] - [免責金額* (1回の事故につき3,000円)]</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、1回の事故につき、修理費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 建物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段等）や、居住者が共同で利用する部分（玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等）の修理費用はお支払いしません。</p> <p>(注3) 雪災による損害が1回の積雪期において複数発生した場合、おのおの別の事故によって発生したことが明らかでないときは、1回の事故により発生したものと推定します。</p> <p>(注4) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>
<p style="text-align: center;">携行品損害保険金</p> <p>★携行品損害補償特約</p> <p>☆新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット</p> <p>☆携行品損害補償特約の保険の対象の追加に関する特約セット</p>	<p>保険期間中の偶然な事故（盗難・破損・火災など）により、携行品(*1)に損害が発生した場合</p> <p>(*1)「携行品」とは、被保険者が住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品(*2)をいいます。ただし、P52の「補償対象外となる主な「携行品」」を除きます。</p> <p>(*2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産（カメラ、衣類、レジャー用品等）をいいます。</p>	<p style="text-align: center;">[損害の額] - [免責金額* (1回の事故につき3,000円)]</p> <p>(注1) 損害の額は、再調達価額*によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額*によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落（格落損）は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。</p> <p>(注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。）もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。</p> <p>(注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。</p> <p>(注4) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>
<p style="text-align: center;">(住宅内生活用動産 保険金) 損害保険金</p> <p>★住宅内生活用動産補償特約</p> <p>☆新価保険特約（住宅内生活用動産補償特約用）セット</p>	<p>保険期間中の日本国内における偶然な事故（盗難・損壊(*1)・火災など）により、被保険者の居住の用に供される住宅(*2)内に所在する、被保険者または被保険者と生計を共にする親族*が所有する生活用動産(*3)に損害が発生した場合</p> <p>(*1)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。</p> <p>(*2) 敷地を含みます。</p> <p>(*3)「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、什(じゅう)器、衣服、その他生活に通常必要な動産をいいます。ただし、P52の「補償対象外となる主な『生活用動産』」を除きます。</p>	<p style="text-align: center;">[損害の額] - [免責金額* (1回の事故につき3,000円)]</p> <p>(注1) 損害の額は、再調達価額*によって定めます。ただし、被害物が貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻物等の場合には、保険価額*によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落（格落損）は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。</p> <p>(注2) 損害の額は、貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻物等については、1個、1組または1対について30万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。）もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。</p> <p>(注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、住宅内生活用動産保険金額が限度となります。</p> <p>(注4) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>

オプションパック（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

団体傷害保険

保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額

※印を付した用語については、P47～48の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	
オプションパック (団体総合生活補償保険 (MS&AD型)) (住宅内生活用動産 保険金) 臨時費用保険金 ★住宅内生活用動産補償特約 ☆新価保険特約 (住宅内生活用動産補償特約用) セット	損害保険金がお支払われる場合	$\text{損害保険金} \times 30\%$ (注1) 保険金のお支払額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度となります。 (注2) 臨時費用を補償する保険を複数 (引受保険会社、他の保険会社を問いません。) ご契約の場合、臨時費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い限度額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	
	(住宅内生活用動産 保険金) 残存物取片づけ費用 保険金 ★住宅内生活用動産補償特約 ☆新価保険特約 (住宅内生活用動産補償特約用) セット	損害保険金がお支払われる場合	$\text{残存物取片づけ費用} (*) \text{の額}$ (注1) 保険金のお支払額は、 $\text{損害保険金} \times 10\%$ が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (*) 損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な次の費用をいいます。 ①取りこわし費用 ②取片づけ清掃費用 ③搬出費用
	(住宅内生活用動産 保険金) 失火見舞費用保険金 ★住宅内生活用動産補償特約 ☆新価保険特約 (住宅内生活用動産補償特約用) セット	被保険者の居住の用に供される住宅内に所在する、被保険者または被保険者と生計を共にする親族※が所有する生活用動産またはそれを収容する建物から発生した火災、破裂または爆発 (*) により、第三者の所有物 (*) の損壊 (*) が発生した場合 (*) 第三者 (*) の所有物で被保険者以外の方が占有する部分 (*) から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。 (*) 保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を含みません。 (*) 区分所有建物の共有部分を含みます。 (*) 動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その方の占有する敷地内にあるものに限ります。 (*) 「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。	$\text{被災世帯の数} \times 20\text{万円}$ (注1) 保険金のお支払額は、1回の事故につき、事故が発生した敷地内に所在する保険の対象の保険金額 (保険金額が再調達価額 (*) を超える場合は、再調達価額とします。) の20%に相当する額が限度となります。 (注2) 失火見舞費用を補償する保険を複数 (引受保険会社、他の保険会社を問いません。) ご契約の場合、失火見舞費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い被災世帯あたりの支払額に被災世帯の数を乗じた額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (*) 貴金属等の場合には、損害が発生した地および時における保険の対象の価額となります。
親介護オプションセット (団体総合生活補償保険 (MS&AD型)) 親介護一時金 親介護 ★親介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約 (介護一時金支払特約用) セット	保険期間中に、特約被保険者 (*) が要介護状態 (要介護2以上の状態) ※となり、30日を超えて継続した場合 (注) 特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細はP69の<代理請求人について>をご覧ください。 (*) 普通保険約款の被保険者の親 (姻族を含みます。) のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。	親介護一時金額の全額 (注1) 親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。 (注2) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 親が要介護状態※となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	

保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	
基本補償（団体総合生活補償保険（標準型）） 傷害保険金（自転車搭乗中等のみ補償特約付）	傷害死亡保険金 ★傷害補償（標準型）特約 ☆自転車搭乗中等のみ補償特約セット	保険期間中の自転車事故※によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 [傷害死亡・後遺障害保険金額の全額] (注1) 傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（標準型）特約 ☆自転車搭乗中等のみ補償特約セット	保険期間中の自転車事故※によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合 [傷害死亡・後遺障害保険金額] × [約款所定の保険金支払割合 (4%~100%)] (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	傷害入院保険金 ★傷害補償（標準型）特約 ☆自転車搭乗中等のみ補償特約セット	保険期間中の自転車事故※によるケガ※のため、入院※された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。）	[傷害入院保険金日額] × [傷害入院の日数] (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院※に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。
	傷害手術保険金 ★傷害補償（標準型）特約 ☆自転車搭乗中等のみ補償特約セット	保険期間中の自転車事故※によるケガ※の治療※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術※を受けられた場合	①入院※中に受けた手術※の場合 [傷害入院保険金日額] × [10] ②①以外の手術の場合 [傷害入院保険金日額] × [5] (注) 1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限ります。 また、1事故に基づくケガ※について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。
	傷害通院保険金 ★傷害補償（標準型）特約 ☆自転車搭乗中等のみ補償特約セット	保険期間中の自転車事故※によるケガ※のため、通院※された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） (注) 傷害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位※を固定するためにギプス等※を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師※の指示による固定（*）であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限り、 (*）診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限り。	[傷害通院保険金日額] × [傷害通院の日数] (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院※に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。

※印の用語のご説明

用語	説明				
ア行 医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。				
医師	被保険者以外の医師をいいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>特約名称</th> <th>特約固有の「医師」の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>親介護一時金支払特約</td> <td>保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師</td> </tr> </tbody> </table>	特約名称	特約固有の「医師」の範囲	親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
特約名称	特約固有の「医師」の範囲				
親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師				
飲酒運転	道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。				
オンライン診療	医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限りません。なお、電話診療は含みません。				
カ行 ギブス等	ギブス（キャスト）、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りません。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限りません。）およびハローベストをいいます。				
競技等	競技、競争、興行（*）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。 <table border="1"> <tr> <td>試運転に訓練を含む特約（ただし、自動車等※の運転資格を取得するための訓練は含みません。）</td> </tr> <tr> <td>・交通事故危険のみ補償特約</td> </tr> </table> <p>（*）いずれもそのための練習を含みます。</p>	試運転に訓練を含む特約（ただし、自動車等※の運転資格を取得するための訓練は含みません。）	・交通事故危険のみ補償特約		
試運転に訓練を含む特約（ただし、自動車等※の運転資格を取得するための訓練は含みません。）					
・交通事故危険のみ補償特約					
頸(けい)部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。				
ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（*）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 （*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。				
後遺障害	治療※の効果医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。				
交通事故	次の事故をいいます。 ①運行中の交通乗用具※との衝突、接触等（*） ②運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等（*） ③運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故（異常かつ危険な方法で搭乗している場合は含みません。） ④乗客として交通乗用具の改札口に入って改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故 ⑤道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故（*）（ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限りません。） ⑥交通乗用具の火災 （*）立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。				
交通乗用具	電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車（一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。）、自転車、航空機、ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、エレベーター等、交通事故危険のみ補償特約に定められたものをいいます。				
公的介護保険制度	介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。				
誤嚥（えん）	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。				
サ行 再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。				
自転車	ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車（レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を含みません。）およびその付属品（積載物を含みます。）をいいます。				
自転車事故	次の事故をいいます。 ①自転車※に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故 ②運行中の自転車との衝突、接触				
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。				
支払限度日数	支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。 <table border="1"> <tr> <td>適用される保険金の名称</td> </tr> <tr> <td>・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金</td> </tr> </table>	適用される保険金の名称	・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金		
適用される保険金の名称					
・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金					
支払対象期間	支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。 <table border="1"> <tr> <td>適用される保険金の名称</td> </tr> <tr> <td>・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金</td> </tr> </table>	適用される保険金の名称	・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金		
適用される保険金の名称					
・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金					
修理費用	借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。				

用語	説明
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（*1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ②先進医療*に該当する診療行為（*2） （*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 （*2）②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等*、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
所定の部位	次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。 ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱 ・長管骨に接続する3大関節部分（肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。） ・肋骨または胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。 ・顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。
親族	6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
先進医療	手術*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
タ行 治療	医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療*により、治療*を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。
溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
ナ行 入院	自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
ハ行 配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
病気	被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
保険価額	保険の対象に損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。
マ行 未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
ヤ行 要介護状態 (要介護2以上の状態)	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①公的介護保険制度*の第1号被保険者（65才以上） 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態 ②公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満） 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。 ③公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満） 要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
天災危険補償特約 (Dセット以外の基本補償)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。
家族型への変更に関する特約 (C1、C2、C3、CK1、CK2セット)	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。
夫婦型への変更に関する特約 (B1、B2、B3、BK1、BK2セット)	
船舶・航空機搭乗中の危険補償特約 (AK1、AK2、BK1、BK2、CK1、CK2セット)	被保険者が職務もしくは実習のために船舶に搭乗している間または定期・不定期航空運送事業の用に供されていない航空機を操縦している間もしくはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間に生じた傷害についても、傷害保険金を支払います。家族型および夫婦型の場合は、上記の「被保険者」は加入者証の本人欄に記載された方をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、P47～48の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類		保険金をお支払いしない主な場合
(団体総合生活補償保険(MS&AD型)) 基本補償	傷害保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約 (傷害死亡保険金 傷害後遺障害保険金 傷害入院保険金 傷害手術保険金 傷害通院保険金)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 ●P52の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●P52の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害保険金 ★傷害補償(標準型)特約 ☆交通事故危険のみ補償特約 ☆船舶・航空機搭乗中の危険補償特約セット (傷害死亡保険金 傷害後遺障害保険金 傷害入院保険金 傷害手術保険金 傷害通院保険金)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 ●交通乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ(船舶・航空機搭乗中の危険補償特約がセットされているため、個人型・夫婦型・家族型の被保険者本人についてはお支払対象となります。) ●グライダー、飛行船、超軽動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ(船舶・航空機搭乗中の危険補償特約がセットされているため、個人型、夫婦型、家族型の被保険者本人についてはお支払対象となります。) など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 <家族型への変更に関する特約または夫婦型への変更に関する特約をセットする場合> 上記から除外される事由 ●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ
(団体総合生活補償保険(標準型)MS&AD型) 個人賠償セット	日常生活個人賠償責任保険金 日常生活個人賠償責任保険金(臨時費用) ★日常生活個人賠償責任補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等※の車両、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
	受託物賠償責任保険金 ★受託物賠償責任補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使(差押え・没収・破壊等)による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●航空機、船舶(原動力がもっぱら人力であるものを含みません。)、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族※に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●P52の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害 など

保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
<p>借家人賠償責任保険金</p> <p>★借家人賠償責任補償（オールリスク）特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●心神喪失または指図に起因する損害賠償責任 ●借用住宅の改築、増築、取りこわし等の工事による損害 ●貸主に借用住宅を引き渡した後に発見された損壊による損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●貸主との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●借用住宅の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●借用住宅の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または借用住宅の汚損であって、借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>修理費用保険金</p> <p>★修理費用補償特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、借用住宅の貸主、保険金を受け取るべき方またはこれらの方の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反による損害 ●保険契約者、被保険者または借用住宅の貸主が所有または運転する車両・積載物の衝突、接触による損害 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●借用住宅の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●借用住宅の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または借用住宅の汚損であって、借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>携行品損害保険金</p> <p>★携行品損害補償特約</p> <p>☆新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット</p> <p>☆携行品損害補償特約の保険の対象の追加に関する特約セット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族※の故意による損害 ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使（差押え・没収・破壊等）による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的事故（故障等）による損害（ただし、これらの事由によって発生した火災による損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●携行品である液体の流出による損害（ただし、その結果として他の携行品に発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の法定代理人を含みます。）の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為（ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●P52の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>(住宅内生活用動産保険金) 損害保険金</p> <p>臨時費用保険金</p> <p>残存物取片づけ費用保険金</p> <p>失火見舞費用保険金</p> <p>★住宅内生活用動産補償特約</p> <p>☆新価保険特約（住宅内生活用動産補償特約用）セット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と生計を共にする親族※の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使（差押え・没収・破壊等）による損害 ●生活用動産の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●生活用動産の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、生活用動産が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない生活用動産の電氣的事故・機械的事故（故障等）による損害（ただし、これらの事由によって発生した火災による損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●生活用動産である液体の流出による損害（ただし、その結果として他の生活用動産に発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●生活用動産の置き忘れまたは紛失による損害 ●生活用動産に加工を施した場合、加工着手後に発生した損害（ただし、生活用動産に修理を施した場合で、修理着手後に発生した損害については、保険金をお支払いします。） ●生活用動産に対する修理、調整の作業（点検または試運転を伴う場合には、これらを含みます。）上の過失または技術の拙劣によって発生した損害（ただし、これらの事由によって発生した火災による損害の場合は、保険金をお支払いします。） <p style="text-align: right;">次ページへつづく</p>

(団体総合生活補償保険 (MS&AD型) オプションパック)

団体傷害保険

保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類		保険金をお支払いしない主な場合
(団体総合生活補償保険(MS&AD型)) オフシヨンバック	<p>(住宅内生活用動産保険金) 損害保険金 臨時費用保険金 残存物取片づけ費用保険金 失火見舞費用保険金</p> <p>★住宅内生活用動産補償特約 ☆新価保険特約(住宅内生活用動産補償特約用)セット</p>	<p>前ページからのつづき</p> <ul style="list-style-type: none"> ●詐欺または横領によって生活用動産に発生した損害 ●楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断・打楽器の打皮の破損・楽器の音色または音質の変化による損害 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の法定代理人を含みます。)の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為(ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●P52の「補償対象外となる主な『生活用動産』」の損害 <p style="text-align: right;">など</p>
親介護オフシヨンセット(団体総合生活補償保険(MS&AD型))	<p>親介護一時金 親介護</p> <p>★親介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等[*]の無資格運転、飲酒運転[*]中または麻薬等を使用しての運転中の事故による要介護状態 ●麻薬等の使用による要介護状態(ただし、治療[*]を目的として医師[*]が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[*]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[*] <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注) 保険期間の開始時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。</p> <p>(*1) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2) 公的介護保険制度[*]を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。</p>
団体総合生活補償保険(標準型) 基本補償	<p>傷害保険金</p> <p>★傷害補償(標準型)特約 ☆自転車搭乗中等のみ補償特約セット</p> <p>(傷害死亡保険金 傷害後遺障害保険金 傷害入院保険金 傷害手術保険金 傷害通院保険金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[*] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●戦争、その他の変乱[*]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[*]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[*] ●自転車[*]を用いて競技等[*]をしている間のケガ <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [*] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

補償対象外となる主な「携行品」

船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）・航空機・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、自転車・雪上オートバイ・ゴーカート・ハングライダー・パラライダー・サーフボード・ウインドサーフィンおよびこれらの付属品、無人機（ドローン）・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・スマートフォン・PHS・ポケットベル・ポータブルナビゲーション・モバイルWi-Fiルーター・ワイヤレスイヤホン等の携帯式通信機器・パソコン・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、コンタクトレンズ、義歯、義肢、動物、植物、株券、有価証券（乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、証書（運転免許証およびパスポートを含みます。）、帳簿・稿本（本などの原稿）・設計書・図案・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物（印章は補償の対象となります。）、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ

など

補償対象外となる主な「生活用動産」

船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）・航空機・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、自転車・雪上オートバイ・ゴーカート・ハングライダー・パラライダー・サーフボード・ウインドサーフィンおよびこれらの付属品、無人機（ドローン）・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・スマートフォン・PHS・ポケットベル・ポータブルナビゲーション・モバイルWi-Fiルーター・ワイヤレスイヤホン等の携帯式通信機器・パソコン・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、眼鏡、サングラス、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢、動物、植物、株券、有価証券（乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、証書（運転免許証およびパスポートを含みます。）、帳簿・稿本（本などの原稿）・設計書・図案・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物（印章は補償の対象となります。）、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ

など

(注)次に掲げる物のうち被保険者が所有するものは、被保険者が建物の所有者である場合は補償対象外となります。

- ①畳または建具類
- ②電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加した物
- ③浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加した物

補償対象外となる主な「受託物」

日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻、美術品、自動車（被牽（けん）引車を含みます。）・原動機付自転車・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）・航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物（畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。）、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物

など

団体傷害保険・疾病医療上乗せ保険（先進医療費用保険金）＜共通＞

補償対象外となる運動等

山岳登山（*1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（*2）操縦（*3）、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（*4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

- （*1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。
- （*2）ライダーおよび飛行船は含みません。
- （*3）職務として操縦する場合は含みません。
- （*4）モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士

その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

疾病医療上乗せ保険(月払) 申込対象：現職または退職者(継続のみ)の方 (団体総合生活補償保険 (MS&AD型))

病気による入院・手術・入院を伴う通院等を上乗せ補償!!

適用割引率
33.5%!

3人に1人が
ご加入!

(2025年1月時点)

〈特徴〉

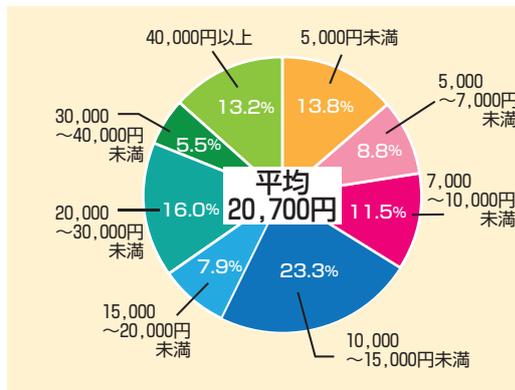
- 1 **日帰り～4日以内の入院**も補償される充実の医療補償!
- 2 入院だけでなく、入院をともなう**通院**も補償されます!
- 3 高額な自己負担が発生することもある**先進医療費用**も補償されます!
- 4 **89才**までご継続いただけます! (令和8年1月1日時点の満年齢)
- 5 **ご家族**もご加入できます!
(現職者または退職者(継続のみ)の配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹および本人と同居している親族)
- 6 オプションで**抗がん剤治療特約**にご加入できます!
(新規加入の場合、健康に関する告知が必要です。)

入院には健康保険対象外のさまざまな費用がかかることがあります。
長期入院でも上乗せ補償で家計の負担を軽減!

- 医療費の自己負担
- 差額ベッド代
- 入院時食事代
- 特殊な検査治療
- 諸雑費



入院1日あたりの自己負担費用



※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額となります。
※集計ベース: 過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人(高額療養費制度を利用した人+利用しなかった人(適用外含む))
(生命保険文化センター「令和4年度生活保障に関する調査」より)

「抗がん剤治療特約」で、化学療法によるがんの治療に備えましょう!

- がんの主な治療法には、**手術療法**・**放射線療法**・**化学療法** の「3大療法」があります。



- 抗がん剤治療特約オプションにご加入すれば、がんの治療のために抗がん剤治療を開始した場合に、抗がん剤治療を受けた月ごとに、治療の内容によって60,000円あるいは30,000円をお支払いいたします。 ※詳細はP59をご覧ください。

補償内容 ※ケガは対象外ですのでご注意ください。(先進医療費用保険金補償特約を除く)

このような場合にお支払いします

病気で入院したとき 病気で手術を受けたとき 病気で放射線治療を受けたとき 病気で入院し、入院前後に通院したとき 先進医療を受けたとき

※疾病通院保険金は入院に至らない通院はお支払対象外となります。

オプション
抗がん剤治療を受けたとき

先進医療費用の補償があると治療の選択肢が広がります！

- 公的医療保険の対象外となる先進医療に要する費用^{※1}等を補償します。
 - 先進医療を受けるための交通費・宿泊費（1泊につき1万円限度）も補償します。
- ※1 先進医療に要する費用は、先進医療の技術料のみをいい、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金を除きます。

先進医療の例^{※2}

重粒子線治療	陽子線治療	交通費・宿泊費
--------	-------	---------

先進医療にかかる費用の平均^{※2} 約 **314** 万円 約 **266** 万円

先進医療を受けられる医療機関は限られており、治療費に加えて**交通費・宿泊費の負担**も考えなければなりません。たとえば**重粒子線治療**実施している医療機関は**全国で7病院**に限られます。^{※3}
(群馬県・千葉県・神奈川県・大阪府・兵庫県・佐賀県・山形県)

- 「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価医療のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り）をいいます。
- 先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。

出典：※2 令和5年12月7日 厚生労働省「第127回 先進医療会議」の「令和5年度先進医療技術の実績報告等について」を元に三井住友海上火災が試算

※3 令和5年4月1日現在 厚生労働省ホームページより

公的医療保険の対象外とは？

先進医療のすべてが高額というわけではありませんが、先進医療を受けたときは、通常の保険診療の費用に加えて、「先進医療にかかる費用」を負担することになります。

医療費総額が100万円、うち先進医療にかかる費用(技術料)が20万円、健康保険の自己負担割合が3割のケース

医療費総額 100万円	
① 先進医療部分：20万円	② 保険給付分：80万円
全額自己負担	24万円
	患者の一部負担金 [※] (3割自己負担)
	56万円
	各健康保険制度から給付

自己負担金額
※高額療養費制度を利用した場合に自己負担額に上限が設けられています。

①先進医療にかかる費用20万円は全額自己負担となります。
②通常の治療と共通する部分(診察・検査等の費用で、①以外の先進医療に要する費用)80万円は、健康保険の対象になります。

疾病医療上乗せ保険 加入要件等

加入タイプ	「個人型」のみとなります。
申込人	海上保安庁職員本人または海上保安庁退職者本人(退職者の方は継続加入のみで新規加入はできません。)
被保険者(補償の対象者)本人 ^(*) となれる方の範囲	<p>■現職者 以下①～③いずれも満たす方 ①海上保安庁職員本人およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族)※親族とは6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。(以下同じ) ②保険始期日(令和8年1月1日)時点で以下年令の方 ●本人(再任用含む)・配偶者…満62才6か月までの方(昭和38年7月2日以降生まれの方) ※継続は満89才まで可能であり、それ以降はご継続いただけません。 ●子ども…生後15日以上満22才6か月までの方(平成15年7月2日以降生まれの方) ※継続も満22才6か月までとなり、それ以降は継続いただけません。 ●両親・兄弟姉妹および本人と同居している親族…生後15日以上満89才以下の方 ③加入申込票の健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方</p> <p>■退職者 ※退職者は在職中からの継続加入でのお取扱いとなり、新規加入および増額のお取扱いはできません。 以下①～③いずれも満たす方 ①今後、海上保安庁を退職される方およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族) ②在籍中からこの保険を継続して加入される方 ※退職後の継続加入についてはP2をご覧ください。 ③保険始期日(令和8年1月1日)時点で以下年令の方 ●本人・配偶者…満89才以下の方 ●子ども…満22才6か月までの方(平成15年7月2日以降生まれの方) ●両親・兄弟姉妹および本人と同居している親族…生後15日以上満89才以下の方</p>
(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。	
保険期間	令和8年1月1日午後4時～令和9年1月1日午後4時の1年間
保険料払込方法	保険料は毎月27日(土・日・祝日の場合は、翌営業日)に登録口座から自動引落となります。(初回は、令和7年12月29日引落し)
脱退・変更等の取扱い	脱退・変更等は、原則更新時に取扱います。 退職・死亡等の被保険者の資格を欠く事由については期中脱退を取扱います。

疾病医療上乗せ保険

基本補償 ★疾病入院保険金日額10,000円、8,000円、5,000円、3,000円の4セットをご用意★

※1被保険者1セットのみのご加入となります。

セット名	U	S	A	B
疾病入院保険金日額	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
疾病手術保険金	入院中の手術……20万円 入院中以外の手術……5万円	入院中の手術……16万円 入院中以外の手術……4万円	入院中の手術……10万円 入院中以外の手術……2.5万円	入院中の手術……6万円 入院中以外の手術……1.5万円
疾病放射線治療保険金	10万円	8万円	5万円	3万円
疾病通院保険金日額	5,000円	4,000円	2,500円	1,500円
先進医療費用保険金額	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円

オプション ★抗がん剤治療特約

セット名	W
抗がん剤治療保険金額	30,000円

お支払いする保険金の額（1か月あたり）

乳がん、前立腺がんの内分泌治療（ホルモン治療）による治療の場合	左表保険金額の1倍
上記以外の約款所定の抗がん剤による治療の場合	左表保険金額の2倍

保険料（月払）

■下記年令は保険始期日（令和8年1月1日）時点での満年令です。

セット名	U	S	A	B
年令	月払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料
生後15日-4才	1,020円	830円	530円	340円
5-9才	780円	640円	410円	270円
10-14才	410円	340円	230円	160円
15-19才	450円	370円	250円	170円
20-24才	720円	590円	390円	250円
25-29才	1,070円	860円	560円	360円
30-34才	1,440円	1,170円	750円	470円
35-39才	1,530円	1,230円	790円	490円
40-44才	1,600円	1,300円	820円	510円
45-49才	2,030円	1,630円	1,040円	640円
50-54才	2,770円	2,230円	1,400円	860円
55-59才	3,870円	3,100円	1,960円	1,200円
60-64才	5,670円	4,550円	2,860円	1,730円
65-69才	8,690円	6,960円	4,370円	2,640円
70-74才	12,910円	10,340円	6,490円	3,910円
75-79才	20,960円	16,780円	10,500円	6,320円
80-84才	31,930円	25,550円	15,980円	9,620円
85-89才	45,370円	36,310円	22,710円	13,650円



W	
男性	女性
月払保険料	月払保険料
30円	100円
30円	200円
30円	320円
60円	320円
90円	780円
90円	1,330円
300円	1,680円
520円	1,680円
910円	1,550円
1,380円	1,550円
2,050円	1,430円
2,520円	1,430円
2,180円	1,280円
2,120円	1,280円

◎保険料は、前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

◎新規加入の場合、または保険金額を増額される場合には健康に関する告知が必要です。

<自動継続の取扱いについて>

- 前年からお加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

※印を付した用語については、P63～64の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
<p>疾病入院保険金</p> <p>★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット</p> <p>P59 (☆) 参照</p>	<p>保険期間の開始後（*）に発病※した病気※のため、保険期間中に入院※された場合（以下、この状態を「疾病入院」といいます。）</p> <p>（*）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p>	<p>$\text{疾病入院保険金日額} \times \text{疾病入院の日数}$</p> <p>（注1）疾病入院の日数には以下の日数を含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間※（1,095日）が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 • 1回の疾病入院※について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※（120日）に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 <p>（注2）疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※された場合は、疾病入院保険金を重ねてお支払いしません。</p>
<p>疾病手術保険金</p> <p>★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット</p> <p>P59 (☆) 参照</p>	<p>①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※（1,095日）中に手術※を受けられたとき。</p> <p>②保険期間の開始後（*）に発病※した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合</p> <p>（*）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p>	<p>1回の手術※について、次の額をお支払いします。</p> <p>①疾病入院保険金が支払われるか否かにかかわらず、入院※中に受けた手術の場合</p> <p>$\text{疾病入院保険金日額} \times \text{20}$</p> <p>②①以外の手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times \text{5}$</p> <p>（注）次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。
<p>疾病放射線治療保険金</p> <p>★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット</p> <p>P59 (☆) 参照</p>	<p>①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※（1,095日）中に放射線治療※を受けられたとき。</p> <p>②保険期間の開始後（*）に発病※した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合</p> <p>（*）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p>	<p>1回の放射線治療※について、次の額をお支払いします。</p> <p>$\text{疾病入院保険金日額} \times \text{10}$</p> <p>（注1）同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>（注2）疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、同一の診療行為について疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療に対しては、保険金をお支払いしません。</p>

基本補償（団体総合生活補償保険（MS&AD型）〈病気〉）

疾病保険金（疾病補償のみ）

疾病医療上乗せ保険

保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額

※印を付した用語については、P63～64の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
<div style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%); font-size: small;"> 基本補償（団体総合生活補償保険（MS&AD型）〈病気〉） 疾病保険金（疾病補償のみ） </div> <p style="text-align: center;">疾病通院保険金</p> <p>★疾病補償特約 ☆疾病通院保険金の支払条件変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">P59（☆）参照</p>	<p>疾病入院保険金をお支払いする場合で、次の①または②のいずれかに該当されたとき。</p> <p>①疾病入院が終了し退院した後、その疾病入院の原因となった病気※の治療※のため、通院※された場合（以下、この状態を「疾病入院後通院」といいます。）</p> <p>②疾病入院の開始日の前日以前60日間に、その疾病入院の原因となった病気の治療のため、通院された場合（以下、この状態を「疾病入院前通院」といいます。）</p> <p>（注）疾病入院後通院および疾病入院前通院を、以下、「疾病通院」といいます。</p>	<p style="text-align: center;"> 疾病通院保険金日額 × 疾病通院の日数 </p> <p>（注1）疾病通院の日数には以下の日数を含まません。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保険期間の開始時（疾病通院保険金の支払条件変更特約をセットしたご契約に継続加入される場合は、継続してきた最初のご契約の保険期間の開始時）より前の疾病通院の日数 • 疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間※（180日）が満了した日の翌日以降の疾病入院後通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間（1,095日）内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 • 1回の疾病入院※について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数※（90日）に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 <p>（注2）疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。</p> <p>（注3）疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>（注4）疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。</p>

保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
<div style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -30px; top: 50%; transform: translateY(-50%); font-weight: bold;">基本補償（団体総合生活補償保険（MS&AD型）〈ケガ・病気〉）</div> <p style="text-align: center;">先進医療費用保険金</p> <p>★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット</p>	<p>ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療（*）を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。</p> <p>（*）「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。</p>	<p>被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。</p> <p>ア. 先進医療に要する費用（*1）</p> <p>イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費（転院、退院のための交通費を含みます。）</p> <p>ウ. 先進医療を受けるための宿泊費（1泊につき1万円限度）</p> <p>（注1）加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。</p> <p>（注2）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。</p> <p>（注3）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガ*の原因となった事故発生の時または病気*（*2）を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <p>①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気*（*2）を発病した時が、そのケガまたは病気*によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>（注4）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p> <p>（*1）先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。</p> <p>（*2）先進医療の原因となった病気*と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p>

保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額

※印を付した用語については、P63～64の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額																					
オプション（団体総合生活補償保険（MS&AD型）〈病気〉） 抗がん剤治療保険金 ★抗がん剤治療特約	保険期間の開始後（*1）に発病*したがん*の治療*のため、保険期間中に抗がん剤（*2）治療を開始した場合 （注1）同一の月に複数回の抗がん剤治療を受けた場合は、1つの抗がん剤治療についてのみ保険金をお支払いします。 （注2）先進医療に該当するもの、治験薬剤による治療は補償の対象になりません。 （*1）抗がん剤治療を補償する加入タイプに継続加入される場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。 （*2）投薬または処方された時点で、がんを適応症として厚生労働大臣により承認されている次の①および②のいずれにも該当する薬剤をいいます。 ①厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者の罹患したがんの治療に対する効果または効果が認められた薬剤 ②世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、次に分類される薬剤 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L01. 抗悪性腫瘍薬</td> </tr> <tr> <td>L02. 内分泌療法（ホルモン療法）（*3）</td> </tr> <tr> <td>L03. 免疫賦活薬</td> </tr> <tr> <td>L04. 免疫抑制剤</td> </tr> <tr> <td>V10. 治療用放射性医薬品</td> </tr> </tbody> </table> （*3）内分泌療法（ホルモン療法）とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。	世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類	L01. 抗悪性腫瘍薬	L02. 内分泌療法（ホルモン療法）（*3）	L03. 免疫賦活薬	L04. 免疫抑制剤	V10. 治療用放射性医薬品	抗がん剤治療を受けた月ごとに次の額をお支払いします。 $\text{抗がん剤治療保険金額} \times \text{下表の倍率}$ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類</th> <th>倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L01. 抗悪性腫瘍薬</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">L02. 内分泌療法（ホルモン療法）（*）</td> <td>乳がん、前立腺がん</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>上記以外のがん</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>L03. 免疫賦活薬</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>L04. 免疫抑制剤</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>V10. 治療用放射性医薬品</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> （注1）保険期間を通じて抗がん剤治療保険金額の120倍が限度となります。 （注2）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 この特約をセットした加入タイプに継続加入の場合、被保険者が抗がん剤治療の原因となったがん*を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がんを発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前である場合は、②により算出した額をお支払いします。 （*）内分泌療法（ホルモン療法）とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。	世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類	倍率	L01. 抗悪性腫瘍薬	2	L02. 内分泌療法（ホルモン療法）（*）	乳がん、前立腺がん	1	上記以外のがん	2	L03. 免疫賦活薬	2	L04. 免疫抑制剤	2	V10. 治療用放射性医薬品	2
世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類																							
L01. 抗悪性腫瘍薬																							
L02. 内分泌療法（ホルモン療法）（*3）																							
L03. 免疫賦活薬																							
L04. 免疫抑制剤																							
V10. 治療用放射性医薬品																							
世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類	倍率																						
L01. 抗悪性腫瘍薬	2																						
L02. 内分泌療法（ホルモン療法）（*）	乳がん、前立腺がん	1																					
	上記以外のがん	2																					
L03. 免疫賦活薬	2																						
L04. 免疫抑制剤	2																						
V10. 治療用放射性医薬品	2																						

（☆）疾病保険金（疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金）

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気*を補償する加入タイプに継続加入の場合、被保険者が疾病入院（*1）の原因となった病気（*2）を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

- ①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
- ②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気（*2）を発病した時が、その病気による疾病入院（*1）を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

- （*1）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術」、「放射線治療」と読み替えます。
- （*2）疾病入院（*1）の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、P63～64の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
<p>疾病保険金</p> <p>★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット</p> <p>基本補償(団体総合生活補償保険(MS&AD型))</p> <p>疾病入院保険金 疾病手術保険金 疾病放射線治療保険金 疾病通院保険金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害(*1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(*2) ●麻薬等の使用による病気(ただし、治療※を目的として医師※が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期)の異常(*3)の場合は、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(*4)(加入者証等に記載されます。) <p>など</p> <p>(注) 保険期間の開始時(*5)より前に発病※した病気(*4)については保険金をお支払いしません。</p> <p>ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院※を開始された日(*6)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>(*1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。</p> <p><支払対象外となる精神障害の例></p> <p>アルコール依存、薬物依存 など</p> <p>(*2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。</p> <p>(*3) 「異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コード000から079まで、081から099までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。</p> <p>(*4) その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。</p> <p>(*5) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>(*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。</p>
<p>先進医療費用保険金</p> <p>★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※や病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●P52の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●P52の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ●精神障害(*1)およびそれによる病気

次ページへつづく

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
<p>基本補償 (団体総合生活補償保険(MS&AD型))</p> <p>先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット</p>	<p>前ページからのつづき</p> <ul style="list-style-type: none"> ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）^(※2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気^(※2) ●麻薬等の使用による病気（ただし、治療を目的として医師[*]が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●妊娠または出産（異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常^(※3)の場合は、保険金をお支払いします。） ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気^(※4)（加入者証等に記載されます。） <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注) 保険期間の開始時^(※5)より前に被ったケガまたは発病[*]した病気^(※4)については保険金をお支払いしません。ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>(※1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。）</p> <p><支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など</p> <p>(※2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。</p> <p>(※3) 「異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コード000から079まで、081から099までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。</p> <p>(※4) その病気と医学上因果関係がある病気[*]を含みます。</p> <p>(※5) 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p>
<p>オプション(団体総合生活補償保険(MS&AD型))</p> <p>抗がん剤治療保険金 ★抗がん剤治療特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるがん[*] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるがん ●戦争、その他の変乱[*]、暴動によるがん（テロ行為によるがんは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）^(※1) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるがん^(※1) <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注) 保険期間の開始時^(※2)より前に発病[*]したがん（転移したがん^(※3)を含みます）については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>(※1) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。</p> <p>(※2) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約のご加入時をいいます。</p> <p>(※3) 転移したがんとは、原発巣（最初にがんが発生した場所をいいます。）が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。</p>

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
疾病手術保険金等支払倍率変更特約 (U・S・A・Bセット)	疾病手術保険金について、入院※中に受けた手術※の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額]×20に変更します。

※印の用語のご説明

用語	説明					
ア行 医学上因果関係がある病気	医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。					
医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。					
医師	被保険者以外の医師をいいます。					
1回の疾病入院	疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。					
飲酒運転	道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。					
オンライン診療	医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限り。なお、電話診療は含みません。					
カ行 がん	特約に定めるがん（悪性新生物）をいい、上皮内新生物を含みます。抗がん剤治療特約においては、上皮内新生物を含みません。					
競技等	競技、競争、興行（*）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。（*）いずれもそのための練習を含みます。					
頸（けい）部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。					
ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（*）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 （*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。					
サ行 自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。					
支払限度日数	支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用される保険金の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 疾病入院保険金</td> <td>・ 疾病通院保険金</td> </tr> </tbody> </table>	適用される保険金の名称		・ 疾病入院保険金	・ 疾病通院保険金
適用される保険金の名称						
・ 疾病入院保険金	・ 疾病通院保険金					
支払対象期間	支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用される保険金の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 疾病入院保険金</td> <td>・ 疾病通院保険金</td> </tr> </tbody> </table>	適用される保険金の名称		・ 疾病入院保険金	・ 疾病通院保険金
適用される保険金の名称						
・ 疾病入院保険金	・ 疾病通院保険金					
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（*1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。また疾病手術保険金補償については鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜）を除きます。 ②先進医療※に該当する診療行為（*2） （*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 （*2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。					
乗用具	自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。					
先進医療	手術※または放射線治療※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）に限ります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。					
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。					

用語	説明
夕行 治療	医師 [*] が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療 [*] により、治療 [*] を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。
ナ行 入院	自宅等での治療 [*] が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師 [*] の管理下において治療に専念することをいいます。
八行 発病	医師 [*] が診断（ [*] ）した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。 （ [*] ）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
病気	被保険者が被ったケガ [*] 以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
放射線治療	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ②先進医療 [*] に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 （注）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

長期所得補償保険（月払） 申込対象：現職の方のみ対象

GLTD〔団体長期障害所得補償保険〕（定額型）

団体割引
30%!

病気やケガによる収入の減少を長期にわたり補償!!

3人に1人が
ご加入!

(2025年1月時点)

〈特徴〉

- 1 病気やケガによって長期間働けなくなった場合の**収入の減少を補償!**
- 2 国家公務員の定年の段階的引き上げにあわせて、てん補期間を**65才まで**延長していきます!
- 3 免責期間中の一時的復職日数が28日以内の場合、免責期間のカウントはリセットされません!
- 4 うつ病など所定の**精神障害**も最長5年間補償!

てん補期間の延長

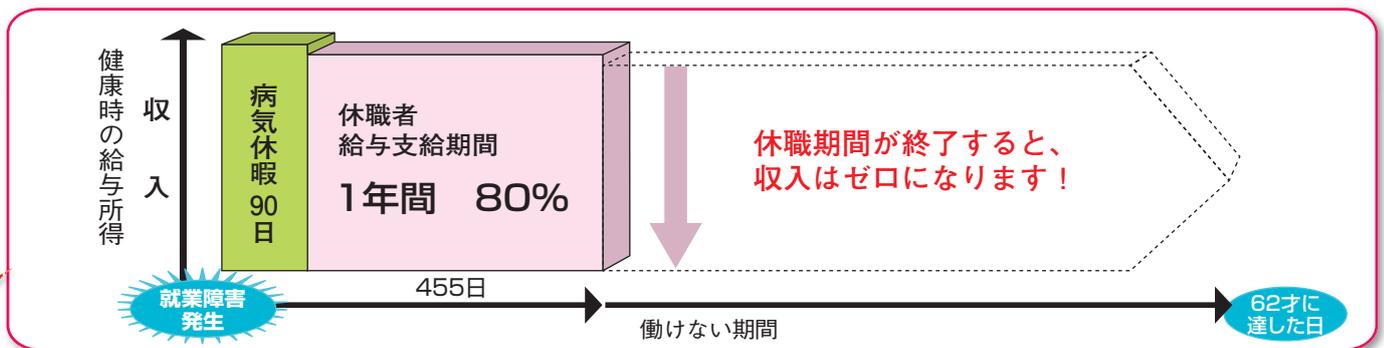
令和5年4月からの国家公務員の定年の段階的引き上げに合わせて、令和6年1月1日始期契約から令和14年にかけててん補期間を65才まで延長します。

令和8年1月1日始期契約のてん補期間は62才までです。

免責期間中の一時的復職の日数

免責期間開始後に一時的に復職して、その復職日数が28日以内に再び就業障害となった場合に、免責日数に一時的復職日数を加えた期間を通算して免責期間とします。

健康時の収入を保険でカバーする場合のイメージ図（私傷病の場合）



免責期間を超えて就業障害が続いた場合に、就業障害状況が続く限り最長62才まで補償が継続します。



※保険金をお支払いするのは、免責期間を超えて就業障害が続いた場合です。就業障害についてはP68を参照ください。なお、上図は障害年金が支払われない場合かつ所得喪失率100%の場合を簡略化して図示したものです。

<自動継続の取扱いについて>

●前年からお加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。)

長期所得補償保険の補償内容

保険期間中、病気やケガにより、就業障害（P68を参照）が発生して、免責期間（455日）を超えて継続した場合補償します。



病気になり、長期間入院・治療し働けなくなった



職務中の事故にあい、長期間治療・リハビリすることになり働けなくなった

※てん補期間は62才に達した日（62才の誕生日の前日）の属する事業年度の末日までです。ただし、免責期間の終了日の翌日から62才に達した日の属する事業年度の末日までの期間が3年に満たない方はてん補期間を3年間とします。所定の精神障害による保険金のお支払いは基本契約のてん補期間にかかわらず5年間を限度とします。

※この保険でお申込人となれる方ならびに被保険者となれる方は現在健康でお働きになっている方で、満61才以下の海上保安庁職員本人に限ります。(退職者の方は、ご加入できません。)

保険金のお支払例

2口（保険金額10万円）加入のケース

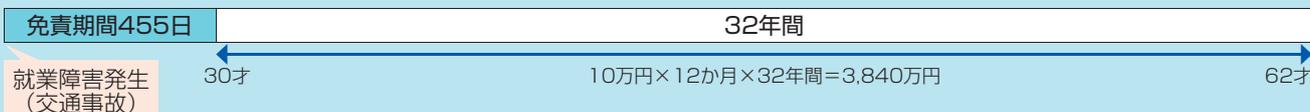
【保険金支払例①】

交通事故に遭い、症状回復の見込みなく就業障害状態が62才まで続いた。

【支払保険金額例①】

免責期間の間は保険金の支払いはありません。

免責期間終了後、完全休職の間は保険金額満額が最長62才まで支払われます。



6口（保険金額30万円）加入のケース

【保険金支払例②】

脳出血で入院し、休職。免責期間（455日）終了後も6か月間自宅療養した。

その後、復職したものの、一部麻痺があり制限勤務となり所得が50%減少したまま62才まで21年6か月間勤務した。

【支払保険金額例②】

免責期間の間は保険金の支払いはありません。

免責期間終了後、完全休職の間は保険金額満額が支払われます。

一部復職時には所得喪失率に応じた保険金が最長62才まで支払われます。



保険金額（支払基礎所得額）と月払保険料 ニーズにあわせて口数をお決めください

- 保険金額(支払基礎所得額)：1口あたり5万円(最高6口30万円まで)

※保険金額は平均月間所得額の40%以内（ボーナスを含めます。）でご設定ください。

- 免責期間：455日

- 保険金支払限度期間(てん補期間)：62才に達した日(62才の誕生日の前日)の属する事業年度の末日まで(免責期間の終了日の翌日から62才に達した日の属する事業年度の末日までの期間が3年に満たない場合は最長3年間)。ただし、所定の精神障害による就業障害の場合は、基本契約のてん補期間にかかわらず5年間が限度となります。

年齢 (令和8年1月1日時点の満年齢)		男 性	女 性
18～24才	(H13.1.2～H20.1.1生)	249円	167円
25～29才	(H 8.1.2～H13.1.1生)	270円	217円
30～34才	(H 3.1.2～H 8.1.1生)	336円	311円
35～39才	(S61.1.2～H 3.1.1生)	428円	446円
40～44才	(S56.1.2～S61.1.1生)	591円	675円
45～49才	(S51.1.2～S56.1.1生)	791円	905円
50～54才	(S46.1.2～S51.1.1生)	980円	1,069円
55～59才	(S41.1.2～S46.1.1生)	786円	774円
60～61才	(S39.1.2～S41.1.1生)	1,245円	1,147円

- 保険料は、前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割増引率が適用されます。

長期所得補償保険 加入要件等

申 込 人	海上保安庁職員本人
被保険者(補償の対象者)の範囲	海上保安庁職員本人
保 険 期 間	令和8年1月1日午後4時～令和9年1月1日午後4時の1年間
保険料払込方法	保険料は毎月27日(土・日・祝日の場合は、翌営業日)に登録口座から自動引落となります。(初回は、令和7年12月29日引落し)
脱退・変更等の取扱い	脱退・変更等は、原則更新時に取扱います。 退職・死亡等の被保険者の資格を欠く事由については期中脱退を取扱います。

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の額

※印を付した用語については、P68の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書(協定書)(以下「協定書」といいます)の補償内容および保険金をお支払いしない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または協定書をご参照ください。

(注) ご契約のしおり(普通保険約款・特約)および協定書は保険契約者が保管しています。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容

<ご注意>

被保険者またはそのご家族がご契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認していただき、ご加入の要否をご判断のうえ、加入してください。

(*) 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、ご契約を解約されたとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者(補償の対象となる方)が身体障害※を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害※が開始した場合に限り、てん補期間※中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額※を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
2. 被保険者は協定書に規定された方となります。
3. 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
団体長期障害所得補償保険	身体障害※により、就業障害※となった場合	<p>てん補期間※中の就業障害※である期間1か月につき、次の額をお支払いします。</p> $\text{支払基礎所得額} \times \text{所得喪失率} \times \text{約定給付率} (100\%)$ <p>(注1) お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額※(300,000円)を限度とします。</p> <p>(注2) 協定書に定めるてん補期間を限度とします。</p> <p>(注3) 支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額※を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。</p> <p>(注4) てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</p> <p>(注5) 同一の身体障害※により、免責期間※を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。</p> <p>(注6) 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等※がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(*) • 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(*)を限度とします。 <p>(*) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p align="center">【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】</p> <p>就業障害を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業障害となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p> </div>

保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合									
団体長期障害所得補償保険金	<p>(1) 新規加入日からその日を含めて12か月以内に就業障害※になった場合、就業障害の原因となった身体障害※について、新規加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。</p> <p>(2) 次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害 (*1) ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害 ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧ むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害 (*2) ⑨ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 <ul style="list-style-type: none"> ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩ 被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害 (*3) ⑪ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害 ⑫ 発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害 (*4) など <p>(3) 健康に関する告知の回答内容等により補償対象外となっている病気 (*5) 等 (加入者証等に記載されます。) による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>(*1) テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>(*2) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>(*3) 「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*6)中の次の分類番号に該当する精神障害(統合失調症、躁(そう)病、うつ病等)を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) F04~F09</td> <td>(4) F59~F63</td> <td>(7) F91~F92</td> </tr> <tr> <td>(2) F20~F51</td> <td>(5) F68~F69</td> <td>(8) F95</td> </tr> <tr> <td>(3) F53~F54</td> <td>(6) F84~F89</td> <td>(9) F99</td> </tr> </table> <p>(*4) 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。</p> <p>(*5) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。</p> <p>(*6) 分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」によります。</p>	(1) F04~F09	(4) F59~F63	(7) F91~F92	(2) F20~F51	(5) F68~F69	(8) F95	(3) F53~F54	(6) F84~F89	(9) F99
(1) F04~F09	(4) F59~F63	(7) F91~F92								
(2) F20~F51	(5) F68~F69	(8) F95								
(3) F53~F54	(6) F84~F89	(9) F99								

※印の用語のご説明

用語	説明
力行	回復所得額 免責期間※開始以降に業務に復帰して得た所得※の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
サ行	最高保険金支払月額 1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
	支払基礎所得額 保険金の算出の基礎となる額をいい、 $\frac{\text{1口あたり保険金額} \times \text{加入口数}}{\text{12(か月)}}$ によって算出した額となります。
	就業障害 被保険者が身体障害※を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。 てん補期間※開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率※が20%超であることをいいます。免責期間※中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
	所得 業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害※となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含まれません。
	所得喪失率 次の算式によって算出された割合をいいます。 割合 = $1 - \frac{\text{免責期間※終了日の翌日から起算した各月における回復所得額※}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$ ただし、所得※の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害※の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。
	身体障害 傷害(「ケガ」といいます)および疾病(「病気」といいます。)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
夕行	他の保険契約等 この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
	てん補期間 引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間※終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。 「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「60か月」が限度です。
八行	平均月間所得額 被保険者の就業障害※が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。 平均月間所得額 = $\frac{\text{年間収入額}(*1) - \text{働けなくなったことにより支出を免れる金額}(*2)}{12(か月)}$
	(*1) 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。 (*2) 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。
マ行	免責期間 保険金をお支払いしない協定書に記載された就業障害※が継続する期間(45日)をいいます。免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数(28日)を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1免責期間とします。
ヤ行	約定給付率 保険金の算出の基礎となる加入者証等に記載された率をいいます。

ご注意

- この保険は公益財団法人海上保安協会が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

- 保険金をお支払いする場合には該当したときは、各管区本部厚生課、海上保安協会、代理店・扱者（海交会）または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（*1）をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（*2）を終えて保険金をお支払いします。（*3）
 - （*1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
 - （*2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
 - （*3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

- 被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、戸籍謄本 等）
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- ・休業・所得証明書
- ・所得を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書 等）

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願ひすることがあります。

<代理請求人について>

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

（注） ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者（*）」または「上記②以外の3親等内の親族」

（*）法律上の配偶者に限ります。

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活個人賠償責任補償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出により、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金をお支払いする場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

次の場合には、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。

なお、その場合でも、円満な解決に向けたご相談に応じます。

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任補償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合

○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定または就業障害である期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【団体総合生活補償保険（MS & AD型）の場合】

病気の補償：保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

ケガの補償：保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

上記以外の補償：保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

【団体総合生活補償保険（標準型）の場合】

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【GLTD（団体長期障害所得補償保険）（定額型）の場合】

保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ご加入いただいた後にお届けする「マリアスご加入のご通知」（加入者証）は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

<税法上の取扱い>（令和7年5月現在）

- 払い込んでいただく保険料のうち、団体総合生活補償保険（MS & AD型）の疾病保険金部分（親介護一時金を含む）の保険料等と、団体長期障害所得補償保険の保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
（注1）傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。団体傷害保険（ケガ・賠償等の保険）は、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。
（注2）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。
- この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

なお、疾病医療上乗せ保険は三井住友海上火災保険株式会社が100%の引受となります。

三井住友海上火災保険株式会社〔幹事会社〕	引受割合 80%
東京海上日動火災保険株式会社	引受割合 10%
損害保険ジャパン株式会社	引受割合 10%

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、契約の安定的な運用のために、加入者の保険金請求状況や病名（センシティブ情報）を含む事故情報等を保険契約者、代理店・扱者に提供することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）または引受保険会社のホームページをご覧ください。

詳しいお問い合わせ先

【代理店・扱者】

有限会社 海交会
東京都中央区新川1丁目26-9 新川イワビル7F
TEL 03-3297-7582

【幹事引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社 公務第一部営業第二課
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL 03-3259-6681（マリアス総合窓口）

インターネットによるお手続きの場合は、加入申込票への記入をお申込画面への入力とお替替ください

親介護オプションセット・疾病上乘せ保険・長期所得補償保険

(団体総合生活補償保険 (MS&AD型))

(団体長期障害所得補償保険) (定額型)

健康状況告知書ご記入のご案内 (必ずお読みください)

以下の注意点を御読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

<継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなく継続いただく場合には、あらかじめ健康に関する告知をいただく必要はありません。>
団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

(*) 保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

GLTD (団体長期障害所得補償保険) (定額型)

(*) 支払基礎所得額の増額、免責期間の短縮、てん補期間の延長等、補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身あるいは、インターネットでお手続きの場合は職員本人または退職者本人が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

(注) 団体総合生活補償保険 (MS&AD型) の場合、告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 親介護	<ul style="list-style-type: none"> 基本補償部分の被保険者(子)が特約被保険者(親)を代理してご回答(ご記入・ご署名)ください。告知にあたっては、特約被保険者(親)について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者(親)にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入ください。 特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- 代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- 代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 健康に関する告知が必要な方

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

- 「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- 健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。
- 「親介護補償」に新たにお申込みいただく方、補償内容を拡大するご加入内容のご変更を行う方は、別途「親介護一時金専用」の告知をいただく必要があります。
- 「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	先進医療費用保険金補償特約
	抗がん剤治療特約
親介護補償	親介護一時金支払特約 親介護

GLTD (団体長期障害所得補償保険) (定額型)

- 「団体長期障害所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- 「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、ご加入いただけません。

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは「重要事項のご説明(注意喚起情報)」をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*)より前に発病した病気(**)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(***)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*)より前に被ったケガまたは発病した病気(**)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
抗がん剤治療特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*)より前に発病したがん(悪性新生物)(***)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

親介護一時金支払特約 親介護	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
-------------------	---

- (※1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。
- (※2) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。
- (※3) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。
- (※4) 転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣（最初にがんが発生した場所をいいます。）が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。

GLTD〔団体長期障害所得補償保険〕（定額型）

ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日^(※1)からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき^(※2)は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

- (※1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
- (※2) 治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

7. その他ご留意いただく点

- ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- 「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

- 継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(※)については、保険金をお支払いしません。
- (※) お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

団体総合生活補償保険（MS&AD型）

上記条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。

特約の名称	お 取 扱 い
疾病補償特約 先進医療費用保険金 補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。 なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。 あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取り扱いとなります。 <告知の結果、お引受けできる場合> 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。 加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名（カナ）が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。
抗がん剤治療特約	<告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。
親介護一時金支払特約 親介護	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入いただくことはできませんので、説明すべき事項はありません。

GLTD〔団体長期障害所得補償保険〕（定額型）

- ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。
なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取り扱いとなります。
<告知の結果、お引受けできる場合>
特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。
加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名（カナ）が表示されている場合は、【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】のとおりご記入ください。
なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。
<告知の結果、お引受けできない場合>
ご加入をご継続いただくことができません。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

団体総合生活補償保険（MS&AD型）・GLTD（団体長期障害所得補償保険）共通

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名（カナ）を二重線で削除し、訂正印をしたうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

- 各疾病コードに属する疾病・症状は、次ページまたは引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。
- ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



疾病・症状一覧表

疾病コードに属する疾病・症状は下表のとおりです。

分類	疾病コード	疾病・症状名
循環器系等の疾患	A 0	心臓弁膜症 [*] 、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群、不整脈（心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。）、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎（細菌性以外）、心房中隔欠損症 [*] 僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。
	A 1	脳腫瘍、脳卒中（脳出血、脳梗塞（脳軟化）を含みます。）、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓、もやもや病、一過性脳虚血発作（TIA）、脳動脈静脈奇形（脳動静脈瘻）、頸動脈狭窄症
	A 2	高血圧症、動脈硬化、動脈瘤（動脈解離を含みます。）、静脈瘤
	A 3	リウマチ性心疾患、リウマチ（関節・筋肉）
	A 4	低血圧症
消化器系の疾患	B 0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス（腸閉塞）、急性胃粘膜病変、憩室炎（憩室症）、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ（良性）、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B 1	肝臓がん、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 [*] 伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB 1ではなくG 2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B 1とG 2に重複して該当します。
	B 2	胆道がん、胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢筋腫、胆嚢ポリープ（良性）、胆管炎
	B 3	膵臓がん、急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B 4	痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
	B 5	歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
呼吸器系の疾患	C 0	肺がん、肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎（肋膜炎）、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症（肺膿瘍を含みます。）、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C 1	喉頭がん、気管支喘息（小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。）、喘息性気管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C 2	アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎（蓄膿症を含みます。）、鼻中隔彎曲症
泌尿器・生殖器系の疾患	D 0	腎盂腎炎（腎盂炎）、ネフローゼ（症候群）、腎炎（慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。）、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
	D 1	前立腺がん、前立腺肥大、前立腺炎
	D 2	子宮がん、乳がん、卵巣がん、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ（良性）、子宮頸管ポリープ（良性）、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
	D 3	尿路結石（腎臓結石、尿管結石、膀胱結石）
内分泌系の疾患	E 0	糖尿病・高血糖症
	E 1	痛風
	E 2	甲状腺機能亢進症（バセドウ病を含みます。）、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍（良性）
血液・造血器系の疾患	F 0	白血病、悪性リンパ腫、貧血、紫斑病
感染・寄生虫症	G 0	結核（腎結核を除きます。)
	G 1	腎結核
	G 2	伝染性肝炎、ウイルス性肝炎 [*] [*] A型・B型・C型肝炎は、G 2とB 1に重複して該当します。
	G 3	細菌性心内膜炎
	G 4	淋病、梅毒、その他の性病
神経・感覚器系の疾患	H 0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H 1	筋ジストロフィー症、神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H 2	白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
	H 3	中耳炎（慢性中耳炎を含みます。）、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
筋・骨格系の疾患	J 0	脊椎カリエス、脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靭帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症（ギックリ腰）
	J 1	膠原病 [*] 、骨髄炎（急性化膿性骨髄炎を含みます。）、半月板損傷、ばね指（手指屈指腱腱鞘炎）、特発性大腿骨頭壊死 [*] ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎（結節性多発動脈炎）、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎（チャーグ・ストラウス症候群）、側頭動脈炎をいいます。
	J 2	骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K 0	頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L 0	アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤（アテローム）
新生物	M 0	悪性新生物（がん）（上皮内新生物を含みます。)
職業病	N 0	職業病
精神障害	P 0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害（不安障害を含みます。）、ストレス関連障害（パニック障害、適応障害を含みます。）、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害
妊娠・出産にかかわる疾患	Q 1	妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
	Q 2	上記Q 1の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの
その他	R 0	現在ご加入の契約の加入者証や、加入申込票「特定疾病対象外欄」に表示された疾病・症状

疾病上乘せ保険・長期所得補償保険

(団体総合生活補償保険 (MS&AD型))

(団体長期障害所得補償保険) (定額型)

健康状況告知書質問事項

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧のうえ、質問事項にご回答ください。
- 「団体総合生活補償保険 (MS&AD型)」、「団体長期障害所得補償保険」にお申込みいただく方、保険金額の増額など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、下記の質問事項につき正確にご回答ください。
この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には、被保険者(補償の対象者)ご自身あるいはインターネットでお手続きの場合は職員本人または退職者本人がお答えください。(*)
- (*) 告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。
- 下表に記載がある傷害や疾病については告知不要です。

告知対象外となる傷害・疾病一覧	<p>●ケガ※ ●正常分娩</p> <p>※以下については、疾病として告知対象となります。</p> <p>脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱腱鞘炎)、骨関節炎、関節内障、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷</p>
-----------------	--

「疾病補償」「団体長期障害所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「疾病補償」「団体長期障害所得補償保険」のセットが含まれている場合は、下記の質問1,2につきご回答ください。

質問1,2の回答のいずれかが「はい」の場合：お引受けできません。

質問1,2の回答のいずれも「いいえ」の場合：お引受けします。

質問1	<p>*「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。</p> <p>次のいずれかに該当しますか。(ケガおよび正常分娩による入院・手術・再検査等※は除きます)。</p> <p>①告知日(ご記入日)現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等※をすすめられている</p> <p>②告知日(ご記入日)より過去2年以内に病気で、継続して14日以上入院をしたことがある</p> <p>※再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。</p>
質問2	<p>*「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。</p> <p>告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査※・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか</p> <p>①「がん」、「上皮内がん」 ②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」 ③「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」</p> <p>※検査結果が異常なしだった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。</p>

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続加入いただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている場合があります。現在ご加入いただいている契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群※1については、保険金をお支払いしません。

各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページ、「健康状況告知書ご記入のご案内」、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」または「加入者証」等に記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。引受保険会社のホームページへは、右記のQRコード※2からアクセスいただけます。



※1 お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

※2 QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらためて告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかのお取り扱いとなります。

<告知の結果、お引受けできる場合>

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、二重線で削除してください。

なお、条件を削除して継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

<告知の結果、お引受けできない場合>

ご加入を継続いただくことができません。

ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

親介護オプションセット

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

親介護一時金専用

・親介護一時金支払特約

この健康状況告知書質問事項は、以下の特約被保険者専用の質問書です。

健康状況告知書質問事項

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。
- 「親介護オプションセット」にお申込みいただく方、および継続して加入する場合でK1セットからK3セットへ変更する方は、下記の質問事項につき正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には、介護を受ける方^(※1)(特約被保険者)に現時点の健康状況をご確認のうえご回答ください。^(※2)また、ご確認方法を選択してください。
 - (※1) 基本部分の被保険者の親御様(姻族を含みます。)をいいます。
 - (※2) 「親介護一時金支払特約」にご加入の場合は、基本部分の被保険者ご本人が介護を受ける方^(※1)を代理して、ご回答いただけます。なお、告知時における基本部分の被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。
- 下記質問の回答が「はい」の場合、お引受けできません。ご了承ください。
 - * 病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引受けできません。

質問	<p>次のいずれかに該当しますか。</p> <p>①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。</p> <p>②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。</p> <p>③告知日(ご記入日)より過去2年以内に、医師により、下表の「疾病・症状一覧(介護)」記載の病気や症状と診断されたことがある。</p>
確認方法	<p>特約被保険者となる方(親御様)へのご確認方法を以下からご選択ください。</p> <p>(複数に該当する場合は、最も番号の若い(小さい)確認方法に○印をしてください。)</p> <p>(選択肢) ①対面 ②電話 ③FAX・郵送 ④電子メール等、②③以外の通信手段</p>

疾病・症状一覧(介護)

脳血管系の病気等	<ul style="list-style-type: none"> ●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞(脳血栓、脳塞栓、脳軟化)等) ●脳虚血発作(一過性脳虚血発作(TIA)、可逆性虚血性神経障害(RIND)等) ●眼底出血(網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等をいい、外傷性を除きます) ●脳動脈瘤 ●脳動静脈奇形
心臓系の病気等	<ul style="list-style-type: none"> ●虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞、冠不全等) ●不整脈(心室細動、心房細動、心室頻拍、期外収縮等をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます) ●心臓弁膜症(僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症等) ●心内膜炎 ●心肥大(心室肥大等) ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤
呼吸器系の病気等	<ul style="list-style-type: none"> ●肺塞栓症(肺梗塞等) ●慢性閉塞性肺疾患(COPD)(肺気腫、慢性気管支炎) ●塵肺(珪肺症、アスベスト肺症等) ●肺線維症 ●気管支喘息(終診した小児喘息を除きます)
腎臓系の病気等	<ul style="list-style-type: none"> ●慢性腎炎(増殖性腎炎、膜性腎症、IgA腎症等) ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患
肝臓系の病気等	<ul style="list-style-type: none"> ●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* *ウイルスキャリア(感染者)を含みます。
筋・骨格系の病気等	<ul style="list-style-type: none"> ●後遺症の残る骨折(上肢の骨折を除きます) ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症
悪性新生物	<ul style="list-style-type: none"> ●悪性新生物(がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物は除きます) ●脳腫瘍
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●糖尿病(インシュリン等の注射剤を投与している場合に限ります) ●頭部外傷(後遺症があると診断された場合に限ります) ●膠原病(関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます) ●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎 ●精神障害(アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます)・知的障害・発達障害(注) ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病(告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ(https://www.nanbyou.or.jp)等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください) <p>(注) 具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。</p>

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険金額（ご契約金額）
保険期間（保険のご契約期間）
保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

- 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？
- ◆「GLTD〔団体長期障害所得補償保険〕（定額型）をお申込みの場合のみ」ご確認ください。
支払基礎所得額（ご契約金額）は、平均月間所得額（ボーナスを含みます。）の40%以下となるような口数でお申込みされていますか？
- ◆「健康に関する告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- この保険制度に新規加入される場合
- 既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更 など）
- 既にご加入されているがご継続されない場合

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

グループ保険（こども特約付年金払特約付団体定期保険）

グループ保険プラス（年金払特約付新・団体定期保険）

医療保障保険（家族特約付医療保障保険（団体型））

医療保障保険プラス（家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険）

三大疾病保障保険（代理請求特約〔Y〕付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付
集団扱無配当特定疾病保障定期保険（II型））

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましてはパンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】およびパンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み（新規加入・増額）ください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い（支払事由）

パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
グループ保険	P3	P12	P5	P11
グループ保険 プラス	P3	P12	P9	P11
医療保障保険	P3	P17	P13	P15
医療保障保険 プラス	P3	P24	P20	P21～23
三大疾病保障保険	P3	P29	P25	P27、29

③ 配当金

グループ保険、グループ保険プラス、医療保障保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

医療保障保険プラス、三大疾病保障保険は、配当金はありません。

④ 脱退による返戻金

グループ保険、グループ保険プラス、医療保障保険、医療保障保険プラス、三大疾病保障保険は、脱退（解約）による返戻金はありません。

⑤ 引受保険会社（事務幹事会社）

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※ただし、グループ保険、医療保障保険は、パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

① お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日*）前のお申込みの取り消し等についてはパンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にものごとにご確認いただき、お申込みください。

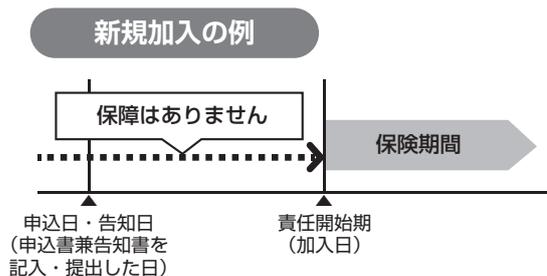
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

③ 責任開始期（加入日*）

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期（加入日*）といいます。次の図のとおり、責任開始期（加入日*）は申込

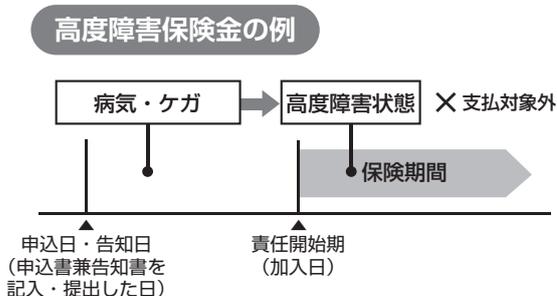
日・告知日（申込書兼告知書を記入・提出した日）とは異なります。



■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期（加入日*）前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。



■責任開始期（加入日*）から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■三大疾病保障保険について、責任開始期（加入日*）前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合や責任開始期（加入日*）からその日を含めて90日以内に「乳房の悪性新生物（がん）」と診断確定された場合、特定疾病保障保険等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、パンフレットの該当ページをご覧ください。

グループ保険 **P11**

グループ保険プラス **P11**

医療保障保険 **P15**

医療保障保険プラス **P21**

三大疾病保障保険 **P27、29**

5 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金

額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。

（ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>）

6 ご照会・ご相談窓口

加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口
 明治安田生命保険相互会社
 公法人第一部 法人営業第四部
 ご照会窓口 03-6259-0030
 受付時間 平日（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）9：00～17：00

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
 団体保険ご照会窓口 0120-661-320
 受付時間 平日（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）9：00～17：00

■この制度に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>）

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体（ご契約者）経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかにパンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

■医療保障保険プラス、三大疾病保障保険については、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合（傷害補償特約等をセットした場合）や病気になられた場合（疾病補償特約等をセットした場合）等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象 -：被保険者の対象外)		
	本人 ^(*2)	配偶者	その他親族 ^(*3)
本人型	○	-	-
家族型 ^(*1)	○	○	○
夫婦型 ^(*1)	○	○	-

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人 ^(*2) のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
先進医療費用保険金補償特約	
抗がん剤治療特約	
日常生活個人賠償責任補償特約	(a) 本人 ^(*2) (b) 本人 ^(*2) の配偶者 (c) 同居の親族（本人 ^(*2) またはその配偶者と同居の、本人 ^(*2) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d) 別居の未婚の子（本人 ^(*2) またはその配偶者と別居の、本人 ^(*2) またはその配偶者の未婚の子）
受託物賠償責任補償特約	(e) (a) から (d) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(*4) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
借家人賠償責任補償（オールリスク）特約	(a) 本人 ^(*2) 。ただし、本人 ^(*2) と借用住宅の賃借名義人が異なる場合には、その賃借名義人を含みます。 (b) 借家人賠償責任補償特約については、(a)の被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(*4) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
修理費用補償特約	
親介護一時金支払特約 親介護	本人 ^(*2) の親（姻族を含みます。2名までを限度とします。）のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

(*1) 家族型には「家族型への変更に関する特約」が、夫婦型には「夫婦型への変更に関する特約」がセットされます。

(*2) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(*3) 家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。
・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子

(*4) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでの同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットのとおりに。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

パンフレットをご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年取などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者（補償の対象者）の方の年齢・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は公益財団法人海上保安協会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

■被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①他の保険契約等（*）に関する情報

（*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」「年齢」（病気を補償する契約に限ります。）

③被保険者の健康に関する告知（病気を補償する契約に限ります。）

④被保険者の「性別」（抗がん剤治療特約をセットする契約に限ります。）

（注）告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等（*）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

（*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人をいい、法律上の婚姻関係にない配偶者を含みません。 （注）傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	<ul style="list-style-type: none"> ・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約（*）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約（*）を解約しなければなりません。

①この保険契約（*）の被保険者となることについて、同意していなかったとき

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき

- ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。

・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約（*）の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約（*）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

（注）家族型または夫婦型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa. またはb. いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb. によるものとします。

a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。

b. この保険契約（*）を解約すること。

（*）保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

（注）複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険（MS&AD型） 日常生活賠償（受託物賠償追加型）特約 日常生活個人賠償責任補償特約	自動車保険 日常生活賠償（受託物賠償追加型）特約 火災保険 日常生活賠償特約
団体総合生活補償保険（MS&AD型） 受託物賠償責任補償特約	自動車保険 日常生活賠償（受託物賠償追加型）特約 火災保険 受託物賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。

- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者（家族型、夫婦型においては被保険者全員）が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

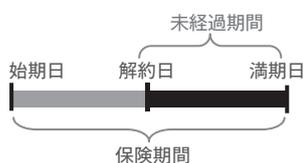
7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- 脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分より少なくなります。

- 始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

パンフレットをご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。

- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約（団体総合生活補償保険（MS&AD型））をお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

有限会社 海交会 TEL 03-3297-7582

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277（無料）

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189（無料）

事故はいち早く

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。

「三井住友海上保険金請求WEB」は、

こちらからアクセスできます。

※対応可能な事故は限定されています。

詳細はWEB画面をご覧ください。



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）〕 0570-022-808

●受付時間〔平日 9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）〕

●携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

●おかけ間違いにご注意ください。

●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

重要事項のご説明

契約概要のご説明（団体総合生活補償保険（標準型））

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲や、保険金が支払われる事故の種類によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

- 被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象 -：被保険者の対象外)		
	本人(*2)	配偶者	その他親族(*3)
本人型	○	-	-
家族型(*1)	○	○	○
夫婦型(*1)	○	○	-

- 保険金が支払われる事故の種類によって次の特約をセットします。

		保険金が支払われる事故 (○：補償対象 ×：補償対象外)		
		右記以外	交通事故	自転車に搭乗中の事故、運行中の自転車との衝突、接触による事故
特約セット	交通事故危険のみ補償特約	×		○
	自転車搭乗中等のみ補償特約(*4)	×	×	○
主な特約		特約固有の被保険者の範囲		
日常生活個人賠償責任補償特約	(a) 本人(*2)			
	(b) 本人(*2)の配偶者			
受託物賠償責任補償特約	(c) 同居の親族(本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族)			
	(d) 別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者と別居の、本人(*2)またはその配偶者の未婚の子)			
	(e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*5)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。			

- (*1) 家族型には「家族型への変更に関する特約」が、夫婦型には「夫婦型への変更に関する特約」がセットされます。
- (*2) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (*3) 家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。
 - ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
 - ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子
- (*4) 本特約は、本人型のみセットできます。家族型、夫婦型にはセットできません。
- (*5) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
- (注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここという同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットのとおりにです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額
パンフレットをご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。分割払の場合には、払回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(標準型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は公益財団法人海上保安協会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を

解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- 他の保険契約等(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みません。

(2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> 傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人をいい、法律上の婚姻関係にない配偶者を含みません。 (注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	<ul style="list-style-type: none"> 普通保険約款・特約に定めております。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(注) 家族型または夫婦型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa. またはb. いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb. によるものとします。

a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。

b. この保険契約(*)を解約すること。

(*) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険 (標準型) 日常生活個人賠償責任補償特約	自動車保険 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約 火災保険 日常生活賠償特約
団体総合生活補償保険 (標準型) 受託物賠償責任補償特約	自動車保険 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約 火災保険 受託物賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1) 保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

(2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者(家族型、夫婦型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

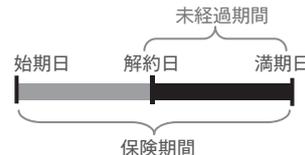
7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

パンフレットをご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

有限会社 海交会 TEL 03-3297-7582

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>  [こちらからアクセスできます。](#)

万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

事故はいち早く

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。

「三井住友海上保険金請求WEB」は、

こちらからアクセスできます。

※対応可能な事故は限定されています。

詳細はWEB画面をご覧ください。



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル (全国共通・通話料有料)〕 0570-022-808

・受付時間〔平日 9:15～17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)〕

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

重要事項のご説明

契約概要のご説明 (GLTD〔団体長期障害所得補償保険〕(定額型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する「協定事項明細書（協定書）」（以下協定書といいます）等によって定まります。ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）がケガまたは病気により就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	働いて収入（所得）を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年齢が満18才から満61才までの方
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄に記載の方

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合、および保険金をお支払いしない主な場合は、パンフレットのとおりにあります。詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

①保険金をお支払いする場合（支払事由）とお支払いする保険金の額
パンフレットをご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく支払基礎所得額の設定につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく支払基礎所得額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入申込票等にてご確認ください。

この保険の支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的医療保険制度（健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます）による給付内容を勘案し、次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

- 所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。
 - 健康保険、共済保険の加入者（給与所得者など）：40%

2. 保険料

保険料は支払基礎所得額・年齢・性別・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にお払いいただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みしていただくべき保険料のお払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明（GLTD〔団体長期障害所得補償保険〕（定額型））

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

この保険は公益財団法人海上保安協会が保険契約者となる団体契約であることから、ご加入のお申込み後、お申込みの撤回またはご加入の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

2. 告知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いしないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①他の保険契約等（*）に関する情報

（*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」、「年令」、「性別」

③被保険者の健康に関する告知

【健康に関する告知について】

- 被保険者（補償の対象者）の健康状況に関する質問事項（健康状況告知書質問事項）に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。
- 健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日（*1）からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき（*2）は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- （*1）新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
- （*2）治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(2) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等（*）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ずご記入ください。
- （*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等（所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。）をいいます。
- 保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。
- ご加入後、お申込人のご住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。将来に向かって、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。
- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約（*）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約（*）を

解約しなければなりません。

（*）保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約（団体長期障害所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、ご加入の要否をご判断のうえ、ご加入ください。

（注）1 契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体長期障害所得補償保険	他の団体長期障害所得補償保険 所得補償保険

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法によりお払込みください。パンフレット記載の方法により保険料をお払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および協定書に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等が発生させた場合
- ②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合など

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット記載の方法によりお払込みください。パンフレット記載の方法により保険料をお払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除することがあります。

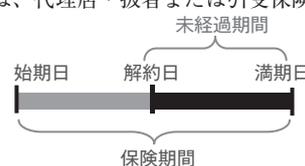
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申出ください。

- 脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。
- ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。



- ・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご加入を解除することがあります。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

パンフレットをご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

- (1) 現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項
多くの場合、現在のご契約の解約返れい金はお払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。
 - (2) 新たな契約（GLTD【団体長期障害所得補償保険】）をお申込みされる場合のご注意事項
 - ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
 - ②新たな契約の保険期間の開始時より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ③新たな契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料^(*)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
- (*) 保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

有限会社 海交会 TEL 03-3297-7582

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277（無料）

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189（無料）

事故はいち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル（全国共通・通話料有料） 0570-022-808

- ・受付時間[平日 9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

生活サポートサービス

ご相談
無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険および団体長期障害所得補償保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*メンタルヘルス相談は疾病補償プラン（精神障害補償の有無は問いません）加入者ご本人のみがご利用いただけます。詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療



- ◆メンタルヘルス相談
平日 9:00～21:00
土曜日 10:00～18:00
- 上記以外
年中無休 24時間対応

■健康・医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。

また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談（一部予約制）がご利用いただけます。

■メンタルヘルス相談

＜疾病補償プラン加入者限定＞

メンタルヘルスに関するご相談に臨床心理士等の専門家が電話や対面でお応えします。

*対面によるご相談は予約制で、1回50分以内、1人につき年間5回までとなります。

■診断サポートサービス

（各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス）

提携機関をご紹介します。また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金でご紹介します。

■三大疾病セカンドオピニオン情報提供

「三大疾病（がん、心疾患、脳血管疾患）」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。

*セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。

■医療機関総合情報提供

地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの情報をご提供します。

■女性医師情報提供、女性医師相談

女性医師情報をご提供（産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応）する女性専用サービスです。

また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師（一部予約制）が対応します。

介護



年中無休 24時間対応

＜専任の相談員がお応えします＞

■介護に関する情報提供

老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

■介護に関する悩み相談

介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

認知症・行方不明時の対応相談

年中無休24時間対応

＜専任の相談員がお応えします＞

■認知症に関する情報提供と悩み相談

社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。



■認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

認知症の方などが行方不明になってしまった場合の対応や発見後のケア方法に関するご相談にお応えします。また、地域包括支援センターなどを紹介します。

暮らしの相談



平日 14:00～17:00

■暮らしのトラブル相談（法律相談）

個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。弁護士相談は予約制となります。

■暮らしの税務相談

個人の日常生活上の税務相談にお応えします。税理士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

情報提供・紹介サービス

平日 10:00～17:00

■子育て相談（12才以下）

妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

■暮らしの情報提供

冠婚葬祭についてのご質問
ボランティア情報



■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

- 福祉機器および介護用品のレンタル・販売
- 緊急通報サービス
- ベビーシッター

健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL: https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号（通話料無料）は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

- *平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金をいいます。
- *お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
- *本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
- *本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

加入申込書記入例(グループ保険・グループ保険プラス・医療保障保険・医療保障保険プラス・三大疾病保障保険)

今年度は、制度改定にともなう意向確認のため、現職の方は、必ず全員の方からの申込書(本用紙)のご提出をお願いします。

生保部分

提出用

海上保安庁総合保険「マリナス」(生保部分)加入・変更 加入申込書兼告知書

証券(事業所)番号	5	21260657	12
勤務所番号	23	00110200	34
被保険者番号	35	000099999	44
勤務所名	総務部 秘書課		

団体名	公益財団法人 海上保安協会
申込日(告知日)	令和7年8月1日

効力発効日(加入・告知日)	日
申込締切日	令和7年9月5日

申込日(告知日)を記入してください

「充実プラン」「基本プラン」または、「その他のプラン」いずれかの申込欄に「○」を付けてください(詳細は「更新のお知らせ」を参照してください)

「その他のプラン」に申込みされる場合は、申込を希望するコース名に「○」を付けてください

「三大疾病保障保険」「健康づくりサポート」に申込みされる場合は、申込を希望するコース名等に「○」を付けてください

区分	氏名	性別	生年月日	グループ保険	グループ保険プラス(緊要一時加入コース)	医療保障保険	医療保障保険プラス	三大疾病保障保険	7大疾病保障保険	がん・上肢・新生児保障特約	健康づくりサポート
100	カイホ タロウ	1男	2年8月	既加入	15	既加入	5,000	既加入	200	付加あり	既加入
101	カイホ イチロウ	1男	5年10月22日	既加入	25	既加入	5,000	既加入	200	付加あり	既加入
102	カイホ カオル	5女	2年5月5日	既加入	15	既加入	5,000	既加入	200	付加あり	既加入

「充実プラン」に申し込みます

「基本プラン」に申し込みます

その他のプランに申し込みます

「子ども育英支援コース」に加入する方は、子ども氏名欄に氏名を記載し、申込欄の1コースに「○」を付けてください

区分	氏名	性別	生年月日	子ども育英支援コース
101	カイホ イチロウ	1男	5年10月22日	既加入
102	カイホ カオル	5女	2年5月5日	既加入

健康づくりサポート送付先住所	フリガナ	〒	市区町村	番	号	室
トウキョウト	東京都	100-0898	千代田	千代田	2-1-3	カスミガセキ
住居	住居	101	うみまるアパート	101	号室	

健康づくりサポートに新規加入される方は、パッケージツールを送付するため、住所を必ず記入してください ※現在ご加入の方で、住所変更された方も必ずご記入してください

新規加入(配偶者・子ども)される場合、手書きで氏名(カタカナ)・性別・生年月日欄を記入してください

区分	氏名	性別	生年月日
200	カイホ ハナコ	5女	7年10月5日
201	カイホ イチロウ	1男	5年10月22日
202	カイホ カオル	5女	2年5月5日
203	カイホ イチロウ	1男	5年10月22日
204	カイホ カオル	5女	2年5月5日
205	カイホ イチロウ	1男	5年10月22日
206	カイホ カオル	5女	2年5月5日

申込印を4枚とも必ず押印してください(4枚目はご本人控えです) 保険金受取人のみの変更の場合でも申込印は必要となりますのでご注意ください

申込を希望するコース名等に「○」を付けてください

区分	氏名	性別	生年月日	グループ保険	グループ保険プラス	医療保障保険	医療保障保険プラス	三大疾病保障保険
100	カイホ タロウ	1男	2年8月	既加入	15	既加入	5,000	既加入
101	カイホ イチロウ	1男	5年10月22日	既加入	25	既加入	5,000	既加入
102	カイホ カオル	5女	2年5月5日	既加入	15	既加入	5,000	既加入
200	カイホ ハナコ	5女	7年10月5日	既加入	10	既加入	5,000	既加入
201	カイホ イチロウ	1男	5年10月22日	既加入	25	既加入	5,000	既加入
202	カイホ カオル	5女	2年5月5日	既加入	15	既加入	5,000	既加入

死亡保険金受取人コードを記入してください(コードを「9」と指定する場合のみ、氏名をカタカナで記入してください。「9」以外を指定する場合は氏名を記入しないでください) ※現在ご指定の受取人コードが「0」となっている方は、指定なしとなっております

指定欄の下部に記載の「指定代理請求者について」をご一読いただき、「続柄コード」欄に「1」~「9」のいずれかのコードを記入し、指定代理請求者氏名をカタカナで記入してください

加入申込票記入例 (疾病医療上乗せ保険・団体長期障害所得補償保険)

※ 本記入例は加入申込票 (A3判) を2ページに分割して記載しています。

新規でご加入される場合は、セット名をご選択のうえ、ご記入ください。

新規でご加入される場合、補償の大きいセットに変更される場合、オプションを追加される場合は、健康状況を正確に告知してください。告知内容に誤りがなくよくご確認のうえ、被保険者ご本人が告知日の記入・ご署名ください。
告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者が確認のうえ、親権者名でご署名ください。(例) 海保者 親権者 海保太郎 補償の小さいセットに変更、または変更のない場合は再告知不要です。
健康状況告知書質問事項については、パンフレットP74をご参照ください。
告知を訂正される場合は、被保険者本人が訂正箇所を二重線で消して、正しい内容をご記入のうえ、訂正印を押印ください。

すべて脱退の場合は加入内容を二重線で削除し、申し込まないに○をしてください。

疾病医療上乗せ保険

団体総合生活補償保険 (MS & AD型)

※ 申し込まない (すべて脱退される場合には、加入内容を二重線で削除し、「申し込まない」欄へ○をご記入ください。)

★退職者は、一旦脱退すると、原則として再加入はできませんのでご注意ください。また、新規加入および引当額のお取扱いはできません。

被保険者氏名	基本補償セット	オプション	健康状況告知書質問事項回答欄	告知日	署名欄
1 人 カイホ タロウ	A	W	はい③ はい③ いい④ いい④	R 7年 8月 20日	海保太郎
2 配偶者 カイホ ハナコ	S	W	はい③ はい③ いい④ いい④	R 7年 8月 20日	海保花子
3 子 カイホ ナギサ	B	W	はい③ はい③ いい④ いい④	R 7年 8月 20日	海保者 親権者 海保太郎
4 親族等		W	はい③ はい③ いい④ いい④	R 年 月 日	
5		W	はい③ はい③ いい④ いい④	R 年 月 日	

団体長期障害所得補償保険

※ 申し込まない (すべて脱退される場合には、加入内容を二重線で削除し、「申し込まない」欄へ○をご記入ください。)

★退職者は、お取扱いはできません。

被保険者氏名	申込口数	健康状況告知書質問事項回答欄	告知日	署名欄
1 人 カイホ タロウ	4	はい③ はい③ いい④ いい④	R 7年 8月 20日	海保太郎

●パンフレットの説明をよくご確認いただき、署名・押印願います。

※ 他社の保険契約等 (注) <注> 他社の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。同種の危険を補償する他の保険契約等 (団体総合生活補償保険、普通傷害保険、所得補償保険等) がありますか。 **あり**

※ 保険金請求歴 (注) <注> 他社の保険会社等への保険金請求を含みます。過去3年以内に病気で保険金 (合計して5万円以上) を請求または受領したことがありますか。 **あり**

<ご注意> 「あり」の場合、裏面を必ずご記入ください。(ご記入のない場合には「なし」と回答したことになります。)

A50 合計保険料 (1回分) 保険料は加入される全被保険者の月払保険料の合計です。
円 ①引受損保控 A
(前回) 円 DC 250409 2025.05/AHD 63

口数に変更がある場合は、「現加入口数」を二重線で削除し、余白に今年度の申込口数をご記入ください。

他の保険契約・保険金請求歴につき全被保険者分をご確認いただき、回答が「あり」の場合、加入申込票1枚目裏面の欄に、被保険者ごとに内容をご記入ください。

補償の対象となる方 (被保険者) の氏名をカタカナでご記入いただき、生年月日、年齢、性別もご記入ください。年齢は令和8年1月1日時点の満年齢をご記入ください。

8月1日(金)から9月5日(金)までの申込期間中はWEBによるお手続きが可能です。

スマホ・PC等で右記の二次元バーコード・URLからアクセスしてください。



<ご注意>
・加入申込票とWEBはどちらか一方のお手続きとしてください。

URL: <https://dantai.ms-ins.com/index.php?ID=jxw76a>

●表面で「あり」と回答された場合には、必ず以下にご記入ください。

※他の保険契約等

被保険者氏名	所得補償 保険金額合計	傷害死亡・後遺障害 保険金額合計	傷害入院 保険金額合計	傷害通院 保険金額合計	疾病入院 保険金額合計	疾病通院 保険金額合計
	万円	万円	円	円	円	円
	万円	万円	円	円	円	円
	万円	万円	円	円	円	円
	万円	万円	円	円	円	円

上記では記入欄が不足する場合には、代理店・扱者または引受保険会社にお申し出ください。

保険金請求歴

被保険者氏名	保険会社	回数	合計金額
		回	円
		回	円
		回	円
		回	円

上記では記入欄が不足する場合には、代理店・扱者または引受保険会社にお申し出ください。

既に加入している方で、前年度ご加入の内容から変更や脱退のない場合、加入申込票の提出は必要ありません。

「マリアス」保険金・給付金ご請求の流れ

ご請求者 … 請求事案の発生

- 当該保険加入の有無について、お手元の「マリアスご加入のご通知」により確認
- 最寄りの部署の庶務担当からご請求書類の取得
(ご退職者・出向者は、最寄りの(公財)海上保安協会地方本部事務局又は(公財)海上保安協会中央本部厚生事業部あて依頼)
- 請求書類の提出 … 診断書などを添付
※損害保険については、一部ネットでのご請求も可能です。
詳細は下(損保)の欄をご覧ください。

最寄り部署等の庶務担当 (ご退職者・出向者は(公財)海上保安協会中央本部厚生事業部)

- 加入状況・添付書類を確認

管区本部厚生課等

- 加入状況・添付書類を確認

(公財) 海上保安協会中央本部厚生事業部

- 加入状況・添付書類を確認
- 医療保険(認可特定保険に限る。)のみ審査

引受保険幹事会社

- 審査
 - グループ保険・グループ保険プラス・医療保障保険・医療保障保険プラス・三大疾病保障保険 … 明治安田生命保険相互会社
 - 団体傷害保険・疾病医療上乗せ保険・長期所得補償保険 … 海交会経由、三井住友海上
- ご依頼の口座あて支払通知書の送付 … 海上保安協会あて通知

ご請求者 … 支払通知書・保険金等の受領

ご請求者 医療保険(認可特定保険)のみ受領

※ ご請求に必要な書類は、請求書類に記載していますが、不明な点があれば、最寄りの海上保安部署または(公財)海上保安協会等の担当者にお問合わせください。

公益財団法人 海上保安協会 中央本部厚生事業部 TEL: 03-3297-7582

「マリアス損保」ネットでのご請求について

<ネットでのご請求>

*ケガ・病気・携行品が対象です。

- ・スマートフォンで右記のQRコード(*)からアクセス。(※)QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。
- ・保険金請求に必要な書類を知りたい、診断書などの所定用紙がほしい、といった場合もご利用ください。メールまたはSMSにより保険金請求のお手続きについて速やかにご案内します。

<ネット以外でのご請求>

三井住友海上 24時間365日「事故受付センター」 フリーダイヤル 0120-258-189 (無料)

保険金請求WEB
QRコード



マリアス制度に関するお問合わせ先 ※「海上保安庁の「マリアス」の件で～」とお問合わせをお願いします。

「マリアス」保険会社窓口(生保)

グループ保険 グループ保険プラス 医療保障保険 医療保障保険プラス 三大疾病保障保険

【加入手続き等に関するお問い合わせ先】

明治安田生命保険相互会社
公法人第一部法人営業第四部
TEL: 03-6259-0030

受付時間 平日9:00~17:00(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)

【告知(お申込み時の告知)等に関するご照会先】

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口

フリーダイヤル 0120-661-320(無料)

受付時間 平日9:00~17:00(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)

「マリアス」保険会社窓口(損保)

団体傷害保険 疾病医療上乗せ保険 長期所得補償保険

三井住友海上火災保険株式会社
公務第一部営業第二課

TEL 03-3259-6681

【受付時間】 平日

(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)

9:00 ~ 17:00